いわて高等教育コンソーシアム
大学等における地域復興のための
センター的機能整備事業シンポジウム

これからの『文化財』

―津波被災地の文化財のあり方を考える―

シンポジウム録

はじめに

私どもいわて高等教育コンソーシアムは、文部科学省から「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」に採択され、平成23年度からこれを進めて参りました。そして、そのプログラムの一環として本シンポジウムが企画立案されました。私どもはこれまでに、平成24年に「東日本大震災の検証と来るべき震災の備えへの提言―資料保存と救済のあり方から」、平成25年に「なぜアーカイブスは必要なのか―文書保存の意義と実態」、平成26年に「震災の記録と記憶をどうとどめるのか―震災資料の収集保存と活用―」というシンポジウムと講演会を企画運営してきました。今回はその4回目ということになります。

戦後、文化財保護法による文化財保護のあり方が定着し、現在の日本における文化財保護の方法としてそれが基本となっています。しかし、様々な要因によって、定着した保護のあり方について、国も模索し始めています。

まず第一には、その文化財保護法の改正で、平成16年には「重要文化的景観の保護」の制度が盛り込まれました。

また、文化庁は平成20～23年度に「文化財総合把握モデル事業」を行い、歴史文化基本構想に基づいて文化財を個々のものとしてではなく、ある地域の中で総合的に把握するというあり方というものを提示しています。ちなみに、盛岡市もそのモデル地区として委託されて事業を行い、今回の報告の「奄美群島のシマ遺産」もその中の一つです。

また、最近では「日本遺産」といった試みも挙げられるでしょう。これは文化庁では世界遺産暫定リストに記載された文化遺産等を「日本遺産」という呼称で、国内外に発信するという性格を持つものですが、文科省も同時に日本遺産についての別の構想を持っています。すなわち、文科省は平成27年度には「文化財総合活用戦略プランの創設」を掲げ、「日本遺産魅力発信推進事業」の予算を計上しました。その中の文化財総合活用戦略プランでは、「地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、日本遺産に認定する仕組みを創設する」とありまして、平成27年度に15件程度の日本遺産を認定し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに100件程度にまで増やすとしています。要するにこれらの試みは、単体の文化財という考え方によるのではなく、一つの地域全体で文化財をとらえ直そうという試みです。

そして、こうした動きと連動しながら、またこうした動きとは別に、住民目線で文化財を選定していくという方法や、従来は文化財とは考えにくかったものを取り上げようとする試みも、全国各地で起こりつつあります。それが今回報告された京都市と遠野市がその具体例にあたります。

目を転じて、津波被災地の文化財を考えるとき、従来の文化財保護のあり方では、被災地の多くの有形の文化財は流出してしまい、新たに何を文化財として認知し、それを保護してゆくのかということについて、悲観的な見方をせざるを得ない現状にあるといえるでしょう。当コンソもその活動の一部に関わった、岩手歴民ネットワークの文化財被害調査結果の実態がそのことを明確に表しておりまして、今回は山田町の石碑被害調査の報告を紹介したいと思います。また、被災地の無形の文化財についても、震災以降いろいろ注目されてきましたが、人口流出が止まらない中で、どのようにこれを維持してゆくのかということには多くの課題があります。

本シンポジウムの目的とするところは、津波被害地の現状を踏まえつつ、そうした新たな考え方と取り組みを提示して、今後の津波被災地の文化財の見方と保護のあり方を提言しようというものでありました。当日、会場には被災地自治体の方、被災地で支援活動をしている方、遠く福島県の被災地の方なども多く参加頂き、多くの方からの質問が寄せられて活発な意見交換がなされました。

本シンポジウム録が、震災復興事業の一助になればと心より願っております。

いわて高等教育コンソーシアム地域研究推進委員会

いわて高等教育コンソーシアム
大学等における地域復興のための
センター的機能整備事業シンポジウム

これからの「文化財」

―津波被災地の文化財のあり方を考える―

シンポジウム録

第１部
基調講演

p7　地域の歴史・文化のストーリーを描き出す
― 国の文化財・文化遺産に対する取り組みについて ―

文化庁世界文化遺産アドバイザー
本　中　　眞　氏

第２部
基調報告

p23　震災被災地の石碑保存　現状と課題
―山田町の取り組みを例として―
岩手県立大学盛岡短期大学部　教授
松　本　博　明　氏

p32　奄美群島の「シマ遺産」に関する調査報告
いわて高等教育コンソーシアム文化財チーム
大　石　泰　夫　氏

p42　“京都をつなぐ無形文化遺産”制度など京都市独自の取り組みについて
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課　文化遺産普及・活用担当課長
宮　本　博　市　氏

p49　地域の熱意と汗でよみがえる遠野遺産
遠野文化研究センター文化課　課長補佐兼文化遺産係長
佐　藤　浩　彦　氏

パネルディスカッション

p59
コメンテーター
津波被災地自治体の文化財担当の方々

コーディネーター
いわて高等教育コンソーシアム・地域研究推進委員会　盛岡大学教授
大　石　泰　夫　氏

【開催日】

2015年7月11日(土)
13:00～18:00

【場所】

ホテルルイズ [3F 万葉の間]

盛岡市盛岡駅前通 7-15 TEL 019-625-2611 ／ FAX 019-625-2673）

第 1 部

【基調講演】

13:05～14:05 **地域の歴史・文化のストーリーを描き出す**―国の文化財・文化遺産に対する取り組みについて―
文化庁世界文化遺産アドバイザー……**本中　眞　氏**

14:05～14:20 休憩

第 2 部

【基調報告】

14:20～14:50 **震災被災地の石碑保存 現状と課題** ―山田町の取り組みを例として―
岩手県立大学盛岡短期大学部教授……**松本　博明　氏**

14:50～15:20 **奄美群島の「シマ遺産」**
奄美群島文化財保護対策連絡協議会会長……**中山　清美　氏**
※当日は体調不良のため、ご欠席されました。
［代］
奄美群島の「シマ遺産」に関する調査報告
いわて高等教育コンソーシアム文化財チーム……**大石　泰夫　氏**

15:20～15:50 **“京都をつなぐ無形文化遺産” 制度など京都市独自の取組について**
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
文化遺産普及・活用担当課長……**宮本　博市　氏**

15:50～16:20 **地域の熱意と汗でよみがえる遠野遺産**　遠野文化研究センター文化課
課長補佐兼文化遺産係長……**佐藤　浩彦　氏**

16:20～16:40 休憩

16:40～18:00 パネルディスカッション
コメンテーター／津波被災地自治体の文化財担当の方々
コーディネーター／いわて高等教育コンソーシアム・地域研究推進委員会
盛岡大学教授……大石　泰夫

18:15～20:15 情報交換会

第１部

基調講演

第１部　基調講演

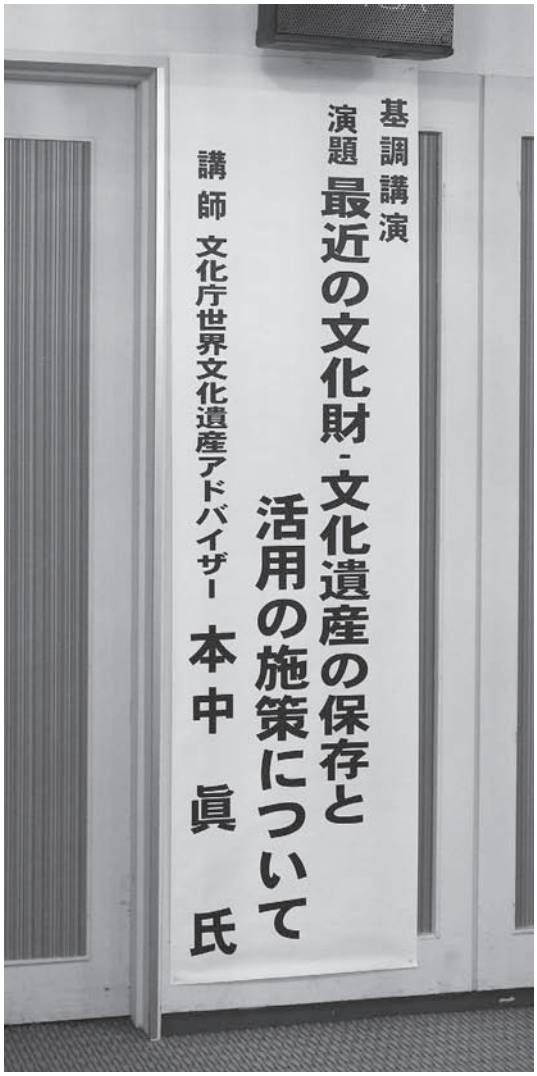
基調講演
演題 最近の文化財-文化遺産の保存と活用の施策について
講師 文化庁世界文化遺産アドバイザー 本中 眞 氏

これからの「文化財」
―津波被災地の文化財のあり方を考える―
日時：平成27年 7月11日（土）
場所：ホテルルイズ 3階 万葉の間

地域の歴史・文化のストーリーを描き出す

― 国の文化財・文化遺産に対する取り組みについて ―

文化庁世界文化遺産アドバイザー
本　中　　眞　氏

はじめに　皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、本中と申します。

３月末まで文化庁で調査官をやっていましたが、３月末で定年退官しまして、現在は世界文化遺産アドバイザーという名前をいただきまして、自由にやっております。

今日のお話は、最初に私に与えられた題名が「最近の文化財・文化遺産の保存と活用の施策について」ということだったのですが、ちょっと堅苦しいようだったので、メインタイトルを画面にあるように「地域の歴史・文化のストーリーを描き出す」とし、サブタイトルとして「国の文化財・文化遺産に対する取り組みについて」を付けた形に書き直してみました。地域全体のストーリーやテーマをどのように描き出し、それをどのように地域の人たちのさまざまな取り組みの中に活かしていくのか、そのあたりのことについて文化財・文化遺産を基軸にお話しをしたいと思います。

先ほどもご紹介いただいたように、文化庁では制度改正や世界遺産などの多様な課題に取り組んできた経験がありますので、そのお話をしようと思います。

お手元の資料には１から４まで、４つの項目しか書いてありませんが、５つ目に東日本大震災から学ぶべき事柄について追加しております。私は東京を拠点としつつ、時折、被災地にお邪魔して、文化財の復旧の方法や文化財を活かした復興事業をどのように進めて行くのかについて、地域の人たちと話し合い、ともに取り組んできた立場からお話をさせていただければと思います。

文化財保護法における６つの文化財　復習になってしまいますが、文化財保護法における文化財の定義を再確認したいと思います。文化財保護法第２条には、６つの文化財を定義しています。

１つ目は有形文化財。これは建造物と美術工芸品から成り立っており、その中から重要なものが「重要文化財」として指定されます。そのうち、特に重要なものが「国宝」に指定されるということですね。

２つ目は無形文化財です。「人間国宝」という名前でよく知られていますが、特に芸能や技術に秀でた個人・団体を指定するわけです。「人間国宝」は通称で、重要無形文化財として指定された個人や保持している団体を指しています。

３つ目は民俗文化財です。地域に伝わる習俗や祭礼、それに用いられる道具・場所などから成り立っています。そのうち重要なものは、重要有形民俗文化財または重要無形民俗文化財として指定されます。

４つ目は記念物です。私はこの記念物の分野に長く携わってまいりましたので、今日は記念物の話を中心にさせていただこうと思います。

５つ目は、平成16年の制度改正によって文化財保護法の中に新たな類型として創設された「文化的景観」です。文化的景観については後ほど詳しくご説明いたします。そのうち重要なものは、地方公共団体等の申し出に基づき、「重要文化的景観」として選定されます。

そして、最後の６つ目が「伝統的建造物群」です。単体で価値評価が可能な建造物は重要文化財又は国宝というように有形文化財として指定されるわけですが、単体ではなく、連続して面をなしている、いわゆる「町並み」の観点か

ら一群の建造物として評価する制度です。これも文化的景観とよく似ていて、地方公共団体等の申し出に基づき「重要伝統的建造物群保存地区」に選定できる制度となっています。

登録文化財の保護制度　平成８年に、建造物の分野に「登録文化財」の保護制度が導入されました。ここ盛岡市内にも、登録文化財として登録されている建造物がたくさんあると思います。その後、平成16年の文化財保護法の改正に際して、有形文化財のうちの美術工芸品のほか、民俗文化財や記念物も含め、それぞれ登録による保護制度が創設されました。

登録と指定は、保護の考え方が根本的に異なる保護制度です。登録文化財の場合には行為規制が極めて緩やかで、現にある状態に変更を加える場合でも、手続きは届出だけで済むわけです。登録制度の趣旨は、強力な行為規制の下に、それ自体を守っていくというよりも、存在そのものをみんなで知り、次の世代に伝えていくための多様な取り組みの材料にしていくことを目的としています。行為規制が緩やかであるのに対し、支援の制度も非常に薄いんですね。

埋蔵文化財の保護制度　ただ今ご説明した６つの類型の文化財以外に、「埋蔵文化財」や「文化財の保存技術」があります。埋蔵文化財は、ご承知のとおり「地下に埋もれている文化財」の総称です。道路やマンションの建設など、さまざまな開発行為に伴って事前に発掘調査が行われるわけですが、それに伴って発見された遺構や遺物を「記録」として保存する制度です。「記録」というのは、遺構や遺物を図面・写真などの記録により保存することを意味しています。しかし、発見された遺構のうち重要なものは史跡に指定されたり、名勝に指定されたりするわけです。また、出土品の中には、考古資料の観点から美術工芸品として重要文化財に指定されるものもあります。広く登録制度に近い埋蔵文化財の保護制度があり、その上に有形文化財（美術工芸品）の重要文化財（考古資料）の指定や記念物の史跡・名勝の指定の制度があるわけです。

文化財の保存技術（選定保存技術）　もうひとつ、文化財の保存技術があります。これは文化財を後世に伝えるためのさまざまな技術を持っている技術者・技能者を個人として選定するとともに、団体として認定することによって次世代へと伝えていくための制度です。画面には、記念物関係の「選定保存技術」として、文化財庭園保存技術と文化財石垣保存技術を掲げています。それぞれ技術者・技能者の団体を「保存団体」として認定しています。特に庭園に関しては、東日本大震災の復興の一環として、盛岡市の南昌荘庭園や南部氏庭園、宮古市の盛合氏庭園などにおいて、保存団体が若い後継者育成のためのトレーニングの企画を行っています。

岩手県下の文化財の事例　画面は、岩手県下の文化財の事例です。一番上段に示しているのは中尊寺の国宝の事例、花巻市内の曲り屋の農家建築、近代のものでは盛岡の岩手銀行の建造物です。中段の左側は中尊寺所蔵の仏像ですね。画面の右側には有形民俗文化財や無形民俗文化財の事例を示しています。下段は、岩手県内の唯一の事例ですが、重要伝統的建造物群保存地区として選定されている金ケ崎の武家屋敷群です。また埋蔵文化財としては、インターネットから拝借した画像ですが、東日本大震災の復興事業の過程で発見された遺跡について、調査担当者が地域の子供たちに説明している状況の写真です。左側は文化財の修理に使われる漆の採取の状況で、選定保存技術となっているものです。

岩手県下の記念物の事例　私は長く記念物の保護の分野に携わってきましたので、岩手県の記念物の事例に限定して画面により紹介しておきたいと思います。上段は史跡です。よくご承知だと思いますが、縄文時代の御所野遺跡から始まって、坂上田村麻呂が造営した志波城跡、南部氏の居城で石垣の修理が継続的に行われてきた盛岡城跡。最近、世界遺産にもなった近代の製鉄遺跡である橋野高炉跡ですね。

２段目は名勝です。世界遺産平泉の構成資産である旧観自在王院庭園、毛越寺庭園ですね。

庭園はひとつの空間の中に世界観・自然観・風景観などを凝縮し、各時代の人びとが作品に表現してきた場所ですね。また、歌に詠まれたり信仰の対象になってきたりした自然の景勝地もあります。画面の宮古市の浄土ヶ浜や一関市の厳美渓などは、絵画に描かれたり和歌に詠まれたりして、岩手県のみならず全国の人たちに親しまれてきた景勝地であるわけです。

下段は天然記念物の事例です。動植物・地質鉱物が対象となっており、生物から地中に埋もれているものに至るまで、その対象はかなり多様です。右下は一戸町にある浪打峠の交叉層で、海底の地層が互層を成して地上の表れているところに特質があるのですが、江戸時代以降に南部藩が古歌の名所である「末の松山」に比定し、知られるようになっていったという文化的意義もある場所です。

個々の文化財が語るストーリーやテーマ　私は文化財を指定する場合に、その文化財が語るストーリーとは一体何なのか、文化財の背後にある物語は一体何なのか、人々がそこに残してきた足跡から何を読み取るのかについて、常に考えてきました。今日ご参加の方々も、文化財を見るときには、そのような目で接しておられるのではないかと思います。今日の私のお話は、文化財に指定されたひとつの場所が語るストーリーと、ひとつの文化財だけではなく、一定の空間に存在する多様な文化財が組み合わさることによって全体として語るひとつのストーリーやテーマもある。ひとつであろうが複数であろうが、ストーリーやテーマは地域の文化や歴史、伝統と一体となっています。それらがつながりを持つことにより、まちづくりの資源になっていくというお話をしたいと思います。

世界遺産富士山が語るストーリー　まずひとつの文化財が描くストーリーについて、これも世界遺産の事例なのですが、富士山を事例に話をしたいと思います。

富士山の中核の部分は、特別名勝や史跡に指定されています。富士山の五合目以上の山体を中心として、山腹に点在している信仰の拠点となった浅間神社の境内を含め、世界遺産の区域が決められたわけです。そのテーマ、つまり世界遺産のテーマはいったい何だったのかというと、それは特別名勝や史跡のテーマと基本的に同じなのですが、「信仰の対象」であることと「芸術の源泉」となってきたことが、相互に深く融合した存在だということなんですね。日本に固有の神道や修験道などを通じて「信仰の対象」となり、世界に影響を及ぼした浮世絵を通じて「芸術の源泉」として、19 世紀のヨーロッパにおけるジャポニスムの潮流のように、美術史上にも大きな影響を与えたわけですね。そのようなふたつの側面が融合した存在だということが富士山の世界遺産のテーマやストーリーとなっているわけです。

「信仰の対象」としては、古代は火を噴く恐ろしい火山として登ることのできない山だったわけですが、鎮火するにしたがって山中が修験者の行場となりました。さらに、近世になると多くの庶民が富士講を通じて山頂を目指して登るようになりました。現在、富士山は年間 30 万人もの人が登るというので、世界遺産委員会は、価値に対する負の影響が懸念されることから、来訪者数を抑制する方向で戦略を策定すべきではないかと勧告しています。山梨県と静岡県が来訪者戦略をまとめるために 3 年間の調査を行いその結果を踏まえて、どのような戦略の指標と来訪者数を定めるのかが課題となっています。2016 年の 2 月には、ユネスコの勧告に対してレポートを提出しなければならないので、現在はまとめの段階に入っています。話は違いますが、世界遺産となった「明治日本の産業革命遺産」も登録時に 8 つの勧告が出されていますので、釜石市の橋野鉄鉱山を含め、2017 年 12 月までにレポートを提出するよう求められています。

「芸術の源泉」としては、先ほども少し触れたように、葛飾北斎や歌川広重の浮世絵を通じてヨーロッパの美術界に大きな影響を与えたということが、世界遺産としての重要なストーリーとなっています。

名勝イーハトーブの風景地　ひとつの文化財のみならず、個々の文化財のつながりが描き出すストーリーやテーマにも注目すべきであろうと思います。まず私が注目したのは、岩手県を代表する詩人であり、童話作家であった宮澤賢治の世界ですね。私も賢治の作品に長く親しんできた人間のひとりです。画面に掲げるような賢治に関連する複数の場所があります。以前から著名な建造物もありますし、最近まであまり知られていなかった山や滝などもあるかと思います。そのような多様な場所を、賢治が作品の中に表現しようとした世界観・宇宙観の観点から捉えることはできないだろうかと考えたわけです。そのようなテーマやストーリーを自然の風景の観点から捉えようとしたのが「名勝イーハトーブの風景地」だったわけです。花巻市、江刺市（現在は奥州市）、雫石町、住田町などに所在する７つの場所から成り立っており、多様な地形と地層が織りなす風致景観を構成しています。賢治は地形学・地質学に通暁していたわけで、彼の科学的な鑑識眼を通じて把握された自然の姿、それらを捉えるうえでの世界観・宇宙観が自らの創作活動の重要な母体となっていました。

「イーハトーブ」というのは「理想の大地」を表し、岩手県全体を指していると言われていますが、その核心が７つの指定地から成り立っているというのが名勝指定のコンセプトです。画面は鞍掛山・七ツ森・狼森。鞍掛山は、岩手山より古い時代の成層火山の一部とされています。七つ森は、７つのすり鉢を伏せたような丘陵が点在していることで著名ですが、「屈折率」などの作品にも登場して、田園風景の中でも非常に目立つ重要な目印になっている丘陵です。狼森は、小岩井農場の中にあるひとつの森です。人間関係と自然の関係を表す象徴的な存在として、「小岩井農場」の作品中に登場します。釜淵の滝については、子供たちを連れて課外授業を行った時の風景が「台川」という童話に描かれています。五輪峠は遠野街道沿いの五輪塔の一角だけが名勝指定地となっているのですが、西洋の地形学や地質学以外にも通暁する賢治が、五輪塔に象徴された五元素に基づく仏教の自然の捉え方をも尊重していたことを表しています。また、遠野へと通ずる街道の峠から望む展望景観はとても印象的で、展望地点としても重要な意義を持っています。

種山が原は異界へとつながる接点とでも申しましょうか、私たちの日常生活から異なる世界へとつながる中間的な存在を表す場所として「風の又三郎」に登場します。ジョバンニとカンパネルラが主人公の「銀河鉄道の夜」には、イギリス海岸が登場します。このような複数の自然の風景地を捉えることによって、日本の代表的な詩人・童話作家である宮澤賢治が捉えようとした世界観・風景観を表し、多くの日本人の心を捉え、長い間親しまれ続けてきた風致景観であるということがテーマとなり、一群の場所から成る風景地として名勝に指定されたということですね。

文化的景観の事例　もうひとつの取り組みは、土地利用の中にある風致景観上の価値をどのように評価するのかということです。人間の土地に対する営みにより、顕著な土地利用の形態が生まれ、また精神上の意義が生じる。それらを土地利用の歴史として捉え、継続的に行われてきた生活や生業の在り方とともに評価しようとするのが文化的景観の考え方で、これまでに重要文化的景観として選定されたものの一部を画面に示しています。

切支丹との関連の天草の文化的景観、水辺における独特の土地利用の在り方を表す利根川流域・渡良瀬川流域の景観、岩手県の事例では世界遺産平泉の追加候補にもなっている一関本寺の農村景観をはじめ、地域の主産業の歴史を示す馬産と牧場、『遠野物語』の起源となった佐々木喜善の生家がある山口集落などの遠野の文化的景観があります。現在、全国で約 40 箇所が重要文化的景観に選定されています。

文化的景観の保存制度創設の背景　文化的景観とは、今までの文化財とはまったく異なる文化財の保護制度で、先行する伝統的建造物群の

保存制度にヒントを得て創設されたものです。その背景には、全国各地で棚田を守り、地域の資産として活かして行こうという多くの人々の動きがありました。それに呼応して、棚田を保全するための支援制度を創設しようとの動きもありました。さらには、国土交通省が中心となって各地の自治体が定めた景観条例の根拠法となる法律として「景観法」を創ろうとしていた。そのようなさまざまな動きが大きなうねりとなり、その中に文化的景観の保護制度の創設の動きが文化財の分野で持ち上がったということなんです。ひとつの大きな波が起こっても、新たな制度創設にまではなかなかつながらないものです。ひとつ波が今ひとつの波に重なり、全体として大きなうねりを創りあげていくようにならないと新しい制度を創る方向には発展しないわけです。文化的景観の保護制度は、平成16年だったからこそ可能となったのだと言っていいと思いますし、１年早くても遅くてもおそらくできなかったのではないかと思います。景観法の制定が同時に進んだからこそ、創設にまで漕ぎつくことができたのだと思います。

重要文化的景観の選定は景観法と密接な関係をもっておりまして、①景観法に基づく地域の景観の保全のための枠組みを作ること、②重要文化的景観の選定の準備となる文化的景観の保存調査を行うこと、③選定の対象となる地域に特化した保存計画を策定することの３点を一体として進めなければ、選定まで持ち込むことはできません。したがって、重要文化財や記念物の指定とは異なる準備作業が必要となり、地域の住民・行政が一体となって保存計画を作成し、自らの町の来し方と行く末はいかにあるべきなのかについてまとめあげていく過程こそが、この重要文化的景観の保護制度の大きな意義であるわけです。文化庁の予算は小さいですが、地方公共団体が選定に向けて実施する文化的景観の保存調査や保存計画の策定をはじめ、選定後の修景整備等に対しても経費の補助が行われています。

文化的景観の視点による史跡・名勝の保護の試み　言うまでもないことですが、景観は人間が創り上げたものであり、今もなお変化の途上にあるものです。さまざまな要素が絡み合いながら、ある一定の幅の下に徐々に進化を遂げていくという性質を持っています。ある意味、「生き物」だといっても良いわけですね。ですから、現にある景観を次の世代に伝えていくためには、人の継続的な営みを大切にする姿勢を前提としないと、文化的景観としての土地利用形態が持つ価値の評価はもちろんのこと、その継承もままならない。制度の意味がなくなってしまうのであろうと思います。文化的景観の保護制度の創設に先駆けて、従来の史跡や名勝の指定・保護の取り組みの中で、水田などの農地に込められた文化的価値の評価や保存活用に関して、私たち文化財の分野ではどのようなアプローチが可能なのかについてテストしてきたわけです。たとえば、大阪府泉佐野市に岩手県の一関本寺と同じような性質の荘園の遺跡があり、大阪府下だとは思えないような非常に魅力的な農村景観が展開している地域があります。画面は史跡日根荘遺跡いう中世の荘園遺跡でして、後に史跡を中核として盆地の水田地帯・河川、周辺の山林の地域を含め重要文化的景観として選定されることになるのですが、史跡の価値をどのように継承していくのかについて定めた保存管理計画が文化的景観の観点を十分踏まえたものとして策定されたんですね。つまり、広面積の農地を含む史跡の保護において、文化的景観の視点をいかに適用できるかということをテストしたわけです。それは、長野県千曲市の名勝姨捨（田毎（たごと）の月）においてさらに肉付けされることになりました。そのような事例が布石となって、重要文化的景観の制度創設へとつながっていきました。

名勝姨捨（田毎の月）と重要文化的景観姨捨の棚田　名勝姨捨（田毎の月）の事例を少しだけ紹介しておきたいと思います。画面は少し以前の姨捨の航空写真です。ごらんのように、北の善光寺平に向かって広がる傾斜面に壮大な棚田が展開しているのがわかります。１枚１枚の

水田に月影の映る光景が「田毎の月」と呼ばれるようになり、江戸時代末期に歌川広重が制作した浮世絵などを通じて全国にその名が知られるようになりました。長楽寺という寺院の境内には、姨捨を訪れた松尾芭蕉の発句を刻む江戸時代の句碑をはじめ、姨捨の月見を詠った夥しい数の歌碑・句碑が残されているほか、月見殿と呼ぶ観月のための建造物も建っています。そして、一群の小さな水田の区画から成る往時の姨捨の棚田の風情をよく残している「四十八枚田」と呼ぶ区域があります。また、いったんは耕作放棄により山に戻ってしまっていたのですが、千曲市（指定時には更埴市）が所有者から土地を借り受けて棚田を復元し、都市の人たちとの交流事業を行うオーナー制度を開始しました。これらの３つの区域を名勝に指定したわけです。

名勝への指定をきっかけとして、私も１枚水田を貸してもらうことにしました。画面の左上の写真が最初の年に田植えに行ったときのものなのですが、市の教育委員会の人たちが大勢助っ人に来てくれまして、あっという間に田植えの作業は終わっちゃったんです。しかし、翌年からは草刈りも全部自分たちでやることにしました。初年度の収穫量は結構多くて、コメ１キロあたり４万２千円くらいかかりました。どういう計算かと申しますと、千曲市は東京から往復400キロくらいの距離にあるんですね。もちろん車で移動するんですが、途中で休憩して温泉に入ったり、おいしいものを食べたりしないと、女房も子どもも来てくれませんので、かかった経費をすべてを合算し、それを収量で割り戻すと、それくらいになったということなんです。通常のコメの市場価格の10倍くらいの金額になってしまいました。でも、田んぼでの草刈り作業は結構きつかったけど、作業後のあぜ道での休憩はとても気持ちよくて、日常生活の気分転換になりました。しかし、だんだん仕事の関係で現地に行けなくなってしまいまして、一昨年オーナーをクビになりました。現在は、実際に現地に行って農作業を行う体験コースではなく、お金を支払って収穫物だけをいただく保全コースに参加しております。そのようにして私が直接関わらなくても、多くの都市の人々が棚田の運営に参加するようになり、地元の農家と行政が連携して、文化庁の支援制度も利用して、多彩な施策を進めておられるわけで、これはやっぱり名勝に指定して良かったなあという気持ちを持っています。

現在では、名勝の指定地だけではなく、棚田の給水源となる斜面上方の貯水池と、そこから延々と引かれた用水路も含め、合計約97ヘクタールにも及ぶ棚田のほぼすべてが重要文化的景観として選定されています。千曲市が音頭を取って、専門家による会議と地域の人たちによるワークショップが開かれています。地域の人たちが棚田の歴史的意義とその保全の意義をどのように考えるのかということが一番重要であり、これまで自分たちが棚田への関わりはどのような意味を持ってきたのかについて、常に確認し合いながら議論していったことが実を結んだといって良いと思います。

史跡骨寺村荘園遺跡と重要文化的景観―関本寺の農村景観　一関市の本寺地区の荘園遺跡でも、同じようなことがいえるのではないでしょうか。岩手県内の事例ですので既にご承知の方も多いと思いますが、13世紀にさかのぼる中尊寺経蔵の骨寺村荘園遺跡で、それが中世の絵図に描く内容と同じような景観が今に伝えられています。盆地の農地には防風林を伴う農家が点在し、各々の敷地内の建物配置の特質が今日に継承されています。まず、信仰施設などを中心に史跡に指定され、その後に絵図に描かれた範囲を対象として重要文化的景観への選定が行われました。地元の人々によって「骨寺通信」が出されており、地域外の人々との交流の中でいろいろな取り組みが行われています。ほ場整備を行うかどうかについて議論が分かれた時期もありましたが、農耕がしやすいように従来の水田の形態を少しだけ変える環境対応型のほ場整備を行うことにしたわけです。そうした流れの中で、本寺地区らしい細かな農地が残ってい

るところはそのまま歴史的景観を残していこうという方向へと発展し、それが今に継承されているのではないかと思います。

歴史文化基本構想の視点　ご説明したように、ひとつひとつの場所を複数つなげて捉える視点は、冒頭の趣旨説明の中にもありましたように、歴史文化基本構想という取り組みの中に継承されています。これは、各自治体の文化財行政部局だけではなく、まちづくりや観光の行政部局が連携する中で、地域に固有の歴史・文化を再発掘し、隠れた文化遺産、埋もれた文化遺産の洗い出しを行う。その中核を担うのが地域の人たちの記憶に蓄積されたさまざまな情報や知識であり、それらを確実にまとめる中で、まちづくりの方向性や施策に活かして行くということが趣旨となっています。再発見した有形無形の文化遺産のリストを作り、その地域に固有のまちづくりを進める上での基礎データにしようというのが歴史文化基本構想の眼目であります。

歴史文化基本構想と並行して、国土交通省・農林水産省、文部科学省の３省が共管して新しい法律を作りました。歴史まちづくり法という法律（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴まち法」という）ですが、歴史文化基本構想は、この法律とも強い関係を持っています。歴まち法では、国指定文化財の周辺に展開し、それらと直接の文脈をもつ周辺区域を「重点地区」として定め、地区内の歴史・文化・伝統に配慮した修景等の施策に支援金を出すという制度なわけです。ですから基本になる歴史文化基本構想があり、それをもとにして歴まち法による歴史的風致の維持向上へとつながっていくという方向性になっています。

歴史文化基本構想は「事業」として取り組んできたものであり、新たな価値付けをしようという性質のものではありません。多様な遺産の多様なレベルの価値を全体としてまちづくりに活かしていこうという趣旨の下に、「事業」として取り組む性質のものです。これまでに35の市町村において歴史文化基本構想の策定事業が行われました。

日本遺産事業の取り組み　もうひとつ、今、私たちが取り組んでいる重要な事業として「日本遺産」があります。これまでの文化財は「点としての保存・活用が中心となってきたわけですが、一定のテーマとストーリーのもとに文化財・文化遺産をつながりのあるものとして捉える視点を重視し、歴史文化基本構想において培われた視点をさらに発展させていこうとの意図も込められています。そのようなことを踏まえ、新たに文化財・文化遺産としての価値づけを行うのではなく、現代的な視点も加味しつつ新たなストーリーを見つけ出し、文化財や文化遺産を活かすためのブランディングを行う。それを「日本遺産」という名前で多くの人々に知ってもらい、売り込んでいく。そのための支援制度も準備する。現在は19箇所ですが、2020年のオリンピック・パラリンピックまでに100件の選定を目指しています。

名勝イーハトーブの風景地のように複数の場所が語るひとつのストーリーやテーマなど、文化財そのものが語るストーリーそのものに意味があり、価値がある場合がある一方、日本遺産ではストーリーやテーマ自体を価値付けしようとはしていないと言って良いかと思います。日本遺産は文化観光施策の一環として取り組む事業としての性質を強く持っており、ストーリー自体に価値付けを行うことを目的としているわけではないということなんですね。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、日本遺産のストーリーには、嘘はいけないとはいうものの、現代の私たちが脚色した新しいストーリーも含んでいるわけですね。ですから、ストーリーやテーマによってつながる文化財を一群のものとして価値評価しようとの意図は、そこにないといって良いわけです。現にある一群の文化財をパッケージとして捉え、地域に固有の物語を発見し創り上げる地域型と、複数の地域にまたがるネットワークシリアル型の２つに分け、それぞれ文化観光政策に活かしていくという趣旨な

んです。現在、日本遺産となっている19箇所のうち、群馬県では世界遺産となった富岡製糸場に関連させて、ストーリーの主軸を「かかあ天下」としています。女性の力に光を当て、「絹産業の発展を支えたのは女性たちだった」という物語を紡ぎ出したわけですね。京都は「お茶の800年の歴史散歩」。京都のお茶に関する有形・無形の資産を含んでいます。これについては、後ほどご報告があるのではないかと思います。また、四国では「四国遍路」。お遍路さんの御接待の文化が取り上げられていますね。

文化財保護の考え方の変化の過程　文化財保護法が制定されたのは昭和25年です。その年、法隆寺の金堂壁画が失火によって焼損するというショッキングな事件があり、戦前の文化財関係の法律が統合されて文化財保護法が制定されました。その後、都市公園法や古都保存法などが制定され、文化財の分野では「風土記の丘の構想」も創設されました。これは、古墳群などの場合に、ひとつひとつの古墳だけでなく、その周辺の風土も一体として保全していくという考え方のもとに史跡の整備事業として創設されたわけですね。それと相前後して、伝統的建造物群の保存地区制度なども創設されました。こうして、優品の確実な保護からスタートした文化財保護の分野は、都市公園や古都の法律の影響を受けて、点から面へと展開をとげてきたのです。そして、周辺環境の保全への試みや、単体の建造物から「面（ツラ）」をなす建造物群としての価値評価への展開がありました。

今ひとつ重要なことは、保存と調和のとれた活用に対して視点が向けられるようになったことです。その過程でクローズアップされたのは、史跡整備に復元建造物の手法が導入されたことでした。盛岡の史跡志波城跡における門や塀の復元もそうなんですが、「復元」とはいっても必ず「想像」の部分が加わるわけですね。しかし、その時点で最も蓋然性が高いと考えられ、多くの専門家が容認できる程度の意匠・形態・技法に落ち着くような復元の姿を目標とする必要があります。あり得ないような形姿を創り上げてはいけないが、根拠を明確に示せる部分と建造物が持つ機能をベースに想像せざるを得ない部分とを区分して明示し、誤解を招かないようにすることが重要なわけですね。100パーセントの復元などあり得ないとすれば、望ましい「復元」の在り方を議論によって導き出していこうとの姿勢です。そのような「復元」を取り入れた史跡の整備事業を、平成元年から文化庁が進めるようになった。これは新しい大きな展開だったと思います。また、暮らしや生業により形成された土地利用の在り方の評価が文化的景観の制度創設に現れていると思います。

今日はあまりお話できませんでしたが、クリエイティブシティ（創造都市）という事業もあります。ユネスコや文部科学省が推進している事業ですが、歴史的都市への視座とともに、新しい文化が生まれる場としての都市、創造的な文化活動の場となっている都市を顕彰しようという国際的な取り組みです。それは、歴史文化基本構想や歴まち法（地域の歴史的風致の維持向上に関する法律）の取り組みとも文脈は同じだといって良いでしょう。そして、日本遺産事業は文化庁が文化財保護行政のみならず、文化観光政策へと舵を切る重要なポイントになるように思います。文化財保護の根幹を押さえつつ、文化観光政策も文化庁は視野に入れているということの意思表示になればいいのではないかと思います。

東日本大震災から学ぶもの　時間がなくなりつつあります。お話しなければならない重要な事柄が最後になってしまいました。震災復興に関するお話を少しだけさせてください。今回の震災は、私たちにとって極めてショッキングな出来事でした。決して忘れてはいけないという観点から、画面にはあえてショッキングな映像を出しています。被災した各地では、自らが生きてきた文化基盤を再確認する過程が震災後継続的に行われてきたのだろうと想像します。特に岩手県下において私が関わったのは、陸前高田市の名勝高田松原でした。ほとんどの松は津波によって流され、かろうじて一本の松だけが

残されたわけですが、被災後３週間ほど経ってから現地を訪問して確認すると、砂州の部分が部分的に残されていることが確認できました。昭和15年に名勝高田松原が指定されたときの資料を見ると、松だけではなく、その基盤である砂嘴が評価の対象に含まれていることが明らかなんですね。指定の説明文では、松と砂嘴、そして背後の山にも言及しています。したがって、１本の松や砂嘴の一部が残り、背景を成す山々がそのままである以上、指定解除はできないだろうということを文化庁内で合意しまして、名勝指定の継続を決めたわけです。現地に立ったとき、名勝指定の継続が、今は流されてしまった松原が将来再生できるきっかけとなるならば、それに勝るものはないと考えました。多くのものが「カケラ」となってしまいましたが、「カケラ」となったさまざまな証拠、記憶をつなぎ合わせて、新たな場を創り出してゆく。ただ単に新たな場を創るのではなく、カケラを大事にしながら、未来につながる確かなストーリーを紡ぎ出していく、語り伝えるべき新たな場を創造して行くことが大切なのではないかと思います。

埋蔵文化財の分野でも、大きな意義があったと思います。埋蔵文化財の発掘現場に立ち会い、先人たちの生活や生業の痕跡を知り得たことは、地域の人々にとって大きな有形無形の収穫をもたらしたのではないかと思います。

画面には宮城県南三陸町の祭りの場所を掲示していますが、ここは地域の人々にとって精神的紐帯の場所であった。震災後も鎮魂の場となって、記憶を伝え、確認できる重要な場となりました。南三陸町の庁舎は、最近、宮城県が買い取って地域の人々の間で議論の時間的猶予をつくろうということになったと聞いています。残すことについては賛否両論あると思いますが、私は、「モノ」を証拠として残していくことは極めて重要であると考えています。色々な石碑が残されていますね。その中には地震や津波のことを伝える石碑があり、それらの多くは津波が到達した地点に建てられたものだという話を聞きました。これらの石碑は重要な歴史的・文化的意義を持っていると思います。

ちょっと性質と背景が異なりますが、広島の原爆ドームの場合にも、昭和30年前後に残すか残さないかの議論がかなり深く行われた時期がありました。中学生や高校生がぜひ残して欲しいという署名活動を展開したことはよく知られています。そこで起こった事件を実態のある証拠として、目で見て手で触り確認することのできる証拠として、将来に残してくことの重み…。もちろん記憶は語り伝えることも大事ですが、やはり風化していきます。モノとしての証拠のカケラは残されていくわけですから、それらをたよりに語ることによって、記憶そのものを伝えていくことは極めて大切だと思います。

まとめ　最後に私の今日の話をまとめておきたいと思います。

継承されてきた地域の歴史・文化のストーリーやテーマ、これをいか読み解いていくのか、見つけだしていくのか。これは行政だけの責任ではなく、研究者だけの責任でもなく、地域の人々を含めて運動が大きく展開していかないと難しいところがあります。人々の記憶の中に、ストーリーやテーマの元となるカケラが刻まれているのだと思います。そのカケラの隙間にあるものを、紡ぎ出し膨らませていく作業が必要ですね。いかに新しいストーリーを創造していけるか。カケラとなった証拠や記憶の断片をしっかり押さえ、それらをみんなで共有して新しいストーリーの中に組み込むことにより、新しい価値の創造へと発展させていくことが可能となるのでしょう。

主人公というのは私たちです。往時の人々から引き継いだ英知・知識、それは私たちが将来を生きる方法にも関わってくるのだろうと思います。主人公である私たちには、ストーリーを見つけ膨らませていく権利があるのだと思います。

これで私のお話を終わります。ご清聴ありがとうございました。

地域の歴史・文化のストーリーを描き出す・・・
国の文化財・文化遺産に対する取り組みについて

1. 文化財にはどんなものがある？
2. ひとつの文化財が描くストーリーと複数の文化財のつながりが描くストーリー
3. 文化的景観の観点からストーリーを描き出す
4. 地域の歴史・文化の観点からストーリーを描き出す

平成27年7月11日　本中　眞

文化財保護法による文化財の種別

文化財
- 有形文化財　（重要文化財）　／登録
- 無形文化財　（重要無形文化財）
- 民俗文化財　（重要有形・無形民俗文化財）／登録
- 記念物　（史跡名勝天然記念物）　／登録
- 文化的景観　（重要文化的景観）
- 伝統的建造物群　（重要伝統的建造物群保存地区）

埋蔵文化財

文化財の保存技術（文化財庭園保存技術／文化財石垣保存技術）

ひとつの文化財が描くストーリー

特別名勝 富士山（山梨県・静岡県）

- 信仰の対象　古代～中世は山岳修験の霊場／近世～近代は富士講の霊場
- 芸術の源泉　詩歌・絵画の対象／19世紀後半の浮世絵はヨーロッパ美術史に影響

写真：著者撮影

名勝イーハトーブの風景地
（岩手県花巻市・江刺市・雫石町・東和町・住田町）

日本の代表的な詩人及び童話作家である宮澤賢治（1896～1933）の作品には、岩手県地方の独特の風土を表す自然の風景地が多く登場する。それらは理想の大地として賢治が名付けた「イーハトーブ」を構成する場所であり、今もなお美しい風景を伝えることから、日本中の多くの人々に愛されている。

これらの多様な地形と樹叢が持つ風景上の価値は、地形学・地質学に通暁した賢治の鋭い観察眼を通じて科学的に把握され、創作活動の重要な母胎となった。さらに、それらは彼独特の自然観及び世界観の醸成において大きな意味を持ち、やがて理想の大地を表す「イーハトーブ」の核心にまで昇華した。

個々の風景地が持つ観賞上の価値、学術上の価値はともに高く、一群の風景地として名勝に指定し保護を図ろうとするもの。

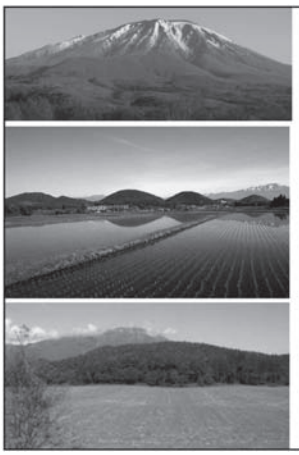

鞍掛山
岩手山より古い成層火山の山体の一部が残存したもの。彼は鞍掛山とその麓の「をきな草」が咲く草地を愛したとされ、「白い鳥」など複数の散文詩に「くらかけ山」の風景を詠んだ。

七つ森
7つの小独立丘。詩集『春と修羅』に収められた「屈折率」などの多くの詩作が遺されており、森林に覆われた独特の景観は現在でも田園風景の中で一際目立つ重要な目印。

狼森
小岩井農場の敷地内にあるの独立丘陵。散文詩「小岩井農場」では、周辺に点在する笊森・盛森とともに、人間関係及び人間と自然との関係を表す象徴的な存在として描かれた。

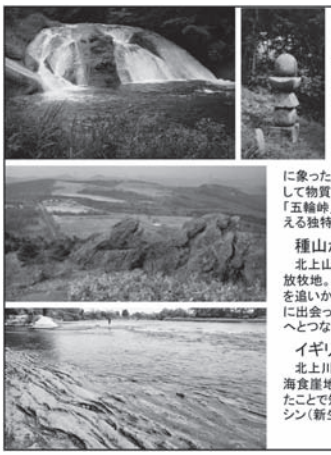

釜淵の滝

台川の岩床の表面を舐めるように水が洗う美しい瀑布。童話『台川』では、自らの野外授業の経験に基づき、教師が生徒を連れて訪れた釜淵の滝の風景が描かれた。

五輪峠

遠野街道沿いの峠。仏教世界において物質の5元素とされた空・風・火・水・地を各石に象った五輪塔とそれを取り巻く峠の風景は、賢治をして物質の根源をめぐる哲学的思考へと促し、散文詩「五輪峠」などにおいて宗教・科学・土俗を一元的に捉える独特の世界観を表現させた。

種山が原

北上山地南西部に広がるなだらかな隆起準平原の放牧地。童話『種山ヶ原』や『風の又三郎』では、牛馬を追いかけて迷子になった子どもたちが突然の驟雨に出会ったのが種山が原で、日常生活の外側の異界へとつながる空間として描いた。

イギリス海岸

北上川の白い岩床・岸壁から成る。ドーバー海峡の海食崖地形に準えて、賢治が「イギリス海岸」と命名したことで知られる。童話「銀河鉄道の夜」には「プリオシン（新生代第三紀鮮新世）海岸」として登場する。

文化的景観

■ 文化財保護法（第135条）

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

■ 都道府県・市町村の申出に基づき重要文化的景観に選定

都道府県又は市町村が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定

■ 重要文化的景観の選定基準

一　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
　（一）水田・畑地などの農耕に関する景観地
　（二）茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
　（三）用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
　（四）養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
　（五）ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
　（六）鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
　（七）道・広場などの流通・往来に関する景観地
　（八）堰根・屋敷林などの居住に関する景観地
二　前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

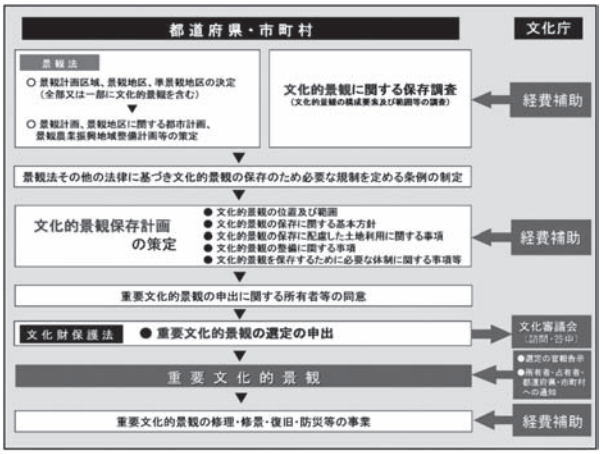

- 平成16年、文化財保護法の下に重要文化的景観の保護の制度を創設。
- 消滅の危機に瀕していた棚田などの農地の役割を見なおし、その再生への人々の強い思いと地道な取り組みを踏まえて創設された制度。
- 重要文化的景観は、他の文化財とは異なる性質を持っている。
  - 水田や畑地は、土地を耕し、水を引き入れ、維持管理する人々の営みがないと成り立たない。
  - 長い土地利用の歴史を引き継いで、絶え間なく繰り返される人々の営みが、今日見る良好な農地の景観を造り上げた。
- 人々の生活やなりわいが土地に反映されたものが景観なのであり、土地への関わり方が変われば景観も変化する。**景観は「生きモノ」であり、今なお生きている土地利用の中の文化的な価値を評価し、次の世代へ伝えていくことを目的として、重要文化的景観の保護制度が創設**された。
- 史跡日根荘遺跡（大阪府）、名勝姨捨（田毎の月）などの保存管理計画の策定の過程でつちかわれた議論と実践の成果は、重要文化的景観の保護の制度を生む「導火線」となった。

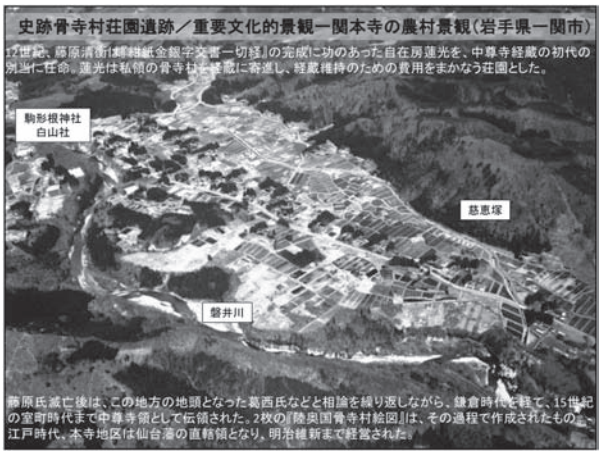

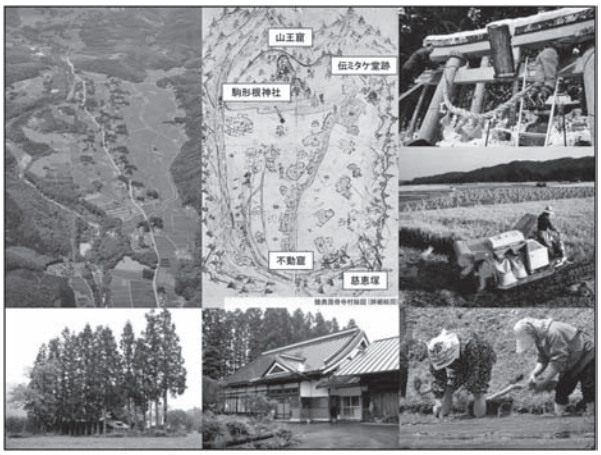

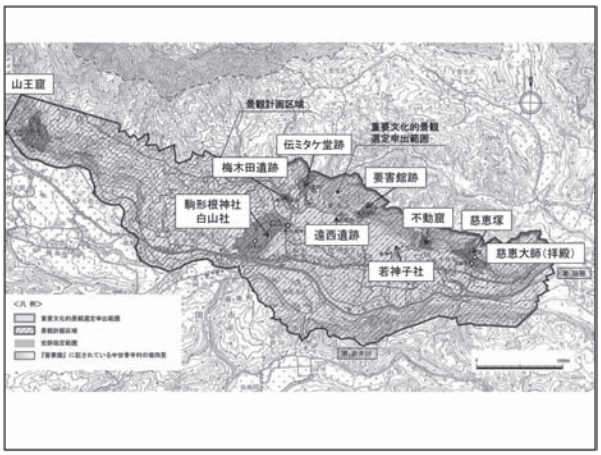
山王窟
景観計画区域
重要文化的景観
選定申出範囲
伝ミタケ堂跡
梅木田遺跡
要害館跡
駒形根神社
白山社
不動窟
慈恵塚
遠西遺跡
慈恵大師（拝殿）
若神子社

本寺地区地域づくり推進協議会会報「骨寺通信」第18号
平成18年 9月26日発行
遺跡整備基本計画を考える会開催
「骨寺通信」
第18号
本寺地区地域づくり推進協議会会報
本寺地区の将来像を住民・専門家・行政が共に考える
○考える会開催日
第一回 7月30日（午前9時～）
第二回 8月28日（午後7時～）
第三回 9月8日（午後7時～）
第四回 9月22日（午後7時～）

「骨寺通信」
「骨寺通信」第44号
若神子亭 オープン
紅葉シーズン真っ只中

「骨寺通信」
農村景観の保全には、営農を継続していくことが必要。そのためには、生業として成り立つ農業を確立しなければならない。
本寺地区では、「南部一郎」の特産化に取り組んでいる。
「南部一郎」は、岩手の小山田智彰さんらが、長年苦労を重ねて日本在来種から育成した「日本かぼちゃ」。形状が細長く途中から曲がっていることから、「鶴首（つるくび）かぼちゃ」とも呼ばれ、独特の形の品種。
果肉は緻密で粘質、赤黄色が鮮やかで、甘みが強いのが特徴。
地元の畜産農家の堆肥の使用を基本とし、化学肥料を一切使用していない。また、病害虫に強いことから、農薬は一切使用していない。
若神子亭レストランメニュー

歴史文化基本構想 ―地域のストーリーの中で捉える―
歴史文化基本構想
➢ 地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想。
地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。
➢ 各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待される。
文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。
市町村による「歴史文化基本構想」
市町村における歴史・文化を生かしたまちづくり

まちづくり
歴史文化基本構想と歴史まちづくり法
文化財の総合的な把握
我が国の文化財保護制度はこれまでも有効に機能
文化財を総合的に把握することが必要
提言
市町村による「歴史文化基本構想」の策定
歴史まちづくり法の概要
基本方針
認定歴史的風致維持向上計画

津和野町歴史文化基本構想

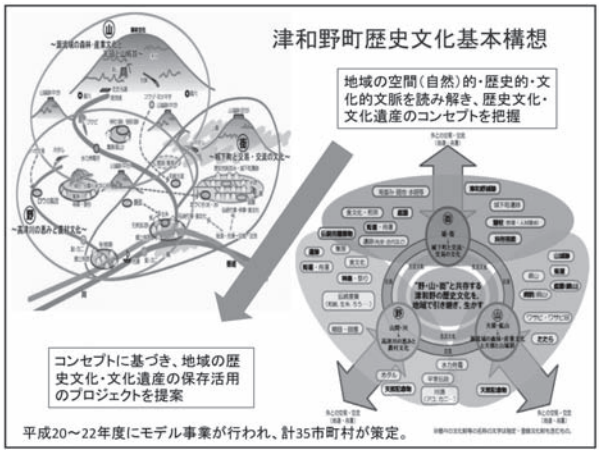

平成20～22年度にモデル事業が行われ、計35市町村が策定。

日本遺産　Japan Heritage

Ⅰ．「日本遺産」事業創設の背景

- 従来、我が国の文化財行政は、重要文化財・史跡名勝天然記念物等の指定等を行うことにより、一定の規制の下、いわば"点"として保存・活用を図ることを中心に展開。
- 効果的な文化財の保存・活用を図るためには、文化財を総合的に把握し、一定のテーマやストーリーの下で捉えることが有効。

  文化庁では、市町村による「歴史文化基本構想」の策定を推奨。しかし、平成26年8月現在、構想策定済み市町村は38 市町村にとどまっている。策定済み市町村でも、構想を実際に活用して成果を上げている事例は必ずしも多くないなど、取組が十分に浸透しているとは言えない状況。
- 近年、世界文化遺産への登録を通じて、まちづくりの核として地域の文化財が持つ潜在的な可能性が見出され、文化財を積極的に活用することによって地域を活性化する機運の高まりが見られる。
- 有形・無形の優れた文化財にストーリー性などの付加価値を付け、魅力を発信する体制を整備し、文化財を核に当該地域（周辺部も含めて）の産業振興・観光振興、人材育成等とも連動して一体的なまちづくり政策を進めることが必要。それは、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、地方創生に大いに資するものとなる。
- 各地方公共団体には、上記の効果を念頭に文化財を積極的に活用した取組を進めることが望まれ、国には、意欲的な地方公共団体を支援する施策の実施が求められる。
- その方策として、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な有形・無形の文化財群を総合的に活用する取組を支援する事業を創設することが適当。

「日本遺産　Japan Heritage」とは・・・

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定する。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を，地域が主体となって総合的に整備・活用し，国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより，地域の活性化を図ることを目的とする。

世界遺産登録や文化財指定は、いずれも登録・指定される文化財（文化遺産）の価値付けを行い、保護を担保することを目的とするもの。
日本遺産は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで地域活性化を図ることを目的としている点に違いがある。

「日本遺産」に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなると考えられる。

「日本遺産」のストーリーとは？

◆ 次の3点を踏まえた内容とすること。

① 歴史的経緯や地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承，風習等を踏まえたストーリーであること。
② ストーリーの中核には，地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上，建造物や遺跡・名勝地，祭りなど，地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものが据えられていること。
③ 単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。

◆ 日本遺産として認定するストーリーには2種類ある。

① 単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」
② 複数の市町村にまたがってストーリーが展開「シリアル型（ネットワーク型）」

◆ 国指定文化財・選定文化財を一つ以上含めること。

ストーリーを語る上で不可欠な文化財群には、地域に受け継がれている有形・無形のあらゆる文化財を対象とすることができ、地方指定や未指定の文化財も含めることができるが、国指定・選定文化財を必ず一つは含めることとする必要がある。

平成27年度に認定された「日本遺産(Japan Heritage)」

No.	都道府県	申請者（◎は代表自治体）	ストーリーのタイトル
1	茨城県・栃木県・岡山県・大分県	◎水戸市（茨城県）・足利市（栃木県）・備前市（岡山県）・日田市（大分県）	近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－
2	群馬県	◎群馬県（桐生市，甘楽町，中之条町，片品村）	かかあ天下－ぐんまの絹物語－
3	富山県	高岡市	加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡 －人，技，心－
4	石川県	◎石川県（七尾市，輪島市，珠洲市，志賀町，穴水町，能登町）	灯（あか）り舞う半島　能登　～熱狂のキリコ祭り～
5	福井県	◎福井県（小浜市，若狭町）	海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群　～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～
6	岐阜県	岐阜市	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
7	三重県	明和町	祈る皇女斎王のみやこ　斎宮
8	滋賀県	◎滋賀県（大津市，彦根市，近江八幡市，高島市，東近江市，米原市）	琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産
9	京都府	◎京都府（宇治市，城陽市，八幡市，京田辺市，木津川市，宇治田原町，和束町，南山城村）	日本茶800年の歴史散歩
10	兵庫県	篠山市	丹波篠山　デカンショ節　－民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶
11	奈良県	◎明日香村・橿原市・高取町	日本国創成のとき－飛鳥を翔（かけ）た女性たち－
12	鳥取県	三朝町	六根清浄と六感治癒の地 ～日本一危ない国宝鑑賞と世界最強のラドン泉～
13	島根県	津和野町	津和野今昔～百景図を歩く～
14	広島県	尾道市	尾道水道が結いだ中世からの箱庭的都市
15	愛媛県・高知県・徳島県・香川県（各県内57市町村）	◎愛媛県・高知県・徳島県・香川県	「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～
16	福岡県	太宰府市	古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～
17	長崎県	◎長崎県（対馬市，壱岐市，五島市，新上五島町）	国境の島　壱岐・対馬　～古代からの架け橋～
18	熊本県	◎人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村	相良700年が生んだ保守と進取の文化　～ 日本でもっとも豊かな隠れ里　― 人吉球磨 ～

➢ 1950（昭和25）	文化財保護法制定	優品の確実な保護
➢ 1956（昭和31）	都市公園法	
➢ 1966（昭和41）	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	「点」から「面」へ展開 周辺環境の保全への試み
➢ 1966（昭和41）	風土記の丘構想	
➢ 1975（昭和50）	文化財保護法改正 （伝統的建造物群保存地区制度創設）	単体の建造物から「面（つら）」をなす建造物群の価値への視座
➢ 1989（平成元）	ふるさと歴史の広場構想 （史跡等活用特別事業）	保存と調和のとれた活用への視座 復元建造物の導入
➢ 2004（平成16）	文化財保護法改正 （文化的景観保護制度創設） 創造都市(Creative City)	暮らし・なりわいにより形成された土地利用の在り方の価値への視座
➢ 2004（平成16）	景観法	
➢ 2008（平成20）	歴まち法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的都市への視座 周辺環境の保全の進化
➢ 2015（平成27）	日本遺産事業	文化観光政策へのカジ

第 2 部

基調報告

遠野の特徴②
旧村単位に地区センター
地域住民と密着した行政窓口
地域の実情を把握し、課題を認識、行政に反映

遠野市の概要

山田町（沿岸地域）における石碑の役割

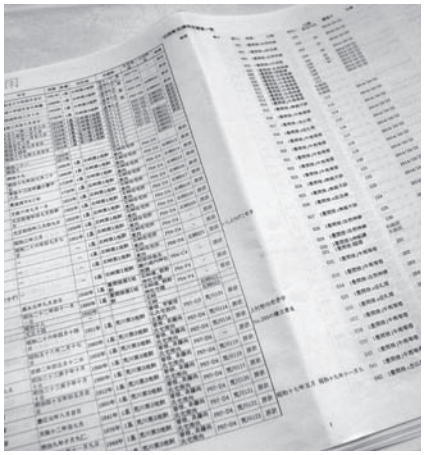

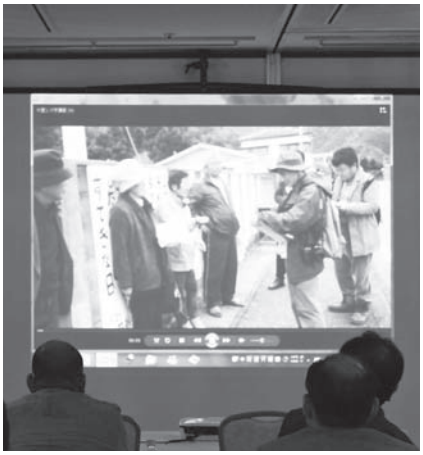

奄美遺産提案の手引き
奄美遺産会
奄美群島文化財保護対策
2013

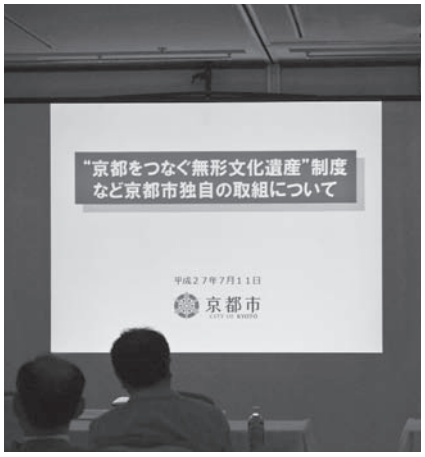
“京都をつなぐ無形文化遺産”制度
など京都市独自の取組について
平成２７年７月１１日
京都市

遠野
遺産
THE
TONO
HERITAGE

震災被災地の石碑保存　現状と課題 ― 山田町の取り組みを例として ―

岩手県立大学盛岡短期大学部　教授
松　本　博　明　氏

大石先生のお話にありましたが、震災直後に岩手歴史民俗ネットワークを立ち上げまして、沿岸地域の様々な文化財の被災状況をまず調査しようということで、歴史学・考古学・民俗学の分野の研究者が集まりました。最初は津波被害の調査を主としていましたが、次第に調査そのものが少しずつ被災地の文化財そのものをどう考えていくか、被災地からの要望に対応しつつ、山田町の石碑について調査を始めることとなりました。

ネットワークの中で、山田町の信仰石造物の被災状況調査をしようということになり、それは山田町教育委員会のほうから要望がございまして、要望に対応してネットワークから人を出してまずは出かけていったというのが最初でございました。被災調査をしていく中で、様々な被災の状況が明らかになっていったわけですけども、その中で一番問題になったのが山田町のどこにどんな石碑があったのかわからないということでした。『山田町史』ですとか、そのほかの文献はあるのですが、それだけではどうにも足りないという状況に陥りまして、山田町のすべての石碑のまず悉皆調査をしていかなければならないのではないかという欲が出て参りました。そして、３年前から被災調査と合わせて山田町の町内にあります全ての石碑、それから石碑だけでなく古墓や尊像も含めたものを調査していこうということになりました。そして、その情報を地元に返して活用して欲しい、という想いから報告書を作る目的で調査を進めています。

文化財レスキューから、悉皆調査、その後の保護をどのようにしていくか、ということが問題です。先ほどのお話にもありましたように、石碑をどんなふうに地元の人たちに戻していくかということ、あるいは地元の人たちのストーリーを私たちがどのようにサポートすることができるのかというところに、今立ち至っております。その基本的な情報である全ての石碑をまずは調べ上げて、その情報をとりあえずは形にしておこうというように進めています。昨年度、今年度につきましては、岩手県立大学の調査費をもらって調査を進めているところでございまして、本日の報告の中心は昨年12月に地元の山田町の中央公民館で約50名に参加いただいて、今このようなことをやっている、こういう情報があれば教えて欲しい、こんな事を考えて行きましょう、というような内容の報告会を行いました。その時の内容を、本日みなさんにご覧頂く、聞いて頂くということをお断りしておきたいと思います。

山田町や沿岸地域における石碑の役割ですが、沿岸地域というのはご存知の通り度重なる津波の被害によって、歴史・伝承を後世に残す文書がかなりの被害を受けています。今回の津波でも、どんなことが起こっているのか、文化資源の被害状況の全貌はまだよくわかりませんが、津波被害による紙ベースの文書の被害が今まで度重なってきたのだと思います。その反面、津波に対して信仰石造物が果たしてきた「いしぶみ」としての役割が、石碑には与えられているとまず考えられます。

こちらに示したのは、大浦にある昭和８年の三陸大津波の海嘯碑です。このような形で、津波の被害を後世に知らしめるため、伝承するためにメッセージを石碑に刻んで、津波が到達した場所だけでなくそれ以外の場所にも建てられるということで、後世にその事実を伝えるための「いしぶみ」としての役割を果たしているということが言えます。これは先ほどの津波海嘯

碑の本文です。もちろんこういう内容は文書などでも残されていると思うんですけれど、地元の人たちがすぐ見られるような場所に建っているということがまず大切であろうと思います。

それから、様々な石碑がありますが、例えば荒神神社境内の海上安全を祈願する石碑。この地の暮らしを成り立たせている、基本的に漁業ですけれども、漁業に関わる信仰を背景にする石碑。それから、これは念仏講の集団によって建てられた講集団の石碑です。講碑を建てられた人の名前であるとか、いつ建てられたとか、あるいは念仏講一同の建立であるという情報が刻まれています。これは、山田町大浦から船越半島の突端に向かって山道をたどったところの山の神ですけれども、大浦の人たちが建てた山の神として、どなたが建てたのかというような名前が刻まれています。これがどういう人たちによって建てられたのか、その人たちは現在大浦に住んでいる方のどういう関係の方であるのか、ということがこれによって明らかにされる可能性があります。それからこれは西国巡礼碑です。豊間根のわかば保育園前の石碑群にある西国巡礼碑ですが、ここにも巡礼した人々の名前が刻み込まれています。

このように様々な石碑がございますけども、石碑資料の価値につきましては、次のように言えるのではないかと思います。紙ベースでは残されにくい民間の歴史情報の宝庫で、人々の地域の暮らしの変遷を考える上で重要な資料であると思います。石に刻まれた文字の解読と分析で見えてくるものがあります。例えば講集団をはじめとする民間信仰の存在と、その活動の変遷を知ることができる。あるいは、地域生活の状況を信仰活動の側面から把握できる。あるいはコミュニティの結合と変遷を知ることができる。石工技術の高さ、低さを窺い知ることができる。あるいは古墓などの情報と合わせて、コミュニティ構成を知ることができる、というような可能性を石碑は秘めていると言えるでしょう。それから、文書では残されにくい切迫性・臨地性・臨場感が、石碑には込められていると考えられます。紙ベースの資料に比べ格段に切迫的発信能力がある。「そこ」に建っているわけですから。内容の分量は紙資料には到底及ばないのですが、大切な内容を限られた分量の中に簡潔に表現しようとしているために、核心をついている。そこから読み取れる情報の重さというのがあります。あるいは紙資料では発揮できない臨地性、場所との関わり。「その場所になぜその石碑が建っているのか」という必然性を発信しています。もちろん、様々な歴史的な理由で石碑は移動しています。例えば、道路を拡張するなど様々な問題で移動する場合もあるでしょうが、それ自体についても同じようになんらかの理由があって移動して、今その場所にあるわけですから、その移動先を選んだ理由というものにも同じような臨地性があるということが言えます。また、臨場感というものがあります。何かを達成した時に建てられるもの、例えば西国巡礼を達成した時に建てられる巡礼塔や講碑などに見える関係者の達成感の発露、こうした臨場感のある資料なのです。それから石工の技術力と相まって、石碑を魅力あるものにしています。また、当事者の名前がほぼ刻まれていることから、その名前を分析することで石碑に関わった家を特定でき、家同士のつながりを再確認することができ、コミュニティの再確認になるということがございます。たかが石碑ですが、されど石碑ということが言えます。例えば、この八龍王の石碑ですが、「八龍王」と書いてあります。これをよく見てみると龍が体をくねらせているような字体で書かれていて、非常に見事なもので、石碑を建てた石工の技術力、デザイン力を見ることができます。

こうした貴重な資料の危機は、堤防の建設や土地のかさ上げ、高台移転工事の開始によって、信仰石造物の被害が見過ごされ、また工事関係者によって瓦礫と同じ扱いを受けて廃棄される危険性が高い。これが当初の山田町の危機感でありました。したがって、喫緊の課題としては、信仰石造物の被災実態調査をなんとか早くやらなければいけない。それから調査現状を山田町

教育員会に提供し、工事現場にもし石碑が放置されていれば、そこには工事関係者は入れない、あるいはそこを縄で囲って石碑があることを工事関係者に知ってもらうというようなことがまず求められます。そういったことをいくつか繰り返しながら、石碑の調査をしてきたわけです。山田町の方に情報を逐一提供して、様々な場面において石碑が瓦礫として処理されないようにした場面がいくつかありました。

石碑そのものが壊れているものがかなりございました。現在まだ、今まで悉皆調査をしてきたデータ整理が完成していませんが、ゆくゆくは最終的な報告書を作って、山田町のみなさんに配布するとともに公にしたいと思っておりますが、今その報告書を回覧いたします。かなり大部ですので、ゆっくりご覧頂く時間はないと思いますがお回しします。

これからは、被災した石碑の復旧と保存、それから活用というところに軸足を移していくことになってまいります。石碑の価値をいかに町民が共有するか、先ほどのお話にもありましたように、町民の人たちが主体です。私たちはそれをサポートする立場ですので、その石碑を守っていくのは町民の方々です。石碑の価値を町民の方々が共有していただかなければならない。そのためにどうしたらいいのか、ということをこれから考えていかなければなりません。これは、船越半島を大浦から海岸沿いに南の方に行った小谷鳥地区の石碑です。津波によって、この地区の入り口のところにあったものが倒壊してしまっております。ご覧のように庚申供養塔の「庚申供」までは見ることができます。ただこのように表を向いているものはいいのですけれど、転倒して裏を向いてどういう石碑だか判別できない状態になっているものもあります。これは馬頭観世音ですが、このように判別できない。これには南無阿弥陀仏と書いてあります。こちらは庚申供養塔です。表向きになっているものについては、何の石碑だか判明いたしますが、残念ながら裏向きになっているものについてはわからなかった。そうした石碑について地元の地区の人たちが、ご覧のように復元しています。最初はどのようなことになるのかと思いました。復元が終わりまして、もともと8基あったんですが、復元したものは6基になっています。つまり２基はどこか行方不明になりまして、いまだにどこに行っているかわからないという状態です。このように石碑の復元が少しずつ始まっています。ただ、石碑自体を建てる場所がどなたの所有の場所であるか、例えば共有地であるのか私有地なのか、復元の主体をどうするか、そのお金を誰が出すか、というような問題も出て参ります。そして、石碑に関してほとんどが文化財として指定されていないものでして、独自の石碑の復元、また割れてしまったような石碑をどう処理するのかなど、様々な課題が残されています。

しかし、こうした歴史を次世代に伝える必要があるだろうと思います。悉皆調査をしておりまして、様々な石碑が山田町にあることがわかりました。全部で未確認のものも含めて820基。すでに確認してデータにしたものは740基ほどですけれども、こうした圧倒的な数の石碑を実際後世に残し活用するためにはどうしたらいいのかということがあるかと思います。町民が石碑の内容を理解していただくことが、まず大事だということで、昨年12月に行われました報告会で、双方向で私どもがこういう調査をしているので皆さんから情報をいただきたい、というように情報を町民から提供していただくということを呼びかけました。それから町が保有する文化・歴史的資源として、石碑の価値を共有していかなければならないということがあります。報告会の会場には、50人ほどの方に来ていただいたわけですけれども、それだけの方々にお知らせするのではなく、報告書を作って町民の方々に配布することを考えておりますので、そうした中で共有ができたらよいと考えております。このように、町内の石碑の全データを可視化したいと思っております。身近な石碑の内容について、地域の人たちに理解していただくことが必要だと思いますので、聞き書きな

どを通して石碑についてのお話を伺ったり、お話をしたりということが今後より必要になってくるだろうと思います。その時に埋もれた石碑の発掘も必要になって参ります。それから石碑勉強会などを開催するというのも一つの試みです。

先程もお話にありましたように、石碑に関して物語が必ずついているはずでございます。「もの」を後世に伝えるためには、「もの」にまつわる「物語伝承」とともに残す必要があります。したがいまして、石碑にまつわる物語の発掘が必要になってくるかと思います。聞き書き・実地調査を通して、そういったことを収集していきたいと考えています。そして、その石碑がなぜ、どうして、誰によってそこに建てられたのか、その石碑は何を物語っているのか。コミュニティの核としての石碑のあり方、石碑はおそらくは神社であるとか皆さんの生活の中心地に立てられていることが多いのではないか、という予測のもとにこのようなことを考えています。あるいは小学生や中学生の地域研究の一環として、こんなこともやってみてはどうかということを提案したりもしてみたいと思っています。

被災後の石碑の悉皆調査は、おそらく沿岸地域で山田町が先頭を走っています。もちろん、震災前は沿岸の各地で石碑の調査はされていて報告書なども出ていますけども、被災調査の後に悉皆調査をやっているというのは山田町が初めてではないかと思います。山田町の知見と手法をもとにして、私どものチームの八木光則さんが、この方は陸前高田市の石碑保存検討委員会の委員をされている方で、陸前高田でも石碑の保存・調査を課題として取り組んでおられるということで、山田での知見を陸前高田でも活かしていただければと思っております。また、各地の市町村の方々とも連絡を取り合いながら、石碑の今後の活用や、沿岸には石碑が非常に多いものですから、今後どのように調査していくか、そしてできれば、多くの石碑をひとつのデータベースに集めてみたい、という大胆な夢をもっているんですけども、このようなことができたらいいなと思っているところです。

陸前高田の方では、八木さんの方から津波海嘯碑については市の指定をしなければならないのではないかというお話をさせていただきました。つまり、ほとんどの石碑が指定を受けていませんので、様々な面で石碑の今後の保存活用についての課題が多いわけですけども、津波についての石碑、つまり「ここまで津波が来た、ここから家を建てるべからず」といった災害に対するようなものについては、市の指定をかけていただいて守っていく。そして、他の市町村におきましても指定をかけていただければと思います。そうしますと少なくとも沿岸地域の海嘯碑には、北から南にかけて全部指定がかかってどこにあるのかがわかる、というようなことが実現するのではないかと思っています。それから、皆さんの資料ではご覧になりにくいんですけども、調査結果の概要を示してみました。これはちょっと古いもので、今現在はもっと数が増えております。全体としては 830 の石碑の数になるわけですけども、豊間根・大沢・山田それから織笠・船越の石碑の分類の集計をこのように作って、石碑のカテゴリーも合わせて情報として取り込んでおこうと考えております。ですから、それが災害碑であるのか、あるいは牛馬供養塔であるのか、あるいは信仰の石碑であるのか、といったようなカテゴリーをデータベースの中に取り込んでいこうと思います。また、碑面に書かれている情報も全てデータベースの中に取り込んで、そして地図情報を国土地理院のカシミールなどを利用して落としておこうと思います。そうすれば、何かあった時にそれを十分活用できる情報となると思います。

被災石碑数は 122 基と記載しております。レスキューから先に入りましたので、この数は変わらないということになります。これらは、津波と地震の揺れによる倒壊によるものと思われます。豊間根地区は 7% ほどで、欠損した碑は震災前のことだと思われます。豊間根地区には、津波の被害は考えられませんので、揺れによる

倒壊は考えられますが破断面を見ると古いものが多いので、おそらく震災前のものだと思われます。大沢・山田・織笠・船越地区は１／４が被災しています。ほとんどが津波による倒壊と流出ということになります。それから、流失不明は石碑は船越の海蔵寺に多いです。海蔵寺に関しては、ほとんどが流されました。したがいまして、船越地区は非常に流失の率が大きいということです。また再建された碑は、小谷鳥でまとまって再建されています。それ以外のところでも再建が進んでいますし、織笠については土地のかさ上げ工事が急ピッチで進んでおりますので、それに関わる石碑の移転問題などが今後課題になってくるのかと思います。

石碑の悉皆調査を進めると、様々なことが見えてまいりましたので、最初のレスキューという試みから悉皆調査に移行して、データベースとしてあらゆる情報を付けておくという非常に手間のかかる仕事になりました。しかし、それに加えて写真情報とトレースもやってしまおうと欲張りなことを考えだしましたので、３年４年仕事になってしまったのですけれども、やりだしたからには最後のところまでやって、そして山田町にデータと成果をお返ししたいと思っています。そして合わせて山田の町民の方々に活用していただきながら、石碑の重要性や石碑が持っている意味を改めて地元の方々に考えて頂く地盤を作っていきたいと思っているところでございます。

震災被災地の石碑保存　現状と課題

ー山田町の取組を例としてー

いわて高等教育コンソーシアム
大学等における地域振興のためのセンター的機能整備事業シンポジウム

平成27年7月11日（土）：ホテルルイズ
岩手県立大学盛岡短期大学部　松本博明

被災状況調査から悉皆調査へ

岩手歴史民俗ネットワークの立ち上げ

東日本大震災は、沿岸各地域の住民に大きな被害をもたらした。多くの人命、長年積み上げられた生活の根拠が失われ、そして今も多くの被災者の行方不明者や避難生活を余儀なくされる人々が多くいる。

こうした甚大な被害をもたらした津波と地震の爪あとは多くの文化財にも及び、有形にあっては物的な破損や損壊、無形にあってはその保持者の途絶も懸念されている。このような文化財の危機にあたり、文化財保護の立場から、文化財の被害状況を早急に把握し、修復等の支援を緊急に行う必要が生じた。このため広い範囲で保護、保存、活用を図るために、おもに岩手県を活動拠点とする文化財・歴史学・考古学・民俗学などの関連団体がネットワークを結成することとなった。関係者が集まって準備会を重ね、2011年4月に岩手歴史民俗ネットワーク（略称岩手ネット）を発足させた。

被災状況調査・文化財レスキューから悉皆調査・保護のための調査活動へ

活動は、これまで文化財の被害調査、岩手県沿岸での文化財レスキュー、被災文化財修復活動への協力などを行ってきた。特に大槌町での文化財の被災状況の確認調査は、新たにレスキュー対象の文化財を確認し、また被災していない文化財の実態調査にまで及び、各地の文化財の保全に多少なりとも貢献してきたと考えている。

岩手県立大学は、2012年4月より、岩手ネットの調査研究、復興支援活動と連携して活動することを目的に、被災現況調査並びに復興支援研究を推進するプロジェクト「三陸沿岸被災集落における文化的共有資源・伝承の現況調査―大槌町・山田町を中心に」を開始（研究代表・盛岡短期大学部教授 松本博明）、同年5月に同プロジェクトが盛岡短期大学部学部プロジェクトとして採択され、岩手ネットの研究者が同プロジェクトに参画する形で研究調査チームを構成、岩手ネットとの連携による被災状況調査の体制と資金的裏付けが可能となった。

時を同じくして、山田町教育委員会から、津波で被災した町内の信仰石造物群の現状を危惧する声が寄せられ、その情報に呼応して当該プロジェクトの焦点を山田町信仰石造物被災状況調査に絞って調査を進めることとなった。
2013年4月に、「山田町信仰石造物被災状況調査」を主眼とする調査研究課題が学部プロジェクト研究として再び採択され、2年間にわたって岩手ネットと連携した文化資源（信仰石造物）の被災調査研究を進めて、2014年3月には「山田町所在石碑調査中間報告書」を発行した。

また、2014年、2015年は岩手県立大学地域政策研究センターの「地域協働研究（教員提案型）」に採択され、その予算を基に悉皆調査とデータ整理を進め、2014年12月には山田町において報告会を開催、地域住民はもとより、被災市町村の文化財担当者が参加、蓄積する課題に関して活発な意見交換を行ったところである。
（中間報告書前文より一部引用）

山田町（沿岸地域）における石碑の役割

・度重なる津波被害によって，歴史・伝承を後世に残す文書の被害．
・信仰石造物（海嘯碑を代表として）の果たしてきた「いしぶみ」としての役割を果たしてきた石碑．

大浦にある昭和三陸大津波の海嘯碑

昭和八年三月三日午前二時三十分上下二動極スル強震アリ續いて三時頃ヨリ大食嘯ト共に大津波ノ襲来アリ浪ノ高十米三時十分頃最モ被害アリ被害戸數船舶流出二十三戸半潰一戸死者三名田之濱流出百八十三戸半潰二戸床上浸水十一戸死者二名大浦區流出五戸半潰十四戸床上浸水十六戸ナリ
本碑ハ東京朝日新聞社ヘ寄託ノ義損金二十四万円ヲ罹災町村ヘ分配シタル残額ヲモツテ建テタモノデス
昭和九年五月
下閉伊郡船越村長　鈴木吉平誌

荒神神社境内の海上安全を祈願する石碑

南無阿弥陀佛

本講碑を建てた方々の名前

昭和三十年八月十六日
念仏講一同建立

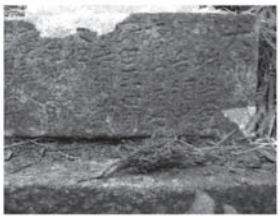

大浦から漉磯への山路をたどったところにある山の神

豊間根荒川地区わかば保育園前石碑群
西国巡礼搭

石碑資料の価値

1、詳細な紙ベースでは残されにくい民間の歴史情報の宝庫
人々の地域の暮らし、その変遷を考える上で重要な資料
石に刻まれた文字の解読と分析で、見えて来るもの

（1） 講集団をはじめとする民間信仰の存在と活動・変遷を知る事が出来る
（2） 地域生活の状況を信仰生活の側面から把握できる
（3） コミュニティーの結合と変遷を知る事が出来る
（4） 石工の技術
（5） 古墓などの情報と合わせて、コミュニティ構成を知る事が出来る

2、文書では残されない切迫性・臨地性・臨場感

切迫性　紙資料に比べて格段に切迫的発信能力がある。内容の分量は紙資料に及ばないが、大事な内容を限られた分量の中に簡潔に表現しようとしているために、核心をついている。そこから読み取れる情報の重さ。

臨地性　紙資料では発揮できない、場所とのかかわり。その場所になぜその石碑が立っているのかその必然性を発信している。（例　海嘯碑＝そこまで津波が襲ってきたという事実を場所情報と合わせて提示している。その現実感覚。

臨場感　何かを達成した時に立てられるもの。例えば巡礼搭・講碑などに見える関係者の達成感の発露。臨場感ある資料。

石工の技術力と相まって、石碑を魅力あるものにしている。また、当事者の名前がほぼ刻まれていることから、その名前を分析することで、その石碑に関わった家を特定でき、家同士とのつながりを再確認できる。
コミュニティの再確認

⬇

たかが石碑、されど石碑

龍が体をくねらせているような字体 素晴らしいデザイン

こうした貴重な資料の危機

堤防かさ上げ、土地かさ上げ、高台移転工事の開始によって，こうした信仰石造物の被害が見過ごされ，また、工事関係者によって瓦礫と同じ扱いを受け廃棄される危険性が高い．

⬇

喫緊の課題
信仰石造物の被災実態の調査
調査現況の山田町教委への提供
今後の課題
石碑の復旧・保存・活用
石碑の価値をいかに町民が共有するか

小谷鳥地区の石碑の復元

庚申供養塔

馬頭観世音

南無阿彌陀佛

庚申供養

馬頭観世音

石碑を次世代に伝えるために

（1）　町民が石碑の内容を理解する

町が保有する文化・歴史資源としての石碑の価値を共有

↓

町内の石碑全体のデータを可視化
身近な石碑の内容について地域の人たちが理解する
埋もれた石碑の発掘（地域の人々からの情報）
石碑勉強会

（2）　物語伝承の発見と構築

「もの」を後世に伝えるためには、「もの」にまつわる「物語伝承」とともに残さなければならない。「もの」だけでは残らないことが多い。

↓

石碑にまつわる物語の発掘
聞き書き・実地調査の必要性

その石碑がなぜどうして誰によってそこに立てられたのか
その石碑は何を物語っているのか
コミュニテーの核としての石碑

小学生や中学生の地域研究の一環として

被災後の石碑の悉皆調査は、恐らく沿岸地域で山田町が先頭を走っている。
悉皆調査の結果が町民全体の知るところとなり、このデータを活用して町の文化資源の理解と発信をすることが、「山田の石碑」を知らしめることになる。

↓

平成25年度からの悉皆調査の概要について次ページに示す

調査結果の概要（中間報告）

山田町所在の石碑数

（1）調査石碑数

- 町内全域で685基を確認、調査終了。うち190基が新規確認。
- 地区別では豊間根地区が330基と全体の半数近くを占める。
- 新規確認は全体で3割程度を占めるが、船越地区は44%と割合が高い。
- これまで知られている石碑のうち今次調査で未確認は140基。探しにくい位置にあるか既に失われたものと思われる。

山田町石碑調査集計表　　2014/12/8

地区	山田町史	岩手の石碑	2012～2014年調査							
			石碑確認済	石碑未確認	新規石碑	寺院	社	古墳	墓石	金石
豊間根	267	126	330 (34)	64	**24**	17	19	16	11	7
大沢	69	16	55 (16)	1	**13**	2	12	3	0	0
山田	100	32	74 (8)	16	**24**	6	1	1	0	0
織笠	67	34	89 (27)	11	**23**	10	8	10	3	2
船越	84	42	137 (61)	18	**38**	15	15	21	16	3
計	578	264	685 (146)	110	**122**	30	55	51	30	13

＊石碑確認欄の（ ）内は新規確認数の内数。
＊石碑未確認は、『山田町史』から抽出した地図番号の石碑と豊間根は長谷川高氏調査分と照合分で確認できていない石碑。
＊新旧番号表は、調査年地図によって確認した碑の比が、新旧を逆ーしていない碑を含む。
＊寺院（地蔵）・社（神）・古墳・墓石・金石は石碑調査に用い位置などを確認、悉皆調査に用っていない。

八木光則作成

2）被災石碑数

- 原状を保っていない石碑の総数は122基。多くは被災によるとみられる。
- 豊間根地区は7%ほどで、横転、折損した碑は震災以前からのものとみられた。
- 大沢・山田・織笠・船越地区は1/4程度が被災。
- 流失等の不明は船越地区（特に海蔵寺）に多い。
  再建された碑は船越小谷鳥でまとまって再建されている

山田町被災石碑の内訳

地区	横転	折損	埋没	斜傾	不明	再建	計
豊間根	7	8	0	9	0	0	24
大沢	5	6	1	0	1	0	13
山田	16	3	0	4	0	1	24
織笠	2	9	2	6	2	2	23
船越	16	1	1	2	9	7	36
計	46	25	4	21	14	10	122

＊不明は流失または被災後確認されその後不明になった碑。
＊未確認のものは含まれていない。

八木光則作成

奄美群島の「シマ遺産」に関する調査報告

いわて高等教育コンソーシアム文化財チーム
大　石　泰　夫　氏

次は「奄美群島の「シマ遺産」」ということで、奄美群島文化財保護対策連絡協議会会長の中山清美さんにお話を伺うことになっておりましたが、事情がありどうしても来られないということになってしまいました。私ども、いわて高等教育コンソーシアムの文化財チームは、この奄美シマ遺産につきまして震災後すぐに注目いたしました。まず、最初は大阪で行われましたシンポジウムに3名が参加しましてその話を聞くことから始まり、奄美大島にはのべ相当な人数で伺いまして4回位調査に行ったでしょうか。奄美シマ遺産のお話を伺い、実地調査に陪席させて頂きました。今回中山さんが来られないということになりまして、奄美のほかの方に来ていただきたいとお願いしたのですけれども、試みが大変多岐に広範囲に長きにわたっておりまして、中山さんに代わってお話することはできないということになりました。そこで、どうしようかと思ったのですが、私たちも何回も調査してきたわけですから、今回は直接シマ遺産に携わっている方からの報告はいただけないのですが、私どもがシマ遺産に対して調査してきたことを報告することによって代えさせていただければと思います。具体的には、奄美シマ遺産の概要を伝えるために出している紙媒体の資料と、取り組みの中で「シマ学講座」というのをやっているのですが、その「シマ学講座」に同席させていただいて映像記録を撮って参りましたので、それをご覧頂いて奄美シマ遺産の取り組みをご報告申し上げるということにしたいと思います。

まず、2011年に発行されました「奄美遺産の取り組み」というものと、「奄美群島から世界の遺産へ―奄美遺産提案の手引き」という二つの資料の一部分をプリントしたものを皆さんに届けてあります。これを使って、お話をさせていただきたいと考えております。

まず、奄美遺産の取り組みというのは、「歴史文化基本構想」に基づきまして、3年間「文化財総合把握モデル事業」として、採択された取り組みが出発点でございました。どんな考え方で取り組んでいるのかということですが、お配りした資料を読みます。「私たちはあまりにも当たり前すぎて気付かれにくいのが文化的な遺産です。奄美群島のみんなが「敬い、守り、伝え、残したい」ものを『奄美遺産』として奄美群島全体で広域的に捉えた取り組みを推進していきます。『奄美遺産』とは今までシマ(集落)に伝わってきたシマの宝の物語や歴史を調べ、シマの活力として継承し、活用することを目指します。」というような考え方が最初に提示されております。そして、具体的にどういう取り組みをしているのかは次のページに書かれておりまして、事業選択にあたって4つのことが挙がっています。実際の申請に当たったのは3つの市町村だったのですけども、それに限らないで奄美群島全体を視野に入れて検討するということです。ただし、もちろん市町村が母体になりますので、視野に入れながら市町村内でまとめていくということですね。それから奄美の場合、中世の城跡がいくつもあって、それが文化財の中心になっているのですけれど、それにとらわれず幅の広い時代・文化財の掘り起こしを行う。それから沖縄や九州にない奄美群島に固有な文化財の価値をみてゆく。そして文化財だけでなく、環境、観光、都市計画等幅広い分野の専門家や行政担当者の参画を求めて行うというようなことを挙げて、歴史文化基本構想を立ち上げるべく、このようなスキームで取り組みを行ったということになるわけです。細かにみ

てゆく時間がありませんが、簡潔に言えばこのようになり、そもそも市町村の枠組みを超えて考えようということと、あまり文化財と思わないものを取り上げて行こうということが印象的です。また、具体的に年次進行として、平成20年度から21年度にかけての具体例が挙がっておりまして、最終的には奄美群島全体での歴史文化を活かした地域（島・シマ）づくりの推進に繋げて行くという、本中さんのお話にあったことになっていったのだろうと思います。

具体的にどういうことをしたのかというのは、「文化財の総合的把握による市町村遺産」ということで、まずは奄美遺産の前に「市町村遺産」を市町村ごとに考えたんですね。そうしないとどうしてもくみ上げにくいということがあり、市町村遺産の抽出ということを市町村ごとにやるということをしたわけです。それをどういうふうな考え方でやったのかというのが、この抽出基準として出ているものでございます。すなわち、島民にとって「大切なもの」「親しまれてきたもの」「敬われてきたもの」「将来に引き継いでいきたいもの」「守り、伝え、残したいもの」「一定の時間に渡って受け継がれてきたもの」「2世代以上受け継がれてきたもの」「50年以上経過するもの」というような基準で、まず大枠のものとしてあらい、そのリスト作りを市町村ごとにやったということなんです。

そして、非常に多岐にわたる分類の項目をもとに、悉皆的に調査したということになります。加えて、その調査のやり方には、「集落悉皆調査」と「分類・要素別調査」というのがあります。集落悉皆調査とは、特定の集落に着目し、エリアを限定しての資料調査、地域住民へのヒアリングの現地踏査を行い、網羅的に抽出作業を行うものです。これは民俗学がよくやる集落に入っていって、お年寄りを中心にした人たちに聞き書きをする方法で、その集落の中の、例に挙がっているような文化遺産を聞いていってリストアップしてゆくというようなやり方です。そして分類・要素別調査というのは、各種分類・要素に着目して、それぞれの専門家ができる限り奄美群島全域を視野に入れて、資料調査を中心に抽出作業を行うという方法です。この二つを組み合わせた調査方法でした。そして、それをこのような分類表にまとめて、結果としてこのような数になるものを挙げてきたということになります。中を見ると、伝承にまつわる場にケンムンが挙げられ、会場の方々はケンムンはご存じないかと思います。奄美の人に「ケンムンって何ですか」と聞くとカッパと説明されるのですけども、妖怪のようなものと考えればいいのでしょうか。そういうようなものも挙げられています。それから、文学作品や絵画に関わる場所とかもこの中に入っています。こういったものを作りあげてゆきました。資料には、集落悉皆調査についてのことも出ておりまして、総数としてはこんなような数になりました。

その取り上げたものを次にはどのようにしたのかというと、次には３つの重点テーマを設定して、そのテーマから奄美文化の特徴を探ってゆくというようにして、３つに分類をしてゆく。この段階では単体のものなんですけれども、先ほどの本中さんの話にあったように単体のものを繋いでゆくストーリーを設定しまして、そのストーリーの中に先ほど抽出した要素を置いて、それを遺産としてのストーリー付けをした構成をしてゆくわけです。結果として、奄美全体としてここに挙がっている「歴史遺産」が７つ、「生活遺産」としては７つ、そして「集落遺産」が３つ、というようにこれを取りまとめて、奄美遺産ということにした、というわけです。

具体的なストーリーの例ですが、先史時代の文化交流を示す遺産というようなことで、ここに挙がっているような構成資産をこの上に挙がっているようなストーリーで括って、それをまとめたということになります。それから、生活遺産の３番目を取り上げますが、「多様な言語の存在を今に残す島口」ということで、いわゆる方言ですね、方言といったようなものを、様々な方言を研究した書籍や雑誌をとりあげ

て、島口というようなものをストーリーでまとめて遺産というようにしたんです。それから、奄美は歌と踊りが注目されてきましたが、そういったものも挙げられているわけです。それから島から生み出された芸術・文学ということで、文学に関わるような図書館の跡や作家の終焉の家等が挙げられています。また集落遺産として一番中心といえる、大和文化の受け入れ口となった「赤木名集落」といったものが挙げられています。そういうようなことをして、奄美遺産を構成させていったわけです。

その先に行きますが、その奄美遺産の保存活用計画をその後に作ってゆきました。特に３つに分類した中で、歴史遺産や生活遺産など各ストーリーを構成するという重要な資産が、宇検村とか伊仙町、奄美市の３市町村（対象となった市町村）以外もたくさんあるので、それらの資産価値を損なうことなく地域活性化にも役立つような形で、他の市町村も参加してもらって広げてゆく、ということを保存活用計画に意図し、先に進んでゆくということになります。こういうような形で進めていったものを、次の段階ではどうするのかということが、次の５という資料に出ています。ここには実施した中での困難さというものが書かれていて、ではどうするかということなんですけども、今後リスト化をし、選定し、情報共有をし、保全活用計画を作り、さらに活用を進めてゆき、情報のフィードバックと更新を進めていくようなシステムを作るわけです。しかし、このことを３年間の枠でやめるということではなく、恒常的な形にしたいということを考えて、次にこういうものを残していくわけですね。

今後どういうふうにしてこれを抽出してゆくかということで、恒常的に遺産を審査する委員会を作っておきます。そして、各市町村でリストを作るわけですけども、その一方で一般の人たちからも推薦を受けて、それを認定していくというあり方を考えるわけです。３年間が終わった後で次に進んでいったのは、もう一つの資料として挙げた、「奄美遺産提案の手引き」です。奄美遺産を、これからもいろんな人たちから推薦を受けて、それを保護対策協議会に提出して、そこで審議をしてもらって奄美遺産に認定してゆくというようなやり方を継続して進めていくという考え方をとります。こういう提案書類が提示されておりまして、「皆さんどうぞ出して下さい」というようにしています。ただ、こういうルールを作っただけでは、なかなか簡単には皆さんが出してはくれない。そこでどうしてきたのかというと、先ほど申しました「シマ学講座」といいまして、集落ごとの公民館に、中山さんを中心に博物館の学芸員の方とか、退職教員の方であるとか、例えば昆虫を専門にしている人、植物を専門にしている人、食文化を専門にしている人たちにも声がけをして、調査チームのようなものを構成します。そして、各市町村の教育委員会にお願いして、「今度はこの集落でシマ学講座をやりたい」と申し出て、その公民館に行きまして地域のお年寄りを集めて洗い出しをやるわけです。私が去年３月に「シマ学講座を是非実地で調査させて下さい」とお願いしましたら、「今年は終わってしまいました」と言われ、残念だけれど来年に見送るかと思いました。そうしたら、「では来られる時にシマ学講座を設定しましょう。希望の場所はないですか？」と言っていただきました。シマ学講座がまだ実施されていないところとして、奄美大島の大和村というのがところがあったんです。実は、私が過去に４年くらい調査したことがある大和村のシマを二つほど挙げたら、「ではそこでやりましょう」ということになって、急遽大和村の今里集落でシマ学講座をやって頂いたんですね。やっていただいたその様子の映像を見ていただきます。

※ここから映像の説明

真ん中に座っている方が中山さんです。こちらに座っているのが学芸員や各分野の専門家の方々、こちらが地域のお年寄りです。今説明しているのは、「シマ学講座というものはどうい

うことをしたいのか」ということです。そして、この並んだ方々はそれぞれの専門について、例えば「この地域にはこういう蝶がいるはずなんだけど、見たことはあるか？」とかいうような、専門家の人たちが専門的知識として持っているものを投げかけて掘り起こしを図る、そういうことをしている場面です。そして、しばらく話を聞いた後にどういうことをするのかというと、集落の中を地域の人たちから話を聞きながらみんなで歩くということになります。最初の映像はお墓で、この方は民俗学専門の学芸員の方ですけども、「このあたりの一番古いお墓はどれですか？」というようなことを質問しながらメモをとり、話を聞いてゆくわけです。そして、集落の一番はずれまでいったら80歳過ぎのおばあちゃんがいたものですから、先ほども話題にした「ケンムンをみたことがありますか？」と聞いてみたんです。そしたら、そばにいた男性が「ケンムンは、道路工事のために昔見たそのところに発破をかけたら死んじゃったよ。それから見なくなったよ」と、いうような話をされました。そうしたことを聞きながら、地図などに位置取りを書いてゆく。そうして集めたものを次にはどうするのかというと、皆さんに資料としてお配りできなかったんですけども、こういうような地図の中に印を付け、実際に撮った写真などを貼って、地域の人に配る。配ってもう一度集まってもらってこれをたたき台にして話を改めて聞く、というようなことを積み重ねていきます。一つの集落で、年間4、5回こういうことを重ねてゆく、ということをやってゆくんですね。

もう一つの試みとしては、本中さんの話にありましたけども、リサーチサークルを大島北高校に作りました。これは報告書なんですけども、お年寄りたちに高校生が聞き書きをした内容をまとめた本です。一方で、学校において子供たちに対しても地域の中の文化的な遺産の意識付けをして、子供たちの手で抽出するということをやっている。その指導をされているのも中山さんということになります。

この奄美シマ遺産というものは、奄美遺産の一番底のところは集落から発信する。集落ごとの昔から大事にしたいもの、後世に伝えていきたいものを抽出するということがあります。その上に市町村があり、その市町村を連携させて奄美群島全体で文化的なストーリーを描いてゆく。そういうような活動をまさに草の根的な活動を通してやっているというのが、奄美シマ遺産の取り組みであるというふうに、紹介できるのではないかと思います。

以上、いわて高等教育コンソーシアム文化財チームが行ってきた奄美シマ遺産の取り組みに対する調査の報告をさせていただきました。

未来の奄美群島へ

敬い、守り、伝え、残したい

『奄美遺産』の取り組み

2011年３月

宇検村・伊仙町・奄美市教育委員会

『奄美遺産』の取り組み

奄美群島の多種多様な自然と文化は九州や琉球，中国大陸などの影響を強く受けつつ，奄美らしさを漂わす独自の文化を形成してきました。その文化は私たちの生活の中に今も，当たり前のように生きています。しかし，私たちにはあまりにも当たり前すぎて気付かれにくいのが文化的な遺産です。奄美群島のみんなが「敬い，守り,伝え,残したい」ものを『奄美遺産』として奄美群島全体で広域的に捉えた取り組みを推進していきます。

『奄美遺産』とは今までシマ（集落）に伝わってきたシマの宝の物語や歴史を調べ，シマの活力として継承し，活用することを目指します。そのためにこれから各自治体が『奄美遺産』の保存活用計画を作成し，関連する事業を効率的に進める必要があります。

『奄美遺産』はこれから１２市町村が認定委員会などを組織して認定を行います。

これからは奄美群島が広域的に取り組む『奄美遺産』として守り，伝え，継承し，活用する活動はみんなが応援し，取り組むことです。そのためには多くの群島の皆さんに知っていただくことから始まります。

君はケンムンを見たか

１．宇検村・伊仙町・奄美市による取組の経緯

宇検村・伊仙町・奄美市の３市町村は、文化庁が公募した「文化財総合把握モデル事業」に３市町村が共同で応募し、全国 20 地区の１つに選定されたことをきっかけとして、平成 20 年度から３ヶ年にわたり文化財の総合的な把握と、これらの文化財の適切な保存・活用を推進するための「歴史文化基本構想」のモデル策定に取り組んできました。

本企画の採択に関し、文化庁は我々が掲げた以下の４点の課題について注目されている。

【奄美群島におけるモデル事業採択にあたってのポイント】

- ３市町村に限らず奄美群島全体を視野に入れて検討し、広域市町村圏での取組モデルとなること。
- 中世城跡に限定せず、幅広い時代・文化財の掘り起こしを行うこと。
- 沖縄や九州にはない奄美群島に固有な文化財の価値や位置づけが明確になること。
- 委員会には文化財のみならず環境、観光、都市計画等幅広い分野の専門家や行政担当者の参画を求めること。

上記の条件をクリアすべく、以下に示すような実施体制確保し、文化財総合把握モデル事業を行った。

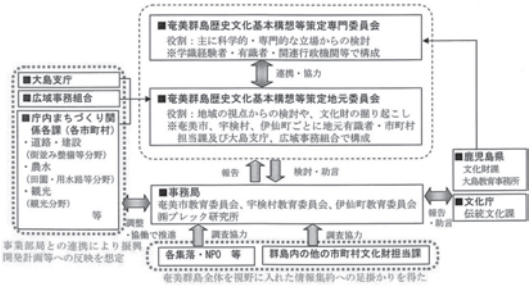

【文化財総合把握モデル事業の実施体制】

「文化財総合把握モデル事業」は３年間と限られており、期間内に奄美群島全体を対象とした文化財の総合的な把握を完了させ、広域的な歴史文化基本構想を策定することは困難です。そのため、モデル事業終了後に群島全体の市町村を巻き込んで、歴史文化基本構想の策定を本格的にスタートさせることを目標として、３ヶ年のモデル事業を行いました。

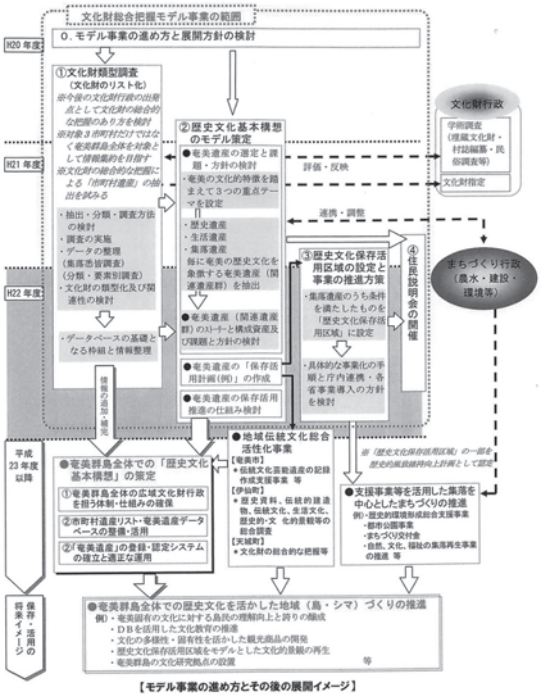

【モデル事業の進め方とその後の展開イメージ】

２．文化財の総合的把握による「市町村遺産」の抽出

（１）奄美群島の自然・歴史・文化の特徴

奄美群島とは有人８島（大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島外３島）の総称で、総面積は 1,239 平方キロメートル、南北１９０ｋｍに及ぶ島々で構成されています。

主に新生代の第三紀以降の隆起・沈降、第四紀以降の気候変動による海水準の変動、サンゴ礁の発達に伴う琉球石灰岩の堆積によって形成されてきました。この間にユーラシア大陸や日本本土との分離・結合を繰り返しており、このような地史的経緯から、アマミノクロウサギ、オオトラツグミ等に代表される、大陸の影響も残った固有種や遺存種といった動植物が多くみられます。また、奄美大島、徳之島の山地帯には、常緑の広葉樹が優占する森林がまとまって存在しており、これらの森林は亜熱帯性多雨林として世界的にも大変貴重な生態系として注目されています。

奄美群島はその地理的、歴史的経緯において琉球や大和などの影響を強く受け、奄美独自の文化を形成してきました。そして、12 世紀・13 世紀においては交易・交流の拠点として重要な役割を果たしていたことが、赤木名城跡、カムィヤキ古窯跡、倉木崎海底遺跡等の遺跡の発見により証明されつつあります。しかし、その後 15 世紀には琉球国、17 世紀(1609 年)には薩摩、明治期以降は日本国、戦後はアメリカ合衆国、そして昭和 28 年 12 月 25 日には悲願の祖国復帰から現在へと、世界でも稀な歴史的変遷をたどってきました。

このような歴史的変遷から、奄美はいくつもの国の影響を受けつつ多種多様でありながら強い個性と重層性を有する文化を育んできました。それは今でもシマジマ（集落）の生活の中に、琉球と大和の融合した独自の「奄美流」文化としてたくましく生き続けているのが特徴です。

（２）奄美群島における文化財の総合的把握の方法

ア）抽出基準

奄美群島には人間が自然との関わりの中で創りあげてきた、奄美固有の文化的資源が数多く存在します。しかし、これらの資源の中には従来の定義・分類では「文化財」としては認識されず、歴史の流れや社会・生活の変化の中に埋もれて、気が付けば喪失の危機に瀕しているというのが現状です。そのため、従来の「文化財」への適用が馴染みにくい文化財未満の文化財も含めて奄美群島の文化財を総合的に把握するため、奄美固有の文化的資源を「市町村遺産」と表現することとし、以下のような基準に照らして有形・無形の文化的資源を幅広く掘り起こしていくこととしました。

■市町村遺産の抽出基準

★島民にとって「大切なもの」「親しまれてきたもの」「敬われてきたもの」「将来に引き継いでいきたいもの」「守り、伝え、残したいもの」

★一定の時間に渡って「受け継がれてきたもの」

（例えば、「2 世代以上受け継がれてきたもの」、「50 年以上経過するもの」等）

イ）分類方法

また、市町村遺産の抽出とそのリスト化を行うに当たっては、奄美固有の文化的資源が抜け落ちないようにするため、従来の文化財の分類とは異なる新たな枠組みが必要となったことから、

奄美群島独自の「市町村遺産」の分類方法を検討し、次頁のとおり設定しました。

■奄美群島における市町村遺産の分類と構成要素の例

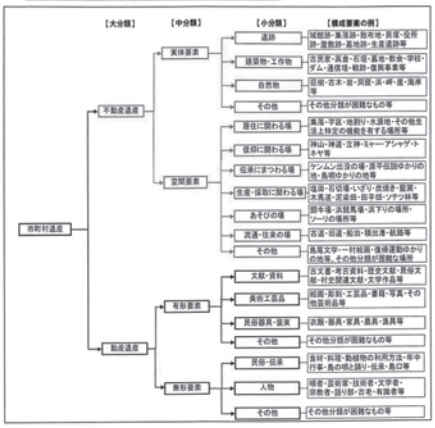

ウ）調査方法

上記のような抽出基準と分類の枠組みに照らして、市町村遺産を掘り起こすための調査を実施するに当たっては、以下の２種類の調査方法を採用しました。

●集落悉皆調査：特定の集落に着目しエリアを限定して資料調査、地域住民へのヒアリング調査、現地踏査を行い網羅的に抽出作業を行う

●分類・要素別調査：各種分類・要素に着目してできる限り奄美群島全域を視野に入れて資料調査を中心に抽出作業を行う

調査方法の選択については、既存情報の集積度合や各種要素の分布状況、調査に投入できる人材・費用・時間の多寡等、各調査実施機関の実情に応じて適宜選択することとしました。

エ）データの整理方法

調査によって収集した情報については、将来的には群島全体の市町村の各種行政機関や一般島民が活用できる、市町村遺産の総合データベースの雛形となるよう、フォーマットの統一に留意して整理しました。その際、検索性の向上、情報源情報の明示、現行文化財分類体系との関連づけ等を行うなど活用しやすいリスト・帳票となるよう配慮しました。

現在までに収集・整理した市町村遺産のリストの整理例と市町村遺産の総数は以下の通りです。

■宇検集落における情報整理例

■本事業において抽出した市町村遺産の件数

◇分類・要素別調査により把握した件数

大分類	中分類	小分類	構成要素	件数	奄美市	宇検村	伊仙町	その他
不動産遺産	実体要素	遺跡	遺跡	671	174	13	99	385
		建築物・工作物	古民家・高倉	235	218	5	7	5
			近代建築物（教会）	34	19	0	1	14
			その他	100	12	52	25	11
		自然物		105	9	32	64	0
	空間要素	居住に関わる場	集落（民俗地図）	69	2	0	0	67
			集落（由来）	14	14	0	0	0
		伝承にまつわる場	ケンムン出没の場	53	13	18	0	22
		その他	島尾文学ゆかりの地	17	5	1	1	10
			田中一村に描かれた風景	3	2	0	0	1
		その他空間要素		237	76	101	60	0
動産遺産	有形要素	文献資料等	古文書	326	265	9	52	0
			その他歴史資料等	193	6	6	181	0
			文学作品	55	—	—	—	—
		美術工芸品	絵画	163	—	—	—	—
			その他美術工芸品	9	1	5	3	0
		民俗器具・装束		1164	1	90	1073	0
	無形要素	民俗・伝承	料理・食材	195	—	—	—	—
			植物	629	—	—	—	—
			島の唄と踊り	400	—	—	—	—
			年中行事	369	—	—	—	—
			その他	159	101	45	13	0
		人物	唄者	23	—	—	—	—
	計			5223				

◇集落別悉皆調査により把握した件数

市町村	集落名	件数
奄美市	赤木名集落	127
	平瀬・城間・万屋集落	79
宇検村	平検集落	87
	その他集落等	316
伊仙町	面縄集落	58
	その他の集落等	1501
計		2224

３．関連遺産群の抽出による「奄美遺産」の選定

（１）重点テーマの設定と目的

奄美の歴史文化の特徴をより鮮明にするため、その固有性・普遍性を最も色濃く残している「歴史」「生活」「集落」という３つの重点テーマを設定し、それぞれのテーマから奄美文化の特徴を探っていくこととしました。３つの重点テーマを設定した目的は以下に示したとおりです。

■重点テーマ設定の目的

①歴史遺産：奄美固有の歴史の時代区分に応じて、奄美群島の社会的役割や特徴的な事象との関連性を有する特徴的な文化財群を拾い上げ、奄美特有の歴史を明らかにする。

②生活遺産：奄美群島における島民の暮らしの中に深く刻み込まれ、継承されてきた、人と自然との濃密な関係を有する特徴的な文化財群を拾い上げることにより、奄美文化の固有性と多様性を明らかにする。

③集落遺産：特徴的な空間構造・認識、年中行事、伝承・芸能、景観要素等を共有し、継承している集落（シマ）を、ひとつの関連性を有する文化財群として捉え、拾い上げることにより、集落（シマ）を原単位として大切にされている奄美群島民の世界観を明らかにする。

（２）ストーリー設定による「奄美遺産」の抽出

「歴史」「生活」「集落」の３つの重点テーマ毎に、その特徴をできる限り分かりやすいかたちで一般市民にも伝えていくため、ストーリーの設定を行うこととしました。そして、各ストーリーを構成する上で重要な要素を「市町村遺産」の中から選定し、ストーリーとの明確な関連性を有するこれらの「関連遺産群」を、奄美の歴史文化を代表するものとして「奄美遺産」と表現することとしました。

現段階では、以下に示すとおり、歴史遺産:7、生活遺産:7、集落遺産:3の合計 17 のストーリーによって関連づけられる「奄美遺産」が抽出されました。

■「奄美遺産」の抽出結果

歴史遺産	
歴史遺産-①	先史時代の文化交流を示す遺産
歴史遺産-②	生産と流通と社会の変化を示す中世遺産
歴史遺産-③	琉球文化の影響を今に伝える遺産
歴史遺産-④	薩摩文化の影響を今に伝える遺産
歴史遺産-⑤	南北の文化衝突しシマの始原性を今に伝える遺産
歴史遺産-⑥	奄美群島の近代化を物語る遺産
歴史遺産-⑦	太平洋戦争と戦後復興の足跡を示す遺産
生活遺産	
生活遺産-①	シマンチュの精神を伝える「ケンムン」伝承
生活遺産-②	豊かな自然の恵みに育まれた島の生業
生活遺産-③	多様な言語の存在を今に残す島口
生活遺産-④	島の暮らし・心を伝える島唄
生活遺産-⑤	自然に寄り添い、支えられたシマの行事
生活遺産-⑥	暮らしの中に残された「あそび」
生活遺産-⑦	島から生み出された芸術・文学
集落遺産	
集落遺産-①	大和文化の受け入れ口となった『赤木名集落』
集落遺産-②	航路の拠点、南北の文化が融合したシマ『宇検集落』
集落遺産-③	先史時代からの歴史が育まれた『面縄集落』

（3）「奄美遺産」のストーリーと保存活用上の課題・方針

抽出された奄美遺産については、【ストーリー】【構成資産】【構成資産の分布】【保存・活用上の問題点・課題】【今後の取組方針】に関する情報の整理と検討を行い、以下の「歴史遺産①：先史時代の文化交流を示す遺産」の例のようなフォーマットで整理・取りまとめを行いました。

■「奄美遺産」の整理例

歴史遺産①：先史時代の文化交流を示す遺産

【ストーリー】

奄美群島には旧石器時代（約２万年前）から人が住んでいました。奄美大島イャンヤ遺跡や喜子川遺跡、徳之島天城遺跡では旧石器人の生活の痕跡がのこされています。１万年前になると、気候がやや温暖になり、南九州から縄文文化が南下してきました。奄美群島にのこる九州の黒曜石の調べつ文土器が、人々の海上移動を伝えてくれています。奄美大島嘉徳遺跡や徳之島面縄貝塚、沖永良部島住吉貝塚はこの時期の代表的な遺跡です。この頃奄美群島にサンゴ礁が発達し、今に続く環境のもとが形成されました。縄文時代には、椎の実や猪、ジュゴンや貝類など自然の幸を背景に、島の先史文化が誇開します。2700 年ほど前になると、今度は農耕技術や金属器をもった弥生人が九州からやってきました。彼らの目的は沖縄諸島に豊富な大型魚貝（ゴホウラ、イモガイ）を手にいれることでした。こうした弥生人たちの頻繁な南下と北上の手助けをしたのが奄美群島の人々でした。弥生人との交流を通して、奄美群島に弥生文化の文物が伝わり、島の文化は大きく変わりました。奄美大島サウチ遺跡はその代表です。また種子島から見事な貝製アクセサリーを使う文化も伝わり、島の文化は多彩になりました。６世紀になると、奄美地域は独自性の強い文化を発展させます。奄美大島のマツノト遺跡、フワガネクはその代表です。９世紀には奄美群島から多量のヤコウガイが本土に輸出され、螺鈿に加工されて、京都や東北の貴族たちの建てた仏教寺院をきらびやかに装飾しました。

奄美群島における先史・古代の遺跡群は、南北の交流の中で形作られた島の姿を今日に伝える重要な郷土の遺産です。

【構成資産】

分類	名称	所在地
旧石器時代に於ける人間活動の痕跡を残す遺跡	イャンヤ遺跡	奄美市笠利町土浜
	喜子川遺跡	奄美市笠利町
	赤木名城	奄美市笠利町里
	（以下省略）	*******
縄文並行期の活動を示す遺跡	総合グラウンド遺跡	喜界町湾
	平田貝塚	奄美市笠利町平田
	（以下省略）	****
弥生～古墳時代並行期を示す関連遺跡	大田布貝塚	伊仙町大田布
	面縄第１貝塚	伊仙町面縄
	トマチン遺跡	伊仙町
	（以下省略）	******
（以下省略）	*****	合計：35 遺跡

【構成資産の分布】

▲トマチン遺跡（伊仙町）

【保存・活用上の問題点・課題】

○奄美群島を含む琉球列島における先史・古代という時代に対しては、ひとつの指標だけを追うのではなく、幾つもの要素を総括的に考察しながら文化の性格を議論する必要がある。

○現時点では、先史・古代の詳細遺跡分布調査は未調査の町村が大半を占めるなど極めて不十分な状況にあり、先史・古代の遺跡に対する今後の調査成果の蓄積と、それらの成果を踏まえた総括的議論が必要である。

【今後の取組方針】

○各市町村においては、市町村の実施計画に文化財補助事業調査と整備を組み入れて、年次計画に従って継続的に詳細遺跡分布調査を実施していく。

○国指定文化財になっている宇宿貝塚と住吉貝塚をはじめ、発掘調査された出土遺物全体の整理作業を早急に進

生活遺産③：多様な言語の存在を今に残す島口

【ストーリー】

言語は文化の多様性を示す指標として、国際的にその価値が認められています。日本で話されている言語は、全国で一般的に話されている共通語である「日本語」だけだと思われるかもしれませんが、国際的基準では奄美群島を初めとする琉球列島で話している方言や北海道のアイヌ語は、独立の言語として扱うのが妥当だと言われています。

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の言語調査によれば、全世界に 6000 前後あるとされる言語のうち、2500 言語は絶滅の危機にさらされていることが明らかになりました。日本でも「島口」（奄美語）を初めとする８言語が、危険な状態にある言語だと分類されたそうです。

また、奄美の方言で集落を「シマ」と呼んでおり、シマごとに言葉や習俗が異なっていますから、奄美群島内でもさらに言語は多様に分化しているということが言えます。しかし、奄美群島では琉球統治、廃藩統治、明治維新、アメリカ統治、日本復帰という大きな時代の波があり、それぞれの時代が「島口」にも大きな影響を与えてきましたし、島民が島口を使うことに厳しい制限が課せられた時代もありました。しかし、「島口」は奄美の人々に愛され、現在まで懐かと語り継がれてきました。言語の多様性を維持するということは、その地域に固有の風土や自然環境を適切に表現する手段を確保することでもあります。奄美群島における「島口」の多様性は、まさに奄美の自然と文化の多様性を表す重要な指標であり、大切な生活遺産の一つなのです。

【主な構成資産】

▲島口での会話

▲島口を研究した書籍や島口を用いた観光パンフレット

生活遺産④：島の暮らし・心を伝える島の唄と踊り

【ストーリー】

奄美のシャジマの特徴が最も顕著に現れているのが島の唄と踊りです。奄美の人々の暮らしは、自然との深い関わりのもと営まれており、南北との交易や琉球・薩摩の介入といった歴史の影響を受けながら、島の唄、八月踊り、豊年祭など独特の伝統文化・芸能や、信仰、自然観などを生み出してきました。

このため、加計呂麻島の諸鈍シバヤや与論島の十五夜踊りといった伝統芸能にも南方系と北方系の歌・演目が入り交じったものが見られるなど、琉球文化や大和文化などが溶け合った文化が形成されています。

島の唄は「イトゥヶ」と呼ばれる仕事唄にそのルーツが求められており、唄は鑑賞のためではなく、みんなが共同で作業をする仕事唄から始まりとされています。手拍子やロ笛、太鼓による唄でサンシンは後に琉球から入ってきたとされています。シマ唄は 1609 年以後の薩摩侵攻により大和唄の影響が現れるようになりますが、その唄は奄美的であり、奄美の新しいリズムとして馴染んでいます。小川学夫は「シマ唄の持つあの快適さとバイタリティこそ、奄美の本質的部分だと改めて思う」と語っています。

【主な構成資産】

▲佐仁の八月踊り（奄美市笠利町）

▲用の八月踊り

生活遺産⑦：島から生み出された芸術・文学

【ストーリー】

奄美を題材として取り上げた作家の島尾敏雄と日本画家の田中一村の二人は奄美群島から何を感じたのでしょうか。二人ともそれぞれの世界観で奄美群島から湧き出ているエネルギーを力にし、独自の視点で文学と芸術を積み上げ世に送りだしました。

大和出身の文学者と芸術家の二人はそれぞれの苦悩を引きずり、時期をほぼ同じにして昭和 40 年から 50 年に奄美大島名瀬に拠点をおいて活動しています。二人は奄美においてそれぞれの世界での葛藤と苦悩の末、その根源がシマを構成するエネルギーの存在であることに気付きます。

この文学者と芸術家の二人の作品には、そうしたシマの美底さを感じることができ、島のもつ創造力ともいえるものの存在が、優れた芸術を生み出す根源になっていることに気付くのではないかと思われる。

【主な構成資産】

▲旧鹿児島県立図書館奄美分館官舎跡（奄美市）

▲田中一村鈴秀の家

■集落遺産

集落遺産①：大和文化の受け入れ口となった「赤木名集落」

【ストーリー】

赤木名集落は、赤木名城跡一帯の山を神山とし、神山を含むミズヤガラ（亀水城）から、前面のイノーまでを集落として捉えることができます。神山からは集落の中心部に向けてカミミチが通り、集落内を南北に貫く「ナカミチ」を基軸として、その中心部に神を祭る集落の中心広場である旧「ミャーン」跡がみられます。このように、赤木名地区には、古い集落の様子と大和の影響を強く受けた集落の構造の歴史的な重層が色濃く残されています。

また、赤木名地区は、中世から近世に大和文化をはじめとする海外文化の受け入れ拠点として、政治、経済の中心的な役割を果たしていたと考えられています。近世の奄美大島への薩摩侵攻（1609 年）を契機に、仮屋（代官所）がおかれるなど、薩摩藩による統治の中心地と位置づけられ、集落構造も薩摩の強い影響を受けており、加賀など薩摩の麓集落と同様のまち割りがみられるなど、薩摩文配の象徴的な集落ともいえます。

以上のような歴史的事象を背景として、代官屋敷跡、サンゴの石垣、生け垣に囲まれた街並み、高倉などの古民家が存在し、交易・往来関連の資産としては、湾内に停泊するマーラン船との「はしけ舟」（板付け舟）の待機場所であった船だまりなど、一つの集落内に時代の変遷を物語る多様な遺産要素が集約されているという点に特徴があります。

【主な構成資産】

▲仮屋敷跡

▲生垣の多い街並み

▲サンゴ石垣

4．「奄美遺産」の保存活用計画（例）の作成

保存活用計画とは、「奄美遺産」に関して、保存や活用のための各種事業や価値評価に必要な情報取得のための調査等を実施しようとする場合に、それらの事業や調査を実施しようとする主体が、事業や調査を効果的・効率的に行うために策定するものです。

したがって、計画策定主体は、個別の事業や調査の実施主体であり、関係市町村の文化財関係部局だけではなく、将来的には大島支庁や広域事務組合等の奄美群島の広域行政機関及び各市町村の企画・建設担当課、さらには各集落の自治組織やＮＰＯ等の市民団体も、計画策定主体となることが想定されます。また、単独機関のみならず協同体制で計画を策定する場合もあります。

また、計画策定の対象は歴史遺産、生活遺産、集落遺産のそれぞれのストーリーを構成する資産群全体を対象とする場合もあれば、特定の資産に限定して計画が策定される場合も想定されることから、１つの「奄美遺産」に対して複数の計画が策定され、併行して、あるいは時系列的に計画が実施されることも想定されます。

現時点で抽出された奄美遺産の多くは、構成資産の洗い出しさえ不十分な状況にあり、さらに個々の構成資産の価値や位置づけの解明に当たっては、今後の調査を待たざるを得ないのも現状です。

特に歴史遺産、生活遺産については、各ストーリーを構成する重要な資産が宇検村、伊仙町、奄美市の３市町村以外の群島各地にも広く分布しているため、それらの資産群の価値を損なうことなく地域活性化にも役立つようなかたちで後世に引き継ぐ方策を検討していくためには、群島全体の市町村の参画を得た議論が必要となります。

したがって、ここでは「奄美遺産」のうち、３市町村内にそれぞれ特定の「保存活用区域」を設定した上で「保存活用計画」を検討することが可能な「集落遺産」について、文化庁のモデル事業の枠組みに従って「保存活用計画」の例を作成することとしました。

以下に、集落遺産のうち既に構成資産等に対する情報の集積があり、かつ住民や関連事業等との調整が可能な状況が整いつつある奄美市赤木名地区を対象とした「保存活用計画（案）」の例を示します。なお、この「赤木名地区における保存活用計画（案）」については、今後、奄美市により具体的な地区内住民との協議と調整を経て、事業化が進められる予定です。

また、宇検村宇検地区、伊仙町面縄地区の２つの集落遺産についても「保存活用計画（素案）」までは作成しましたが、まだ情報の集積が不十分であることから、今後の検討に向けての叩き台とすることとしました。

なお、奄美群島においては、将来的に次項に示すような奄美群島全体の市町村、大島支庁や広域事務組合等とも連携した広域的な「奄美遺産」の登録・認定制度の運用を目指しています。このような仕組みの体制などを整えることは、市町村と県の出先機関や本庁からの適切な助言や関係部局での関係行政機関の相互の調整等も円滑に進むようになるものと期待されます。

５．奄美群島全体での「奄美遺産」の保存・活用推進の仕組み（モデル構想の枠組みと課題）

宇検村、伊仙町、奄美市の３市町村が共同事業として実施した「文化財総合把握モデル事業」においては、奄美群島全体を視野にいれて、幅広い時代・文化財の掘り起こしを行い、「歴史」「生活」「集落」という３つの重点テーマ毎のストーリー設定により、奄美の固有な文化的資源の価値や位置づけを明らかにすべく努めてきました。その結果、歴史遺産:7、生活遺産:7、集落遺産:3の合計 17 のストーリーによって関連づけられる「奄美遺産」を抽出することができました。

しかし、これらの作業はあくまでモデル事業として実施したものであり、群島内の他の市町村においても同様の手法によって文化財の掘り起こしと価値や位置づけの整理が行われ、各市町村毎の「市町村遺産」のリスト化と「奄美遺産」のストーリーへの関連づけが行われることにより、はじめて奄美群島全体を対象とした文化財の総合的把握が可能となります。

また、これまでは奄美群島を一つの地域と捉えて、群島全体が有する歴史文化の価値や位置づけを総合的に評価しようとする姿勢が希薄であったため、奄美という地域の個性や特徴を十分際だたせることができませんでした。それが、「大和とも違う」「琉球とも違う」という消去法的表現に留まらざるを得なかった理由の一つではないでしょうか。

今後は、奄美群島の各島々、各市町村が一丸となって、個性豊かな奄美の歴史文化に裏付けられた多くの資源（宝物）を大切に保存しながら、生きたかたちで後世に引き継いでいくとともに、奄美群島全体の活性化や地域振興にも寄与する新しい文化財の活用方法を模索していく必要があります。また、奄美群島全体としての歴史文化の価値や位置づけを明確にした上で、各島々、各集落（シマ）相互の関連性や相違点を見つけだすことにより、それぞれの島、集落（シマ）の住民が、より一層自分の島や集落（シマ）の文化に対する興味と誇りを高めていくことができるのではないかと考えます。

このような観点から、今後は奄美群島全体の市町村が連携・協力して文化財の総合的把握を進めるとともに、「奄美遺産」の適切な保存・活用を推進していくための仕組みを確立していかなくてはなりません。

宇検村、伊仙町、奄美市の３市町村は、３年間の「文化財総合把握モデル事業」の実施を通じて、奄美群島における広域的文化財行政の必要性を痛感いたしました。

また、「市町村遺産のリスト化」→「奄美遺産の選定と情報の共有」→「各主体による保全活用計画の作成」→「具体的な保存・活用事業の推進」→「情報のフィードバックと更新」が、一つのシステムの中で推進され、奄美群島全体で統括的に管理されることが望ましいと考えました。

このような条件を満たし、奄美群島全体での「奄美遺産」の保存・活用の推進を実現する仕組みとして、「奄美遺産」の登録・認定の制度を含むモデル構想の枠組みを検討しました。

検討結果は次頁に示したとおりです。ただし、この仕組みを現実のものとして機能させていくためには大変多くの課題が残されています。宇検村、伊仙町、奄美市の３市町村は協力して、これらの課題を一つ一つ解決し、実現に向けた具体的な行動を起こすべく、奄美群島全体の各市町村に働きかけていきます。また、鹿児島県や文化庁のみならず関連する様々な機関に対しても協力を要請し、次年度以降できる限り早い段階で、「奄美群島歴史文化基本構想」の策定に着手できるよう前向きに取り組んでいきます。

■奄美群島全体での「奄美遺産」の保存・活用の推進に向けたモデル構想の枠組み（案）

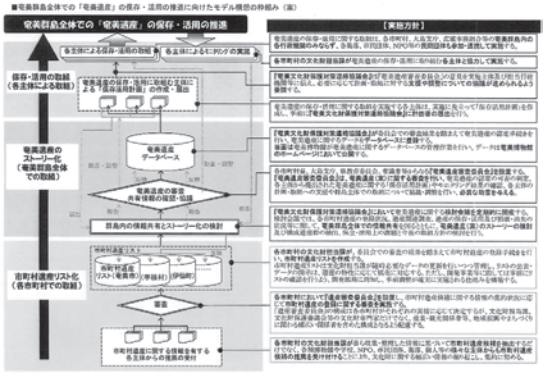

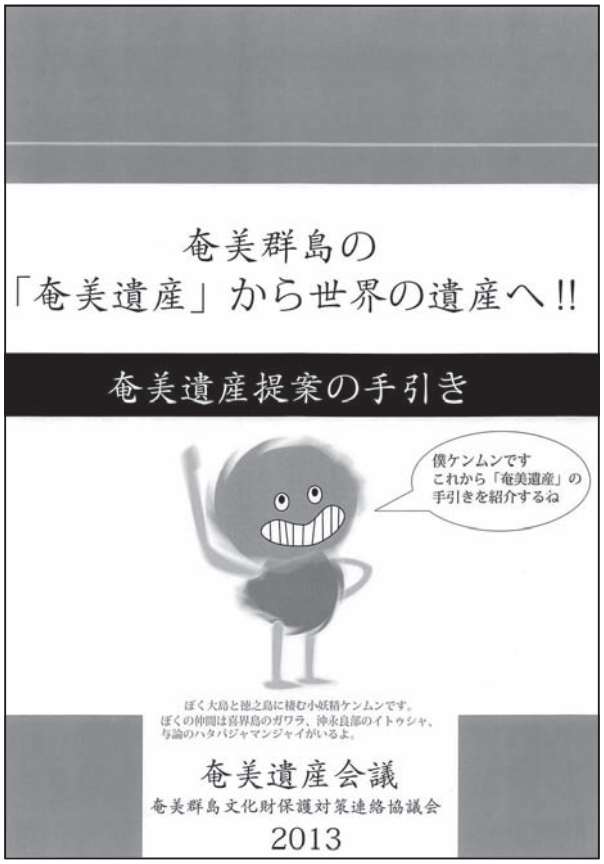
奄美群島の
「奄美遺産」から世界の遺産へ!!
奄美遺産提案の手引き
僕ケンムンです
これから「奄美遺産」の
手引きを紹介するね
ぼく大島と徳之島に棲む小妖精ケンムンです。
ぼくの仲間は喜界島のガワラ、沖永良部のイトゥシャ、
与論のハタバジャマンジャイがいるよ。
奄美遺産会議
奄美群島文化財保護対策連絡協議会
2013

奄美遺産の取り組み
私達の住むシマ（集落）には、数十年、数百年続く地域の行事や工芸、忘れかけられてる自然との生業など、古いものから新しいものまで、気が付けば身近に気になる文化的な遺産があります。その中から奄美群島で大事にしたいものを『奄美遺産』として、次の世代に伝えていく取り組みを群島の皆さんとともに進めていきます。奄美はひとつ。
奄美遺産とは
奄美遺産とは、今まで群島に残されてきた島々のお宝とそれにまつわる味や香りまでを含め、将来に事を敬い、守り、伝え、育てていく活動を指します。
『奄美遺産』は奄美群島のみんなで認定するよ！

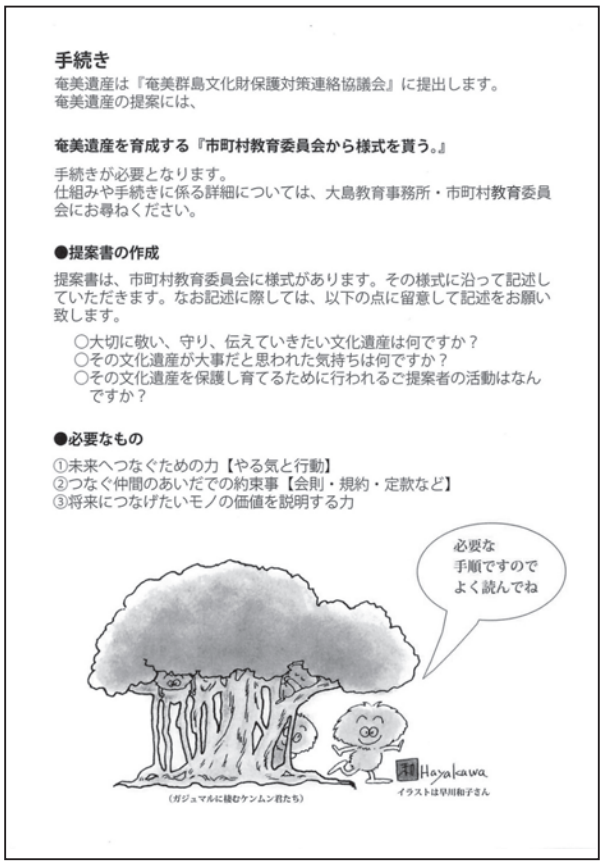
手続き
奄美遺産は『奄美群島文化財保護対策連絡協議会』に提出します。
奄美遺産の提案には、
奄美遺産を育成する『市町村教育委員会から様式を貰う。』
手続きが必要となります。
仕組みや手続きに係る詳細については、大島教育事務所・市町村教育委員会にお尋ねください。
●提案書の作成
提案書は、市町村教育委員会に様式があります。その様式に沿って記述していただきます。なお記述に際しては、以下の点に留意して記述をお願い致します。
○大切に敬い、守り、伝えていきたい文化遺産は何ですか？
○その文化遺産が大事だと思われた気持ちは何ですか？
○その文化遺産を保護し育てるために行われるご提案者の活動はなんですか？
●必要なもの
①未来へつなぐための力【やる気と行動】
②つなぐ仲間のあいだでの約束事【会則・規約・定款など】
③将来につなげたいモノの価値を説明する力
必要な
手順ですので
よく読んでね
（ガジュマルに棲むケンムン君たち）
イラストは早川和子さん

奄美遺産の認定までの流れ
■奄美遺産の提案と認定
●奄美遺産の提案から登録までの流れ
●景観・奄美遺産育成団体の登録
地域や集落で奄美遺産育成団体を組織し、奄美遺産の提案を行うことができます。まずは、仲間を募り、奄美遺産育成団体の申請を行ってください。仲間がおられない場合は、市町村の広報を使って「仲間募集」を行うこともできます。ご相談ください。（2、3人でも結構です。）
奄美遺産の内容を検討
奄美遺産の提案
提案内容について協議
奄美遺産提案書の提出
奄美遺産認定委員会
奄美遺産に認定
奄美遺産の登録
具体的な活動
守りたい文化遺産への想い
市町村のシマ（集落）から募集する（複数の仲間が必要）
仲間内の約束事を明文化する【規約など】
奄美群島文化財保護対策連絡協議会への申請
奄美遺産育成団体への登録
提案内容から申請書の書き方まで事務局が相談に応じます。
奄美遺産を守りたいと思われた群島の人が行うもの
奄美遺産育成団体が行うもの（教育委員会）
奄美群島文化財保護対策連絡協議会がおこなうもの
市町村の広域で行うもの
●奄美遺産育成団体認定申請書様式【記入例】
■必要なもの
○団体の名称
○団体の代表者
○団体の事務所の所在地
○活動の目的及び主な活動内容
○団体の約束事を記した書類
会則・規約・定款等の写し
○団体構成員の氏名を記した一覧

●奄美遺産提案書様式【記入例】
様式第１号
【記入例】
平成○○年○○月○○日
奄美遺産会議　議長殿
申請者 住所 奄美市笠利町調野０００
団体名　奄美の宝
代表者　奄美太郎　㊞
連絡先　0997-63-9531
奄美遺産提案書
奄美遺産の認定を受けたいので、奄美遺産を守り育てる奄美遺産会議会に関係関書を添えて提案いたします。
■提案奄美遺産名称
名　称
野鳥飛来地（大瀬海岸）
■記入上の注意
下記内容を頭の中に描いて、簡潔に記してください。
○大切に守り伝えていきたい奄美遺産は何ですか？
○その奄美遺産が大事だと思われた気持ちは何ですか？
○その奄美遺産を保護し育てるために行われるご提案者の活動は何ですか？
様式第２号
伝えたい奄美遺産の物語
提案奄美遺産の名称
野鳥飛来地（大瀬海岸）
●ストーリー
大瀬海岸は、潮が引くと沖合 200m 位までサンゴ礁がでます。そのサンゴの周だまりに残されたか弁を拾って野鳥がやって来ます。奄美諸大の梅雨の頃ちょうの中継地であり、休憩場所。冬は北からも飛やつ鳥、シギ類、チドリ類などが羽を休め、サンバなどの協奏曲もやってきます。夏はアジサシ類が群れ飛び、魚を捕えられるシーンなどを見ることができます
※育成する文化遺産の由来・育成活動等を主旨った経緯などを簡潔に記すこと。
※地図や写真などを用いてわかりやすく記すこと。
●この奄美遺産を守り伝えたいと思われた気持ち【物語】を記してください。
●この奄美遺産を守り伝えることが、他の奄美群島の人々にも共感できるように様々な素材を使って説明してください。

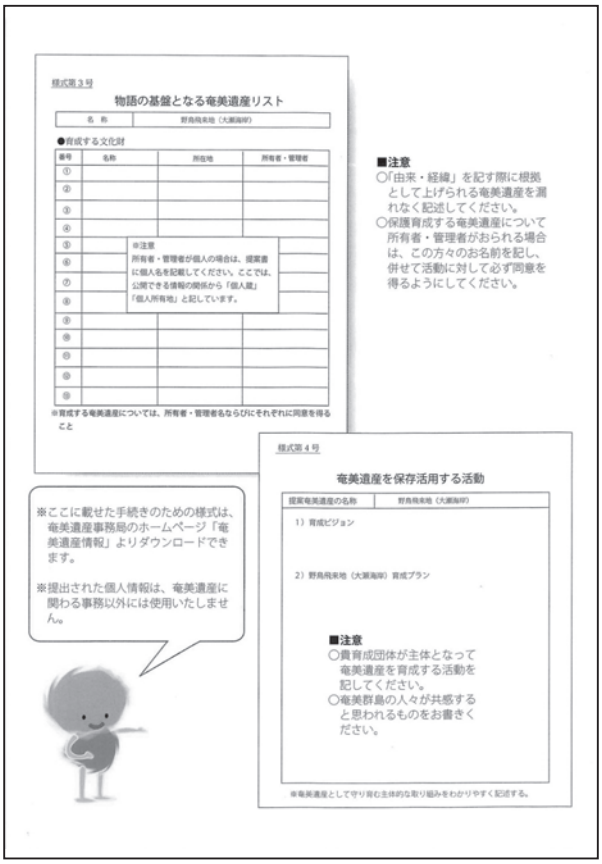
様式第３号
物語の基盤となる奄美遺産リスト
名　称
野鳥飛来地（大瀬海岸）
●育成する文化財
番号
名称
所在地
所有者・管理者
※注意
所有者・管理者が個人の場合は、提案書に個人名を記載してください。ここでは、公開できる情報の関係から「個人蔵」「個人所有地」と記しています。
※育成する奄美遺産については、所有者・管理者をならびにそれぞれに同意を得ること
■注意
○「由来・経緯」を記す際に根拠として上げられる奄美遺産を漏れなく記述してください。
○保護育成する奄美遺産について所有者・管理者がおられる場合は、この方々のお名前を記し、併せて活動に対して必ず同意を得るようにしてください。
様式第４号
奄美遺産を保存活用する活動
提案奄美遺産の名称
野鳥飛来地（大瀬海岸）
1）育成ビジョン
2）野鳥飛来地（大瀬海岸）育成プラン
■注意
○貴育成団体が主体となって奄美遺産を育成する活動を記してください。
○奄美群島の人々が共感すると思われるものをお書きください。
※奄美遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。
※ここに載せた手続きのための様式は、奄美遺産事務局のホームページ「奄美遺産情報」よりダウンロードできます。
※提出された個人情報は、奄美遺産に関わる事務以外には使用いたしません。

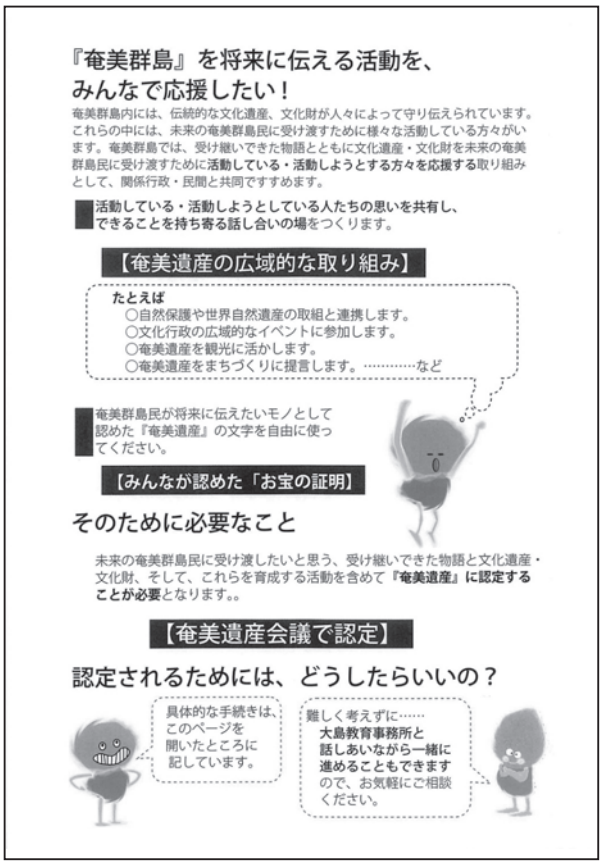
『奄美群島』を将来に伝える活動を、
みんなで応援したい！
奄美群島内には、伝統的な文化遺産、文化財が人々によって守り伝えられています。これらの中には、未来の奄美群島民に受け渡すために様々な活動している方々がいます。奄美群島では、受け継いできた物語とともに文化遺産・文化財を未来の奄美群島民に受け渡すために**活動している・活動しようとする方々を応援する**取り組みとして、関係行政・民間と共同ですすめます。
活動している・活動しようとしている人たちの思いを共有し、できることを持ち寄る話し合いの場をつくります。
【奄美遺産の広域的な取り組み】
たとえば
○自然保護や世界自然遺産の取組と連携します。
○文化行政の広域的なイベントに参加します。
○奄美遺産を観光に活かします。
○奄美遺産をまちづくりに提言します。……など
奄美群島民が将来に伝えたいモノとして認めた『奄美遺産』の文字を自由に使ってください。
【みんなが認めた「お宝の証明」】
そのために必要なこと
未来の奄美群島民に受け渡したいと思う、受け継いできた物語と文化遺産・文化財、そして、これらを育成する活動を含めて**『奄美遺産』に認定することが必要**となります。。
【奄美遺産会議で認定】
認定されるためには、どうしたらいいの？
具体的な手続きは、このページを開いたところに記しています。
難しく考えずに……
大島教育事務所と話しあいながら一緒に進めることもできますので、お気軽にご相談ください。

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度など京都市独自の取り組みについて

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課　文化遺産普及・活用担当課長
宮　本　博　市　氏

皆さまどうもこんにちは。京都市の文化財保護課の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

京都ではこの７月に入り祇園祭が始まっておりまして、17日の山鉾巡行に向けて多くの準備や行事が行われているところでございます。

私、岩手に寄せていただくのは、実は初めてでございまして、いわて高等教育コンソーシアムの冊子などで震災復興の支援、文化財の復旧に非常に意義のある取り組みをされていることを知りまして、非常に感動しておりますし、また刺激を受けているところでございます。

今日は、京都市の文化遺産の保護・継承にかかわる制度の紹介ということで、声をかけていただきましたので参りました。私の所属しています文化財保護課は、各市町村等と同様に文化財保護法に関わる業務を担当しておるんですけども、京都市は千年以上にわたって都が置かれたということから、埋蔵文化財も含めて非常にたくさんの文化財があるところであります。それに加え、文化財、景観などの制度では公的な条件を満たさないものや、そもそもそういったものの対象にならないものではあるけれども、京都、日本あるいは世界にとっても大切であると思われるもの、将来残していきたいというような有形無形の文化遺産がたくさん残っているというところでございます。こうした文化遺産は、保護制度がないものですので、ある日突然なくなってしまうということを報道で知る、ということが起こります。そこで、こうしたものをなんとか把握をして将来へ残していこうという目的で作りました制度について、今回ご紹介させていただきたいと思います。

まず、最初にできましたのが、「京都を彩る建物や庭園」という制度でございます。京都には、長い歴史を持つ神社やお寺、本山とか大社と呼ばれるものとか、住宅と庭園もたくさんございます。文化財の指定登録を受けているものもたくさんあるんですけども、こういう指定登録を受けたくないとか、受けるのが難しいような物件もたくさんあります。また、指定登録になっていないとかいうような情報を行政として把握ができていないということがあります。したがって、開発などの届出を受けて、初めてその事実を知るというようなことが起きております。そういう状況の中で、こうした貴重な建物等の情報をまずは把握をしてリスト化する。また、こうした所有者にその価値を伝えまして、保存・継承の気運を醸成する。さらには文化財保護や景観の制度の仕組みに入ってもらう、こうしたことを目的に平成23年度にこれを制度として創設いたしました。この制度は、市民の方が世代を超えて継承されてきた京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を、市民に推薦して頂くことを入り口にしまして、審査会の審査を経て選定し、リスト化するというものでございます。選定の前には、所有者の同意を得るということが必要になるんですけども、同意が得られなかったものについても情報は把握しておきまして、リスト化するということをしております。市民から推薦があったものにつきましては、できる限り選定していこうということでして、概ね50年以上、建築から50年以上、国か地方公共団体の所有物でないもの、という非常に緩やかなものになっています。これまで推薦を受けたのは305件、うち選定になりましたのは236件でございます。その選定になったものの中から、特に素晴らしいものについて、私どもでは文化財に匹敵する価値のものという位置づけをしておりますけども、調査を行いまして、

審査会で審査を頂いた上で「認定」というワンランク上のものとしております。この「認定」となったものが64件となっております。市民から推薦があったということを重視しておりまして、この制度の趣旨とは少し違うんですけども、すでに文化財・景観として指定登録になっているものも対象外ということではございません。こうしたものが推薦されますと、自動的に「認定」というところまでゆくことになります。それからこの制度なんですけれども、建物や庭園のそのものの価値以外を評価して認定するということもしております。例えば、ノーベル賞を受賞されました湯川秀樹先生のお宅。この建物自体も50年以上経っていますが、普通の住宅なんですね。ただ人物的なゆかりを重視しまして、別途部会を設けて検討し、認定ということにしました。一方で、こうした運用というのは非常に例外的なことで、価値評価の基準が確立しているわけではありませんので、まだまだ検討中というところでございます。こちらの写真に写っているのが湯川秀樹旧宅です。参考で載せておりますのが、増田徳兵衛商店です。これは伏見の造り酒屋の建物で、鳥羽伏見の戦いがあった場所の近くです。ここに伺いますと砲台が飾ってあったりしています。そして花山天文台。こちらは京大の付属施設の一つなんですけども、現存する四角い天文台ということですね。

この制度を作ってからの課題ですが、市独自制度ということで、保存継承にかかる費用の助成、それから税の減免、所有者の支援策があまりないということが挙げられます。もちろん、財政上の制約などがありますので、そもそも十分な支援が難しいという前提がありますけども、何か支援できないか、ということで２つの制度を作っております。

一つ目は、所有者交流会です。それは選定・認定となりました物件の所有者の方をお招きしまして交流会を開き、維持管理でありますとか保存とか、同じ悩みを抱える方同士の意見交換をしていただきまして、悩みであるとか解決策といった情報を共有していただくことを目的としております。この中では維持管理に関する講演会でありますとか、建物の見学会。この写真は大江能楽堂というところなんですけれども、現存する唯一の木造の能楽堂を会場として見学会を開催しております。交流会の後、所有者同士で連絡を取られまして、情報交換されたり、所有者から新たな物件を推薦いただいたり、というような効果が出ているということになります。

支援策の二つ目はランクアップ助成制度というものでございます。こちらは認定になった建物が対象ですけれども、所有者が文化財の指定登録を受けようという気運を高めるための、いわばインセンティブとして作った制度です。こういう意志をもつ所有者の方を対象としまして、建物の復元や修復に必要な費用の一部を支援しようというものです。この建物は紫明会館という建物でございまして、近代建築のものになります。建物の改装とか、内装の張り替えといったことに対しての支援をしております。もちろん、法令による指定制度でも手厚いことはできないのですが、昨年制度を作りまして一定の支援ができるようになったところでございます。こちらの物件は国登録に向けた調整を行っているところです。これも昨年度作ったばかりの制度でありまして、予算も今のところは年１件ですので、十分な支援策とはまだ言えないのですけども、今後充実させていきたいと考えています。

この制度を運用する中で、課題と考えていることが２点あります。一つは選定をする建物の質の問題がございます。制度の対象は京都の財産として残したいものとしてはおりますけども、概ね50年以上経ったもので、国や地方公共団体の所有でないものとしています。ただ、50年以上となりますと、昭和30年代以降大量に建築された住宅が対象になってくるわけで、なかなか京都の歴史や文化を象徴する財産として残したいというコンセプトに合わないものが推薦されるケースでありますとか、個人的な思

い出で推薦されるケースがございます。また一方で、50年以上経過しておりますけども、改変が激しいものも推薦されるケースもございます。制度ができてからここ数年なんですけども、審査を行っていただく中で審査員の皆さんの考え方も進化をしているところでございまして、これを選定していいのかなという疑問を投げられる方も増えております。一旦保留して事務局で確認してきて欲しい、というように要望され、実際そのようにして、もう一度審査して選定するといったことが増えております。審査のほうは推薦者の推薦文と写真によって行われますが、ちゃんと報告させていただこうとすると、もう少し踏み込んだ調査を事前にしなければならないということになります。したがって、そのような物件が推薦された場合は、ちょっと工夫が必要だというふうに考えております。もう一つは推薦数の確保です。先ほど全体で305件と申し上げました。しかし、この制度は市民からの推薦と申しましたが、実際に推薦をいただく方は建築関係の方であるとか、文化財関係の方、歴史的とか建物が好きな方が多いんです。なかなか一般の方からの推薦が少ないということがございます。制度的には市の広報誌に載せたりとか工夫をしておりますけれども、なかなか一般の方から推薦をするには難しい、敷居が高いのかなというふうに考えております。その中で所有者の方から推薦が増えていくとありがたいという状況でございます。この制度には十分な支援策がありませんので、相続が発生したらたちまち存続の危機もでてくることになります。しかし、こういう建物とか庭園を将来に残していくためには、所有者の努力それから気持ちというものが非常に重要となりますので、所有者向けに機関紙を出したりとか、所有者の方の「よろず相談」を受けるとか、そういった地道な取組みの中で、維持継承につなげてゆきたいというふうに考えております。

次に紹介する制度は、「京都をつなぐ無形文化遺産」という制度になります。これは先ほどの「京都を彩る建物や庭園」制度の、無形バージョンというようなものであります。特徴としましては、無形文化遺産の保持者、保存団体を定めないということがあります。いわゆる「市民が保持者」というような考え方でございまして、普及啓発によりまして市民の方に知っていただいて、将来につなげていこうというものでございます。これは平成25年度に創設したものです。文化財保護法でいうところの無形文化遺産は、芸能であるとか工芸技術であるとかですが、こういう枠にとらわれないで様々な無形の文化遺産を対象としております。制度のコンセプトとしては、4つ挙げているのですけども、「選定がゴールでなくてスタート」「柔軟で緩やか」「市民に支持される」「規制をかけるものではなく、皆に喜ばれる」ということを挙げております。選定につきましても、分かりやすく幅広く捉えるものにしておりますので、専門的な調査でありますとか、価値評価を行っているものではありません。選定をするということを重視しております。

この制度では、これまで「京の食文化」「京・花街（かがい）の文化」「京の地蔵盆」この3つを選定してまいりました。最初に選定をしましたのが「京の食文化」になります。こちらは「和食」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運の醸成という目的もございまして、いわゆるプロの作る京料理、それから全国に「おばんざい」として知られております家庭に伝わるご飯のおかず、それから豆腐や湯葉、漬物などの加工品やお酒、和菓子、お茶などの嗜好品、食事の場所となる室内のしつらえでありますとか、幅広く対象として選定をしています。他にも京都では京都府が文化財保護条例を改正しまして、京料理を無形文化財に指定をする、料理屋さんで組織される民間の団体でありますとか、関係者がそれぞれ積極的に動いているというようなところで、ユネスコへの登録に向けての働きが活発に行われてきたわけです。これにTPPですとか、日本の食の安全性のPR、様々な条件が重なりまして、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されました。一方で、そのことによって国際的に

和食を将来に継承する義務が生じたということでもありまして、そのための取組みも進めております。京都市の中では給食から和食を取り入れるということで、様々な食器を変えたりだとか、調理の仕方を変えるとか、いろいろ取り入れております。もう一つは外国人の料理人の方が日本料理を学べるように特区を設定しまして、勉強にきてもらったりとか。また、高等教育機関に和食文化の研究機関を設置する。これはまだ検討段階ですけれど。こういったことが行われております。京都市で選定しました「京の食文化」では、市民生活の中で京都に伝えられた食文化を伝えてゆくということを主眼においておりますけども、このような大きい和食の保護継承の動きと連携をして取り組みを進めているところでございます。その中で、写真にある「朝ごはんの料理教室」ですけれども、文化財の保護という観点からの料理教室ということでございますが、京都の料理組合さんは250年歴史があるというように聞いておりまして、こちらの団体さんと共催でやっているところでございます。一般の料理教室ですと、調理実習をして調理技術を伝えるということですが、ここではそうではなくて一家団欒を目的にしております。家族が揃って朝御飯を食べてもらおうということで、プロの料理人のデモンストレーションを見ていただき、実際にそれを食べてみんなで片付けをするというような形でやっております。毎日ではないのですが、週に何回か和食の朝ご飯による家族団欒を復活させていきたい。まあそういう郷土食の習慣を復活させたい。そういうような事業にしております。

次に選定しましたのが、「京・花街（かがい）の文化」です。花街は京都を代表する文化でもありまして、舞妓さんというのが「京の舞妓さん」として世界的に認知されておりますけども、庶民にとってはちょっと敷居が高いということがございます。そこで今回の選定にあたりましては、花街の魅力を大きく６項目に分けて紹介をしております。文化の担い手としては芸妓・舞妓。これを中心におきまして、そこに受け継がれている舞や踊り、それから三味線や鼓などの邦楽、こういった伝統伎芸ですね。それからその集大成として春と秋に各花街で開催されます踊り。一般の人が見られる踊りの会があるんですがそれです。それから踊りの会場や練習の場となります歌舞練場、それから伎芸と料理でお客さんをもてなす場となるお茶屋、英語ではバンケットといいますが。そのお茶屋さんとそこに出される料理を作る仕出し屋さんというような、そこで行われるおもてなし。こういったもので構成されます伝統的な町並み。それから芸舞妓が様々なかたちで関わります京都の伝統行事。先ほど言いました祇園祭に、様々な形で参画しております。最後に芸妓舞妓の衣装、お座敷にしつらえる伝統工芸品とその職人も含めて紹介をさせていただいております。つまり、京都の魅力が凝縮されているような所ということで、京・花街の文化というのを出しております。一方、花街の文化は、一見さんお断りというようなイメージもありまして、閉鎖的なところでもあるんですけど、関係者では文化に選定し紹介してもらっていることを非常に喜んで頂いておりまして、それを誇りに修行をされているというふうにも聞いております。一方で、こうした邦楽でありますとか舞踊、伝統伎芸というものについて、もう少し広く捉えますと能や歌舞伎といった伝統芸能全般にも言えますけども、素晴らしさを知らないもしくは理解できないというような状況が、今の日本の中では多くなっているというところがございまして、誰にでも理解してもらえるような取り組みも必要だと考えております。

次は地蔵盆になります。地蔵盆は、岩手にはなかなか馴染みがないのかなと思いますけど、昔、文化庁で行われました調査によりますと、北は山形・福島、南は熊本の方まで、広く日本各地で行われているということですが、京都市内では特に活発に行われています。お地蔵さん自体は、こちらでも祀られていると思いますが、京都はいわゆる碁盤の目の都市形状をしておりまして、その辻々にお地蔵さんが祀られている

ということになります。このお地蔵さんに対しては、今でもそれぞれの町内で花を生けたり、お供え物をしたりして非常に大事にされているところでございます。地蔵盆は、お地蔵さんの縁日であります24日、なかでも8月の縁日に各町内会がお地蔵さんをきれいに洗いまして化粧をして祀り直します。それから提灯などで飾り付けまして、子供を集めて遊んだり、お菓子を配ったりしながら周囲の大人達と交流し、町内の安全や子供たちの成長を願うという行事でございます。昔から都市でありました京都では、大漁とか豊作を祈願するお祭りがなかったものですから、この地蔵盆が盛んに行われたというふうにも言われております。これは子供の祭りですが、夜になって子供が寝てからは大人同士の交流ですとか意見交換の場ともなりまして、日ごろ言いにくいような事柄も話し合われたというように聞いております。京都の子供たちには、これが夏休み最後の行事となりますので、楽しみにしているということで、大人になってもそれを覚えているというようなことでございます。

京都では戦後人口が増えまして、都市の規模が大きくなって郊外にマチがたくさんできてゆくんですが、そこでも地蔵盆が行われるということになりまして、いわゆる町内コミュニティの活性化に大きな役割を果たしているところでございます。新しい町でお地蔵さんのない地域があるんですけども、そういったところはお寺さんからお地蔵さんを借りて地蔵盆をするというようなこともありまして、積極的に行われています。こうした地蔵盆なんですが、古い街並みがなくなってマンションが立てられたり、子供がいなくなって高齢者ばかりでお子さんがいなくなって行われていない地域も出てきています。こうした背景から、地蔵盆を残していきたいということで、この選定をしたというところでございます。

この地蔵盆は同じ時期に各町内で一斉に行われるということで、実は他の地域ではどんなふうにされているかなかなかわからないというのが実情です。今回選定にあたりまして、京都で行われている、あるいはまたかつて行われていたところを含めまして京都の地蔵盆の姿を改めて文章にまとめております。これは新しく地蔵盆をやりたいというところ、大人だけでもやりたいというふうに考えているところを、支援したいということもありまして冊子を作成したということでございます。この七月からその冊子を配布したところです。

「京都をつなぐ無形文化遺産」制度というのは、普及啓発によって将来へつなげていこうというものですので、具体的な支援策はありません。また文化遺産に対して、詳細な調査であるとか価値評価という研究を行うものでもないんですね。将来に残してゆきたい文化遺産であるとして選定し、普及啓発の取組みを進めるという性格のものです。市民を遺産の保持者にするこの制度につきましては、特定の個人や団体を支援する制度は馴染みませんので、具体的な支援策については今後も検討はしないというところでございます。普及啓発といいましても、我々文化財セクションだけではなかなか難しいところであります。市の中でいえば観光であるとか、文化、地域の団体とかまちづくりのセクションと連携して行う必要がありますし、市民団体や企業にも参加をしてもらって進めなければなりません。こういったことを合わせて、総合的に取り組みを進めてゆきたいと考えております。これまで選定してきた3つは、制度の創設時に想定していたものでございました。今後の選定につきましては、市民アンケートでありますとか、審査会の意見をいただきまして、今のところ五つの候補が上がっております。中でも年中行事ですとか、人生の節目に行う行事、あとは火の文化、京菓子というものが挙がっております。次回は着物の文化を選定しようということで、準備を進めているところでございます。市民に愛され、京都にとって大事な文化を将来につなぐ制度に育てていければと考えております。

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度など京都市独自の取組について

平成２７年７月１１日

京都市
CITY OF KYOTO

“京都を彩る建物や庭園”制度

市民が京都の財産として残したいと思う建物や庭園を，公募によりリスト化し，市民ぐるみで残そうという気運を高め，それらの維持・継承を図るため，京都市独自の制度として創設（平成23年11月）

制度の現状（平成27年3月末）

推 薦 305件 → 選 定 236件 → 認 定 64件

湯川秀樹旧宅

増田徳兵衛商店

花山天文台

“京都を彩る建物や庭園”制度

支 援 策

所有者交流会（H25～）

- 所有者が抱える悩みや知恵を共有できる機会を提供
- さらなる維持・活用を図る意識を高める
- 平成26年度は，大江能楽堂にて，能楽体験・京町家の維持管理についてのセミナー・交流会を実施

“京都を彩る建物や庭園”制度

支 援 策

ランクアップ助成（H26～）

- 文化財指定登録等を受け，維持・継承の確実性を高めていくことを目的として，価値の保全，再生を図るための改修に対し助成
- 修景・修復工事に要する費用の3分の1（限度額300万円）
- 平成26年度は，「国登録文化財」を目指す認定物件に対し助成

対象物件

（改修前）

（改修後）

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度

趣　旨

- 時代とともに変容しながらも，世代を越えて暮らしの中で伝えられてきた数多くの無形文化遺産
- 定義や概念，保存団体が不明確であることから，現行の法令上，文化財としての指定・登録が困難なものもある
- それらの価値を再発見，再認識し，内外に魅力を発信するとともに，大切に引き継いでいこうという市民的気運を盛り上げるため，京都市独自の制度として創設（平成25年4月）

コンセプト

- 選定がゴールではなくスタート
- 柔軟で緩やか
- 市民に支持される
- 規制をかけるものでなく，皆に喜ばれる

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度

「京の食文化ー大切にしたい心，受け継ぎたい知恵と味」（選定第1号）

- 「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録を京都から盛り上げる
- 京都の長い歴史の中で育まれ，季節感やおもてなしの心などの精神文化が浸透した京都の食文化
- 「いただきます」，「ごちそうさま」といった感謝の気持ち
- 「一汁三菜」を基本とし，「出汁」をベースにした健康的な食文化
- 食生活に節目をつける「おきまり料理」や暦に合わせた「行事食」
- 五色，五味，五法を五感で愉しむ

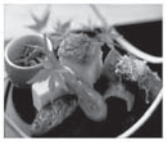

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度

「京・花街（かがい）の文化ーいまも息づく伝統伎芸とおもてなし」（選定第2号）

- 数々の伝統伎芸により心のこもったおもてなしをする文化が連綿と受け継がれている花街
- 「五花街」
  （祇園甲部，宮川町，先斗町，上七軒，祇園東）
- 太夫文化を現在に伝える「島原」
- 伝統伎芸とおもてなしの担い手「芸妓，舞妓」
- 花街を支える「ひと」，「わざ」，「もの」
- 100年以上の歴史がある歌舞練場をはじめとした「まちなみ」
- 四季を彩る花街の「伝統行事」
- 花街には伝統文化とおもてなしの文化が凝縮

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度

「京の地蔵盆ー地域と世代をつなぐまちの伝統行事」（選定第3号）

- 毎年8月中旬から下旬にかけて行われる京都の夏の風物詩「地蔵盆」
- 町内安全や子どもの健全育成を願う町内の行事として，京都をはじめ近畿で盛ん
- お地蔵さんを飾り付け，お供えをして祀り，その前で子どもたちが集まり遊ぶ
- 数珠まわし，お菓子の配布や，ゲーム大会，福引きなど，子どもを主体とした行事
- 住民同士が顔を合わせ，子どもを見守りながら，世代を越えて交流を図る機会
- 日頃から，お地蔵さんの前で手を合わせ，祠を綺麗に掃除し，新しい花を活ける
- まちの辻々で見かけるこうした光景は京都ならでは

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度

ニュース　京都新聞社

無形文化遺産に「きもの文化」 京都市、4例目に選定へ

京都市は、市独自の制度「京都をつなぐ無形文化遺産」で、新たに「きもの文化」を選定する方針を決めた。和装業界などが着物の国連教育科学文化機関（ユネスコ）無形文化遺産登録を求めている動きも踏まえ、市としても「無形文化遺産」に選び、着物を身に着ける文化の維持・継承につなげていく狙いがある。

市によると、「きもの文化」は着物そのものだけでなく、着物を身に着ける七五三や十三参りといった伝統行事、製造での伝統の技などを含む見通し。識者や関係者らによる審査会が本年度中に3回程度開かれ、選定理由や範囲を協議する。

西陣織会館で行われている着物ショー。着物文化の維持・継承も課題になっている（京都市上京区）

京都をつなぐ無形文化遺産は、定義や概念、保存団体が不明確で従来の文化財制度では指定や登録が困難なものを対象としており、これまでに「京の食文化」「京・花街の文化」「京の地蔵盆」の3点を選定している。

「きもの文化」は4例目になる。市は審査会の市民委員3人を公募中で、29日まで受け付けている。市ホームページからダウンロードできる応募書類と800字以内のリポートが必要。市文化財保護課TEL075（366）1498。

【2015年06月24日 17時00分】

地域の熱意と汗でよみがえる遠野遺産

遠野文化研究センター文化課　課長補佐兼文化遺産係長
佐　藤　浩　彦　氏

ご紹介にあずかりました遠野市文化課の佐藤と申します。こういう場所でお話させていただくのは、随分久しぶりに感じておりまして、今回の趣旨に沿ったお話ができるかいささか不安ではありますが、よろしくお願いいたします。

タイトルは「熱意と汗でよみがえる遠野遺産」ということで、本当にしゃれではなく、熱意と汗がないと文化財は蘇らないという意味で、こういうタイトルをつけさせていただきました。これは遠野遺産のイメージ画像で、左上のほうが荒神さま、右上がメガネ橋、左下のほうが重淵渓、右下のほうが荒川高原牧場というような、こんなイメージを遠野遺産に抱いて頂ければ良いと思います。

まず遠野市の概要ですが、人口が29,700人余、世帯数が10,757世帯、面積が825.62平方キロメートルということで、面積の割には人口が少なくて、現在も人口減少に歯止めがかからないことに危機感を持っています。森林が約８割を占める、遠野市は岩手県の中南部に位置します北上高地の盆地ということで、あまり経済規模も大きくない地方都市になってございます。遠野市の特徴といたしまして、誇れるものは何かといいますと、古いものが残っているということです。これは神社でもお社でも、石碑なんかもそうなんですが、古いものを大事にする、心を伝える、伝承するという気風が、地域に息づいているところがあるのかなという解釈をしています。なぜかと言いますと、遠野は盆地なので冬寒くて夏暑いという環境の中で生きるためには、お互いが協力しないと生きていけない、命をつないでいけないという社会の中で培われた気風じゃないかというように言えるかと思います。また、かつては内陸と沿岸を結ぶ中継地として、花街なんかもありまして、非常に栄えた時期もあったんですが、交通の発達とともに、経済的にあまり豊かと言えなくなった現状があります。その中で人々がすがったのは、信仰、神への祈り。こういう厳しい中でお互い頑張ってゆくために、遠野はいいところだ、遠野大好きだという人たちがたくさんいるというところがあり、古いものが残っているという土地なのかなと思っています。

一方で、行政もちょっと変わっていまして、他の市町村にはあまり見られない組織で、公民館ではなくて地区センターという行政組織があります。旧村単位に９箇所ございまして、主事級の市の職員を常駐配置しておりまして、地域と行政を結ぶ末端の窓口として機能しています。そちらで地域住民の課題・要望等を吸い上げ、それを市の施策の中に反映していく組織となっています。この地区センターが、私たちが遠野遺産制度を立ち上げて運営していく上で、大きな役割を担う末端の行政組織として大いに役立っているところでございます。

どこの市町村でも地方の市町村には、また被災された沿岸の市町村でも、似たような課題があると思いますが、現状課題としては少子高齢化が進んで、人口が減少して地域が衰退している。限界集落ということも昨今はささやかれる状況でございますが、その中でこれまで個人で支えてきた文化的な資源を維持できない、修理できない、管理できないという課題が多数見受けられるようになってきました。それに対して、市も財政難で職員数も削減され、支援にも壁があってなかなか住民の支援というとこまでは手が届かないというのが現状でございます。文化財担当部局につきましても、指定の文化財についてはいろいろ手をさしのべることもできるのですが、対象外の文化財資源のほうについては

各自にお任せするというようなことで、行政の方としても積極的な支援を打ち出せないというジレンマもございます。そこで何らかの形で、そういう課題をクリアできないかということで考え出したのが、遠野遺産認定制度でございました。市民の守り伝えるべき宝物、これは文化財全般になりますが、これが地域の魅力になるんだと、これが地域づくりの役割を担える一つのアイテムだというふうに捉えました。今までの指定文化財につきましては文化財保護法による保護と支援があります。これは客観的価値を重視した専門家の調査があり、意見が重視されて、指定して保護していくというやり方です。ただし、遠野遺産については、これは地域の住民が守りたいという主観的な価値を重視した観点で選定をする遺産で、これは指定文化財であっても、未指定文化財であってもかまわないという条件ですので、中で重複する部分が一部ございます。ただ、地域の人たちが特に守らなくてもいいよという文化財もございますが、今のところ遠野遺産で認定してもらって地域が守りたいというものに対しては、行政が手を差し伸べられるという状況をこの制度の創出によって作り出しております。

これは制度開始の時に配布したパンフレットの表紙です。平成19年からスタートしました。地域住民自らが地域の魅力を再確認する、自分の地域にはどんなものがあるのか、どれが大事なのか、そういうところを再確認していただいた上で、推薦書をあげていただいております。それを契機としたコミュニティの醸成と地域づくり、みんなが遺産に関わって、修理や活用していくことによってコミュニティの醸成と地域づくりを推進しようという目的が二番目にございます。また、地域の住民が主体的になって、こういう活動を行うため、行政の主導によらない文化財の保護と継承が図られるという利点を目指して制度をスタートしています。ただし、地域住民主体に任せるといっても、全くの任せっぱなしということではございませんので、意見・助言・指導等は事前協議等により行政の方でも関わりを持っていますし、その代償としまして自主的活動に対する支援制度というのも合わせて創設してございます。

遠野遺産認定制度の流れをわかりやすく示すと、こういうフローチャートになります。春先に募集を行いまして、地域の方々が見直しを行って「やっぱりここを遺産にして直したほうがいいね」というところを話し合ってもらい、推薦書を作って頂きます。その時には地区センターがお手伝いをします。そして推薦書を取りまとめたものに基づいて、事務局で学術的な裏付けや補足的な部分を加えて調査票を作成し、認定調査委員会という独自の委員会で扱うことになります。委員会は、地域づくりの代表者の方々プラス学識者という10～15名程度で構成されています。この委員会に、調査票をもとに現地調査をして頂いて、地元の人たちからお話を直接聞くということをして、その後に審議を経て意見書を出して頂く。この意見書をもとに市長が認定書を交付するということで、告示して認定が正式に決まるという流れです。認定される遠野遺産としましては、文化財の種類ほとんどを網羅しているという中身になっています。郷土芸能あり、有形文化財や天然記念物あり、自然名勝あり、という制度になっています。

遠野遺産は、「みんなが守ります」「みんなが大事にしています」「これからも守っていきます」というのが条件で選定をされるという制度でございまして、プラス選定の条件に「遠野らしさ」という、誠に曖昧な言葉であまり細かい規定はございません。様々な視点から、様々な年代の方から、それぞれ「遠野らしい」というものが違うんですけれど、「みんながいいな」「遠野らしいな」と感じたものについて認定します。ただ、それが守られるという条件付きで認定していくという形なので、認定が遠野遺産にとってはスタートで、そこから保護活動や活用活動が本格的に始まることになります。そして、地域づくりが推進されるという形になっております。そして、それを支える支援策としまして、「みんなで築くふるさと遠野」の推進事業があ

ります。これは遠野遺産の修理や活用に対する事業計画が提出された場合、補助金として支給されるものです。上限は100万円、実費の９割までとなっています。ただし、条件として挙げておりますのが、その修理に地域の人が参加することですね。業者丸投げは絶対だめです。どうしても地元の人が材料を買ってこられない、もしくは技術がないと直せないので専門家の人がやらないとならない、というものについては補助をしますが、地元の人が作業のお手伝いをするとか必ず参画するというのが条件となっております。このことにも審査会がありまして、審査会で了承されれば支援も受けられるという形です。平成19年からスタートして９年目になるんですけども、141点認定を受けている遠野遺産がありまして、この補助制度を使って地域づくりや修理を行っているという遺産が毎年10数件ございます。当初は全然周知ができなかったので、周知のほうにだいぶ時間をかけさせていただきました。現時点では、遠野遺産とはこういうものだと広く市民権をいただいておりまして、「来年はどういうものにするかな」「どれを直そうかな」というような話や声がけを頂けるぐらい、市民の間には浸透している制度となってございます。

実際、どんなことが行われたかという事例をご紹介します。これは元八幡宮です。今は遠野八幡宮という郷社が遠野祭が行われる遠野一の神社ですが、阿曽沼時代には松崎町光興寺にその神社がございました。後に遷宮されたわけですが、元あったところにもお社がありまして、その境内地を地域の人たちが大事にしたいということで遠野遺産となりました。みんなで木を伐採して木の皮を削って、それで舞台を作って、地域外からきた学生と一緒にコンサートやイベントをして盛り上がっているということです。確か30万か40万円位の補助事業だったと思いますけども。

こちらは、遠野七観音・鞍迫観音という観音様ですが、七観音信仰で７つの観音様を一日でお参りすると願いがかなうという信仰がある観音様です。その観音様へ行く途中の橋が腐っていて渡れなくなったので、これの付け替えをしたいということになりました。地域の方々が参加してお手伝いをして、今では立派に橋を渡れるようになったというものです。必要な材料や重機は補助事業のほうで援助をしているという活用事例です。

これは寺沢川の渓谷なんですが、これは自分たちが歩いていてすごく綺麗なところだ。散策路もあったんだけれども老朽化してしまって、行政に言ってもさっぱりなにもしてくれない。遠野遺産に認定して頂いて、せっかくの美しい渓谷をもっと多くの人に見てもらいたいと地元の方々が汗水を流して、遊歩道を再整備したという事例でございます。

こちらは、羽黒堂と羽黒岩ということで、堂籠りの民俗行事が現在でも行われているお堂です。お堂の周りと参道が非常に傷んでいて、行くのが大変だということで地元の方々が一念発起しまして、真冬の寒い時期ではありましたが、一生懸命歩道を整備して、完成記念写真を撮って、現在も堂籠りという行事が継続されているというような事例でございます。

これはちょっと変わっていまして、遺産の数が増えまして遺産巡りをしましょうと、ウォーキンググループの方々が遺産を巡って、いろんな遺産についての物語をその中で勉強していこうという動きができてきました。一つ一つの遺産に色々なお話、逸話があったりします。先ほどから、ストーリーが大事だ、遺産そのものだけではなくてそれにまつわるストーリーだ、ストーリーがあるからものが大事なんだというお話等がありましたが、遠野遺産の中にも本当に不思議なお話がたくさん残されています。そういうお話を聞きながら遺産を巡る、というような中身になってございます。よそでは信じられないかもしれませんが、愛宕さんでお神酒あげをしばらくやらなかったら、集落で火事になった。そこでお神酒あげを再開して愛宕さんを拝んだら、それ以降集落で火事が起きなくなった。事実だそうです。また、別の話では、太平洋戦

争に行く時に、戦勝祈願の神社にお参りをし、その集落でお参りをして行った人は誰ひとり怪我をしないで帰ってきたという事実です。よその地域で語られるこの様な話は信じてもらえませんけれど、遠野遺産に関してはこのような信じがたい事例が一つひとつの遺産の中にございます。

先ほども言いましたが、皆さんに回覧して欲しいと思い、前列にこういうものを置いておきました。遠野遺産のガイドブックです。遠野遺産になった場合には、地域の人たちが自分たちでこれを直そうとか、こういうふうに活用しようと考えて計画し実施をされているわけなんですが、行政のほうはそれに対する経済的支援を行います。一方で文化財サイドとしては、その情報をできるだけ多くの方々に周知する意味合いでこういうガイドブックを毎年作っております。特集ページを組んで遺産を紹介したり、活用事例を紹介したりという形で、毎年どんな特集ページにしようかといろいろ考えています。今年は遺産になっている神社と、これまた遠野遺産になっている神社で行われている郷土芸能、これをいつどこに行ったら見られますよというマップを付けさせてもらいました。また、今年こういう事業をやった団体さんがいましたよ、という活用事例の紹介等もガイドブックに記載して、希望者には市民であれば無料で配布しておりますし、観光協会や博物館では一部200円で販売させていただいております。印刷費は3,000部作って大体30万円弱なんですけれども、その売り上げを印刷費の一部にさせて頂いております。また、千葉の国立歴史民俗博物館にも置いて頂いております。関東方面にいらっしゃるご親戚の方にも宣伝していただければと思います。

その他にも、有形の遠野遺産に認定された団体のところには、「遠野遺産」という表示板を設置させて頂いております。お値段が約6万円から7万円くらいで、耐用年数が30年ほどのものです。これをつけさせて頂いて、地元の方の誰が見ても「ここが遠野遺産になったんだな」と「人が来たら自慢してやるかな」と思うようにしております。郷土芸能などの無形遺産につきましては、団体の旗に「遠野遺産第何号認定」というように書いたものをつけて頂いて、遠野遺産に対する愛着を深めるような取り組みを併せて行っております。

やっぱり、個人で守れないものは地域で守るという意識で、推薦をするのは地域の団体に限定されております。個人の推薦はありません。自治体と地域づくりの方で推薦書を作成して提出をし、その団体さんが責任を持って同意をもらって守っていくということになります。141件にもなり、今年は3件候補が推薦されまして、来週の金曜日にその会議が開かれます。点から線、線から面となった遺産の活用を今後どうするのか、市長さんの目論見は産業・観光に利用活用できないかというところにあるようです。始まって9年も経ちますので、そろそろ記念誌を作成したいと考えており、それぞれの遺産の物語を改めて聞き取りをして、冊子を作成させていただきたいなと思っています。合わせて最初の頃に認定された遺産が今どうなっているのか、認定後の動向等についても今年検証するためのアンケート調査などにもご協力いただこうかなと、思っているところでございます。

これからの「文化財」シンポジウム基調報告　2015/07/11

熱意と汗でよみがえる
遠野遺産認定制度

遠野市遠野文化研究センター文化課 補佐兼係長　佐藤浩彦

遠野市の概要

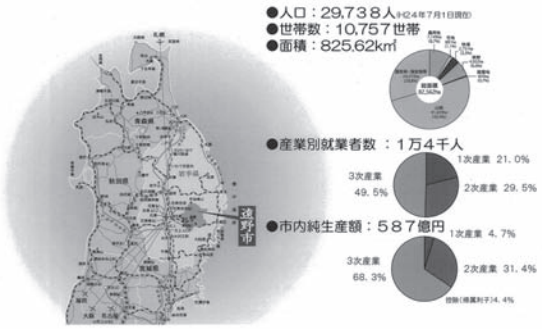

遠野の特徴①

古いものが残っている

＝古いものを大事にする意味や心を伝承する気風が地域に生きている。

・厳しい自然環境に生きる
・経済的に豊かとはいえない
・信仰心と郷土愛

遠野の特徴②

旧村単位に地区センター
地域住民と密着した行政窓口

地域の実情を把握し、課題を認識、行政に反映

遠野市の現状課題

・高齢化、人口減少、地域の衰退

・文化資源を個人が維持できない

・市の財政難、職員減＝支援の壁

・指定対象外の文化資源の保護

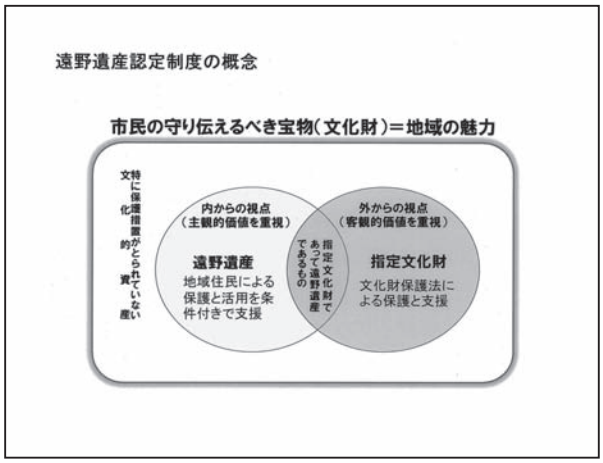
遠野遺産認定制度の概念
市民の守り伝えるべき宝物（文化財）＝地域の魅力
特に保護措置がとられていない文化的資産
内からの視点
（主観的価値を重視）
遠野遺産
地域住民による保護と活用を条件付きで支援
指定文化財であって遠野遺産であるもの
外からの視点
（客観的価値を重視）
指定文化財
文化財保護法による保護と支援

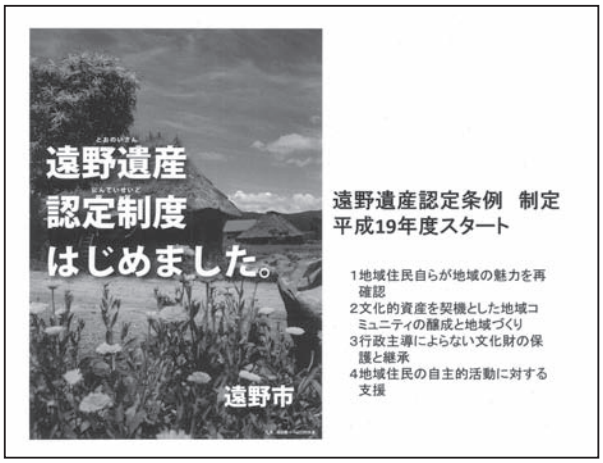
遠野遺産
認定制度
はじめました。
遠野市
遠野遺産認定条例　制定
平成19年度スタート
1地域住民自らが地域の魅力を再確認
2文化的資産を契機とした地域コミュニティの醸成と地域づくり
3行政主導によらない文化財の保護と継承
4地域住民の自主的活動に対する支援

遠野遺産認定制度
遠野遺産ってどんなもの？
例えばこんなものが…
これからも市民の手で保護・活用されるもの
遠野の魅力をあらわしているもの
遠野遺産認定制度
制度の位置付け
こんな流れで進めます。

「遠野遺産」に認定されたら、こんな活動してみては？
地域づくりの補助金対象
上限100万円　9割
業者丸投げはダメ

遠野遺産
外山開墾記念碑と及川源次郎恒次の墓
Sotoyama Cultivation Memorial and the Tomb of Oikawa Genjiro Tsunetsugu

遺産の保護活用事例①
遠野遺産第35号　元八幡宮境内地及び夫婦杉桜
（もとはちまんぐうけいだいちおよびめおとすぎざくら）
コンサートの様子
地域の熱気で遺産を活用！
舞台も地元が手作り
地元の手作りコンサートで
遺産を活用

遠野遺産認定制度のこれから

・点→線→面となった遺産の活用

・それぞれの遺産の物語を記録

・認定された遺産の再点検

第２部

パネル
ディスカッション

熊
岩手県
佐々木
前大槌町教育委

遠野文化
課長補佐
本中
文化庁世界文化遺産アドバイザ

遠野文化
課長補佐
本中
文化庁世界文化遺産

佐々
前大槌町教育
松本 博明
岩手県立大学盛岡短

佐々
前大槌町教育委
松本 博
岩手県立大学盛岡

●**大石**　それでは時間となりましたので、パネルディスカッションを始めさせていただきます。このパネルディスカッションには、今までお話し頂いた方々に加えて、二人のコメンテーターに参加頂いております。ポスターなどに案内しましたように、被災地の文化財関係の方からお二人お願いしました。

お一人は、今年の３月まで大槌町教育委員会生涯学習課課長でいらっしゃった佐々木健さん。もうひと方は、岩手県文化財保護審議会会長で、このコンソのメンバーでもある盛岡大学教授の熊谷常正さんです。

それでは始めさせて頂きますが、本中さんのご講演は全般的な国の話でございました。その話はひとまず置いておきます。まず、次に具体的な取り組みについて基調報告をして頂いたわけなんですけども、他の人たちの話を聞いて、これは補足したいと思うようなことがありましたら補足して頂きたいと思います。加えて、他の方々から、もう少し補足説明して欲しいということがありましたら出して頂きたいと思います。

順番では、まず被災地の石碑調査ですが、被災地の石碑調査については独自の取り組みの事例ではありませんので後にすることにすると、奄美群島の「シマ遺産」についてになります。これは私の報告でしたが言いそびれたことが一つありました。そもそもこれは、「歴史文化基本構想」に基づく「文化財総合把握モデル事業」として採択された三年間の取り組みが出発点でございました。その中でスタートしたわけですが、それが終わりましてからどのようにやっているのかというと、最も基本となる「シマ学講座」は中山さんを中心とする方々のボランティアに負うところが大きいのです。どこからも特別な資金を受けているのではなくて、各市町村の教育委員会を通じて実施することを知らせて、そして協力してくれる人たちで地域を回って歩いているというやり方で続けているのですね。ですから、これから何かの形にしてゆくとなる時には、どこからかの予算の後付けがないと進んでいかないと思うのです。ただ、一方で出てきたものを奄美遺産に認定していくということについては、協議会が存在しておりますので進んでいきます。しかし、そこに出てくるために、地域の人たちと自分たちの文化を一緒に考えるシマ学講座なるものは、ボランティアということになっているわけです。これについて何かお聞きになりたいことはありませんか？よろしいですか？

次に、京都市の独自の取り組みについてでしたけれども、これについて宮本さんから補足することは何かありませんか？他の方々はどうですか？では、私から１点お聞ききしたかったことがあります。それは選定の手続きのことでして、申請されたものをどういうように扱ってそれを選定していくかということについてです。有形と無形の二つの試みがありましたが、切り離して別個のものとしてやっていくのかということを含めて、教えて頂ければと思います。

●**宮本**　まず、有形の方になりますけれども、それは市民からの推薦ですので、応募方式ということです。応募があったものについて、審査会のほうで審査するという形になっています。それから無形の方ですが、これはあらかじめ京都市の方から候補を挙げて、市長が審査会に審査をお願いするという形で出しますので、京都市がどういったものを無形遺産にするかを決めます。今、着物の審査を始めているところですけれども、この前の審査会では何を審査すべきかということで広く学識ある方から意見を頂いて、これを市の中で検討しまして事務局で決めるというようにしまして進めているということです。

●**大石**　ありがとうございます。コメンテーターの熊谷さんから質問があるようです。

●**熊谷**　非常に興味ある活動ですけれども、宮本さんが所属なさっている部署は教育委員会の組織ではなくて、市長部局に入る組織なんですか？もう一つは、京都はいわゆる「看板条例」によってずいぶん景観が変わってきていると思うのですが、実際のありようとか、お考えがあれば聞かせて頂ければと思います。

●**宮本**　私どもは文化市民局という部署になっております。かなり早い段階で、教育委員会から市長部局の方に文化財の担当が変わっております。全国的には教育委員会さんがほとんどであるかと思いますが、いくつか我々のように市長部局で文化財を担当させて頂いているところが市町村の単位ではあるようでございます。

それから景観のことですが、看板の話が出ておりましたけれども、景観政策というのは今から10年くらい前から打ち出しまして、屋外広告の張り出し

看板が四条通にほとんどなくなりまして、祇園祭の時に見えなくなりましたということが新聞に出ておりました。去年の8月が期限になっておりまして、今はちょっとわからないのですが、8月の段階で7割、それから2ヶ月かかって2割になったと聞いております。私自身、景観に関して看板のこのことは効果として良かったと思いますし、いろんな方から評価を受けているということでさらに良かったかなと思います。景観政策は看板だけじゃなくて、屋根の形状とか色々やっておりますので、この10年でだいぶ変わったという印象があります。

●**熊谷**　最初の話ですけれども、今取り組んでいる今日ご紹介いただいた活動というものは、市民サイドとかいうような話が出てきますので、やはり市長部局にあった方がやりやすいんじゃないかと思うんです。教育委員会にあれば、限界がある仕事ではなかったかと思うんですが、その点はどうなんでしょう？

●**宮本**　そうですね、教育委員会さんはわりと学校を中心にしておりますので、地域とのつながりというのは京都市の中では強いと思います。教育サイドにあってもいいのかもしれないですけれども、一方市長部局内では例えば観光や都市計画、こういうところと連携してゆくこともできます。文化財保護法の中身を見ますと、伝建地区はうちでは都市計画が担当しておりますので、そういった意味で市長部局にあると連携しやすいというところもあると思います。

●**熊谷**　こういう質問をさせていただいたのは、本日の基調講演で本中さんが、最後の方で言っていらっしゃったこれからの文化財というものの在り方を考えますと、もう教育委員会に文化財行政を委ねているのには、日ごろから私自身限界が来ているのではないかと感じているものですから、そういった意味でお尋ねさせて頂きました。

●**大石**　ありがとうございました。そもそもそれぞれ独自の取り組みを作っていくことのきっかけは色々あると思うのですが、そのきっかけと絡めてもう少し後で議論してみたいと思っていた質問でした。

もう一つお聞きしたかったのが、京都を彩る建物や庭園の制度の方で、市民個人の推薦で選定していった時に個人の資産の問題ということも絡んできたと思うんですが、そのあたりはこの制度を考えてゆく上で、いろんな意味で縛りになったり、認める時に問題になったりしなかったのか、どうでしょうか？

●**宮本**　推薦が「個人の方からの推薦ということが問題か？」ということでしょうか？

●**大石**　推薦もそうなんですが、持っている方も個人の所有ということですよね。

●**宮本**　まずは推薦については、個人の方を対象にした制度なので、特に推薦の方がどなたかということはあまり話題にならないというか、議論になっていません。我々事務局サイドからは「またこの人出してる」とか、「この人そろそろ出してくるだろう」など、そういう情報はあるのですが、あまり重視されていません。推薦される建物のほうですが、文化財保護法の文化財指定登録上の問題はあまり問題にはしません。

●**大石**　ありがとうございました。他にどうでしょうか？

●**本中**　誰からどのような物件の推薦があったのかの情報は公開されるのか、ということをお尋ねしたいと思います。たとえ誰かが推薦しても、所有者との合意が成立しなければ認定には至らないわけですよね。どのような推薦案件があったのかというリストは行政の内部で共有されているとのことでしたが、それを市民が知りたいと言った場合には公開することになるのでしょうか？　あるいは、もう既に公開されているのでしょうか？

●**宮本**　個人情報の関係なのですけども、推薦者は基本的に無記名でも大丈夫なんですね。誰の誰かというのを、京都市が正確な情報として把握しているというわけではありません。お名前とメールアドレスくらいの情報で把握しております。お名前もメールアドレスも、基本的にそれだけを公開することはしておりませんので、情報は基本的に出さないということです。

●**本中**　選定されたもの、認定された物件について

は公表しているんだけども、誰が何を推薦したのかという情報の公開はしていないということですか？

●**宮本**　そうですね、特に公開はしていません。募集があったとき、どんな推薦があったのかという情報公開の要求があった場合にも、特定できないような状況にしております。もちろん、推薦され選定されたものにつきましても、今公表しているのが写真と○○家という情報だけなんです。それ以上出しますと実際に見に行かれる方が多く出てしまいますので、リストには載せ、HP には写真とかは載せているんですけども、所在地情報は載せていないという状況でございます。

●**大石**　はい、ありがとうございました。通常は指定文化財ですと、どちらかというと所在地を公開して、いろんな方に見てもらおうとするのですけれども、それをしないというのは大変面白い試みだと思います。ということは、推薦というよりもこういうのがありますよという情報提供をしていただいて、実際にそれを選ぶ側でその価値を調査して選んでゆくという、そういうシステムだということですね。

●**宮本**　そうですね。ただ、最初の選定という手続きの段階では推薦文と写真により選定を行っておりますので、調査というのは次にランクアップする認定の段階で行うことになります。選定の場合は必ずこの段階で調査するものではなくて、審査員の先生から「これ大丈夫かな」という疑義が出されたものについては聞き取りに行ったり、見せて頂いたりして補足調査をすることがあるということです。

●**大石**　はい、ありがとうございました。京都についてはよろしいでしょうか？それでは次は遠野にまいりたいと思います。遠野についてはいかがでしょうか？

●**佐藤**　質問が来る前に説明させていただきますが、遠野遺産認定制度は文化課という部署で私たちが担当して行っておりますが、部局的には市長部局になります。この部署では、普通の文化財を扱う必要があるため、教育委員会に兼任辞令を出していただいて、文化庁の補助事業等の事務業務については教育委員会辞令をもってその仕事を行いますし、遠野市独自の文化財制度につきましては市長部局の辞令をもって行っているという状況です。

●**大石**　はい、ありがとうございます。今全体で141 件。結構な数だと思うんですけれど、これは調べればいいことですが、だいたいどういうカテゴリーが入っているんでしょうか？

●**佐藤**　有形文化財のカテゴリー、無形文化財のカテゴリー、自然のカテゴリー、それらが組み合わされた複合遺産というカテゴリー、という４つの大きなカテゴリーがございます。その中で多いのが、有形と複合というカテゴリーが半分以上を占めています。65 件位が有形になっていまして、あと 20 件位が複合ということになっている状況です。多くはムラの仏閣や社さんとか、御神木とかそういう組み合わせの遺産が多くて、神社とかは昔から地域の人たちと繋がりがあって、拠り所になっていて大事にされているということが、認定のケースでは伺える状況かなと思っております。

●**大石**　はい、ありがとうございます。実際、指定文化財になっているものと、遠野遺産と重なるものの話がありました。指定文化財になっているものについて、遠野遺産にもして欲しいというようなことが増えているのでしょうか。どれくらいあるのでしょうか？

●**佐藤**　すいません、今数までは把握しておりません。ただ、そんなには多くないかな、という印象があります。あまり印象に残っていないということは、数は多くないのではないかと思います。最初、どう指定文化財と棲み分けするのだと部内でも混乱がありました。しかし、標識を立てることで遠野遺産というステータスが定着して、指定文化財と価値を比べるようなことはなくなるのかなと思っております。

●**大石**　はい、ありがとうございます。結局、指定文化財との一番大きな違いというのは「遠野らしさ」というお話でしたよね？おそらく、指定文化財の中でも、「遠野らしさ」ということで重なってくるものが出てくるのではないかと思いますね。

　では、今紹介されているのは三つの試みです。これらの試みについて、私は基本的な考え方としては国の考えていることと遠くないところに出発点があったり、あるいは運営していく中には国の考え方

と同じものがあるのではないかと思います。

おそらく、「釈迦に説法」で、今日の話の前からご存知でいらっしゃったと思うんですが、本中さんからこの三つのことについて何かコメントを頂ければと思います。

●**本中**　ありがとうございます。遠野や京都の場合においても、石碑の場合においても、3人の方々が仰ったように、文化庁が実施している制度や事業は、そういった具体の事例から学んで進めてきたわけです。遠野遺産に類するものが、他の自治体にもかなりあるということは承知していますし、他の事例も含めて共通の取り組みを全国に紹介したりすることも行っています。そんなところでいいでしょうか？

●**大石**　いやいや、もう少し語って下さい（笑）。例えば、今後の展開についてアドバイスはありませんか？

●**本中**　先ほど佐藤さんが仰ったように、遠野遺産の今後のモニタリングや経過観察をどのように行っていくのかは極めて重要な課題だと思いますね。誰が経過観察を行うのかということ、それから支援の制度をどうするのかですね。京都の場合もそうでしたが、手厚い支援を伴う制度ではないということをどのように共有してゆくのかが課題ではないかと思います。次世代へ伝えるべき遺産として、存在そのものを市民の間で共有の知識として行くことは大事なんだけれども、先立つものが薄いのでどうしたものかと。みなさん、制度の趣旨を踏まえつつも、その点についてかなり苦労されているのではないかと思います。

●**大石**　遠野遺産の制度について似たようなものが全国にはあるという話がありましたが、具体的には遠野を先進事例として調査に来たりとか、他の行政と連携して情報交換しているというようなこともあるんでしょうか？

●**佐藤**　この制度のスタートは、「平泉に世界遺産があるんだったら遠野にも自分たちが誇れる遠野遺産があってもいいんじゃないか」ということから始まりました。そこで、よそで同じような考え方を持って制度に取り組んでいるところはないか調べようということで、全国の遺産制度の独自の取り組みをされている事例を探しました。北海道だったり、仙台だったりというところの制度の、いいとこ取りをするような形で組み立てていきました。現在、うちの制度はある程度地域住民に認知されまして、制度が安定して継続されるようになり、パンフレットも作成してあちこちに配布させていただいたせいもありまして、現在は熊本県の菊池市遺産とかがうちの制度を模倣したような形で独自の文化財保護制度を立ち上げていますし、一昨年は山形市からも視察においでになりました。今年も他のところからおいでになるということもありまして、うちの制度がいいかどうかはわからないのですが、今の段階ですと制度が定着して視察に来て頂いているという状況です。ただ、そういうところとネットワークを構築するというのはまだ先なのかなと思いますし、その時にうちの制度がどうなっているのかというのも担保されているわけではありませんので、今後の動向如何かなと思います。

●**大石**　ありがとうございます。独自の取り組みを展開している市町村に対して、国が何らかのかたちで支援するというような考えは今のところないですか？

●**本中**　文化庁が、各自治体の定める顕彰制度に対して特に支援をするということはないですね。各自治体で独自にやっておられて、そのこと自体に意義があるわけですから。これまで、私は遺産の顕彰制度について太宰府市の職員の方々と議論する機会が多かったのですが、太宰府市の市長さんが全国史跡整備市町村協議会という私たち文化庁の圧力団体（笑）の会長をやっておられるので、市長も含め職員の方々ともよく議論してきたわけです。市長ご自身が太宰府遺産の制度を創った人なんですね。今日報告があった奄美遺産に関わっておられる専門家も、もともと太宰府遺産の制度創設に関わってきた専門家で、太宰府遺産から奄美遺産へとブラッシュアップしてゆくような取り組みが行われています。地域の人々の間で、自治体の組織の中で、さまざまな努力が行われているわけですが、他方で文化財関係の予算は限られていますから、国交省などの他省庁関連の事業と連携することによって、遺産の保存・顕彰のための多様な取り組みをやって来たわけです。けれども、近年は国交省も予算取りが厳しくなり、苦労されているようです。他省庁との関わり

を作る中で得た情報を各自治体と共有することに努めていますが、各自治体独自の取り組みに対して経費面での支援を行うという動きはないですね。

●**大石**　はい、ありがとうございました。確かに文化庁の予算規模が今出てきた省庁とはずいぶん違いますので、いろいろな工夫があり、問題があるのだと思います。

今、一つ一つの取り組みを検証してきたわけですけども、ここでちょっと松本さんに話を振りたいと思います。三つの文化財保護法とは少し違うようなかたちで取り組まれているものの事例が紹介され、松本さんからは石碑の調査をして石碑からこういうことが語れるのではないかというような話をいただいた訳ですけども、この石碑調査が見通しとして三つの事例のあり方などと関わるようなことがあるのかどうか。思いつきになってしまうかもしれませんが、何か思うところがございましたら、お話をいただければと思います。

●**松本**　難しい質問で、なかなか答えづらいのですけれど、今取り組んでいるものというのはとにかくコンテンツを作るということでして、それらをどういう形で町が活用していただけるのかということのご提案を申し上げながら取り組んでいるという実態がございます。この前も山田で報告会を開催したところ、同じような悩みを抱えていらっしゃる市町村の方がおいで下さって、具体的な取り組みについてご質問下さったところでありまして、まさにその具体的なところでじゃあどうするかというところで留まっているという現状です。ただ見通しと言いましょうか、制度には疎いものですから明るい方々にお教え頂きながら、今後どのようにすれば別のテーブルに移っていけるのかを考えてはいます。とにかく今は調べたことを、山田の石碑については全てわかるようにしたいということが一つ。それから何かいろいろなものをぶら下げてゆくようにすれば、このデータを使っていただくことでいろんな切り口が出てくればいいと思っています。というところまでしか、今のところ見通しを立てていないです。

●**大石**　ありがとうございます。私が申し上げたかったのは、山田の調査を始めたきっかけというのは、物というか従来の例えば家の中に入っているものとか、具体的には民具を保存していた倉庫が流れてしまったとかがあって、山田町ではほとんどそうしたものが失われてしまった。そういう中で、もしかしたら石碑はある程度残っているかもしれない。しかし、それが今後の復興のための様々な工事等によって全部消え失せてしまうかもしれない。だから、とにかく石碑だけでも全部確認をできたら、という考えがあったわけですね。だから、そのような考えは一つの地域である山田だけの問題ではなく、被災地全体の問題として考えてゆかなきゃいけないことじゃないかと思うんです、奄美のように。だから山田だけではなく、他のところもそれを全部、今ご苦労なさってやって下さっていることが他の地域にも広げることができると、その中で新しい展開ができることになるのかと思って質問しました。

●**松本**　おそらくそうなんだろうな、と何となくは思っております。それから山田町での取り組みというのは、きっちりとしたある形で終了させなければいけないと思っています。それを沿岸の市町村、おそらくそれだけではなくて日本中がこうした災害について被害地域になる可能性、危険性が当然あるわけですので、そういう中でこの取り組みが何らかの示唆をもたらすものであれば、それは望外のことなんですけれども。そのような見通しを今は何となくは感じています。今おっしゃったようにほとんど流れてしまったんです。その中で石碑は流出したものもありますけれども、倒れて残ったと。

●**大石**　私は、実は巡礼の碑というものをあまり勉強したことがなくて、松本さんと一緒に山田の石碑の調査をやってみて、けっこう西国三十三所巡礼碑があって驚いたんです。なんで山田から西国巡礼に行くのだろうと思って、興味深く思ったんですよ。例えば、日本全国の広域的な文化遺産みたいなものを考えた時に、西国三十三所の巡礼碑というのは、それがあるところに西国三十三所の霊場をお参りするという巡りの信仰があるということになります。その信仰を広域で捉えようとすれば、今度のような石碑の調査というのが、そのひろがりを確認できるというように繋がっていくのかなと思います。私はそのように思ったものですから、ピンポイントで市町村別とか地域ごとに考えてきたストーリーを超えたものを考えられる可能性として、そういうものを調査し残すという意義があるだろうと思ったわけです。

●**松本**　先程も申し上げたように、全ての碑については属性を全部つけてありますので、西国霊場信仰であるとか日待講であるとか、その他の巡礼塔であるとか、動物供養塔であるとかということがわかるようにデータを作ってあります。それをさらに、豊間根・大沢・山田・織笠といった地域ごとに分類できるように作ってあります。そして、それぞれの地域にどれが多いか、ということがわかるようになっています。ですから、今大石さんが仰ったように、山田の中でも豊間根という内陸部と沿岸部との石碑の属性が大きく違っていることがわかります。このことをもう少し広がりを持って敷衍化すれば、いろいろなことがわかってくると思います。

●**大石**　はい、ありがとうございました。お待たせをいたしました。佐々木健さんに、そろそろ今までの話を踏まえて大槌町についてお話し頂きたいと思います。私ども岩手歴史民俗ネットワークでは、震災の年にまずは文化財の被害状況を調査させて頂きたいと申し出まして、半年間調査をして報告をまとめたということがありました。そして、そこからもう4年経とうとしていますけども、様々な状況を踏まえて、今まで活動なさってきた取り組みをお話し頂きたいと思います。また、今日のこれまでの話を踏まえて、是非コメントをいただければなと思います。

●**佐々木**　ありがとうございます。今、お話し頂いたように、熊谷さんが先陣を切っておいでになって、大槌の文化財がその後どうなったのかを調査させて欲しいということを言われ、ぜひお願いしますと答えました。それがあったことで、被災して流出・消失したかなと思ったものが、たくさん残っていたということもわかりました。熊谷さんたちは夏前に来られたかと思うんですが、あの当時の私は、避難所の係をしていて現場に出て文化財がどうなっている、石碑がどうなっているとかいうことが考えられるような状態でなく、文化財がどうなっているかを見て回るというようなことはできませんでした。盛岡方面の方々が被災地の支援に入ってくれたこと、とても感謝に堪えません。改めて感謝申し上げます。

今日の話からは少し離れると思うのですけれど、被災地の文化財のありように関して少しお話ししてみようと思います。当時私は図書館長も兼務していましたので、図書館を再建しようと、ただしただの図書館にしても有益ではないと考えました。大槌は小さな町だし財政的にもかなり厳しいものですから、博物館も資料館も、動物園も水族館もあるわけではない。そういう中にあって、ただ図書館を復活するだけではダメだろうと思い、MLAを建てるという構想を立ち上げました。このことは最初の復興計画書の中にも入れてあります。それはM（ミュージアム）L（ライブラリー）A（アーカイブス）。ただ図書館に本があるだけではなく、そこに色んなオブジェクトとして文化財やそれらに関係するものがあることによって、それがミュージアムの役割をする。あるいは被災したものであるならばアーカイブスにもなるだろうと思います。あるいはギャラリーの要素をも含めたものにしたいと考えました。私は行ったことがないのですが、大英博物館などは博物館とはいうものの、博物的な資料に限らず書籍や絵画などもあったりする。そういったものが有機的な活用のされ方をするということをうかがったことがあります。被災地で、これからまた新しい文化を作っていくことの意味、図書館に行って情報を知ることで学び情報を発信するだけではいけないだろうと。大槌にはすごく長い歴史がありますから、未来に継承するための一つの装置としての箱、すなわち建物が欲しい。たとえば、幸いなことに我が町では石碑をほぼ悉皆的に調査しており、文字データが残っています。資料として残っています。そういった物を複合的に見る・学ぶというような施設を作ることで失われた文化財が、失われた過去の時間が、そこに三次元として立体的に復元することが可能な、そういった施設を作ろうということで、2年間かけて基本構想を作り、基本計画を作りました。

その最終形としてもう一歩踏み込んだ施策をと思ったのが、今日お話しのあった遠野の事例なんです。遠野では「遠野遺産」というのをやっているぞという情報があって、大槌町でも「大槌遺産」をやろうということになりました。その実現に向け条例の準備をしてきました。少し話は外れますが、かつて文化祭をやる時に、たとえば文化財にカテゴリーがあるように、文化祭にも絵画の部門があったり、写真部門があります。ある時、あるお爺さんが、自分の畑で採れたじゃがいもなんだけれども、それを作品として文化祭に出したいと言うんですよ。その時にそれを入れるカテゴリーがなかった。そこで考えました。そうかフリーの部分があったっていいんじゃないか。なんでもいいから自分の作品として出

せるものがあったらいいんじゃないかということで、フリーという部門を作ったんですよ。そのことが頭にあったものですから、指定文化財にならなくても、それを自分たちの宝物だと思う人たちがたくさんいる訳ですね。それを形にするために何かないかと思った時に、「遠野遺産」という制度があったんです。そうすると先ほど佐藤さんの話にあったように、棹の頭につける冠頭綬とは別に、あちこちで文化財指定を受けている伝統芸能の団体は、「何々町指定文化財」と刺繍が施された「長旒旗」を掲げている。そういった物を自分たちも作りたいけれど、指定文化財にならない伝統芸能にも何かの証拠が欲しいという話が震災後実際に出ていたんですね。震災復興にたくさんお金を頂戴して、彼等も被災から立ち直ったことのお礼にあちこちに行ったりして、その時に示す肩書きが欲しいということなんですね。そこで「大槌遺産」と認定することによって、彼等は胸を張って外に出て行ける。自分たちは指定文化財ではないけども、やれるんだということになることが、これから被災地の中で立ち上がっていく大きな力になっていくんだろうなという思いがありました。なので、そういう事をやろうと思っていた時に、他の部署に異動になってしまったので、後の方にちゃんと引き継ぎはしたんですけれども、スムーズには行かなくてなかなか難しい問題がある。

もう一つ、熊谷さんも話されてましたが、教育委員会の中で文化財を完結させるというのはほとんど限界に来ているだろうと思います。そこで新しい学びと情報発信のMLAができた暁には、教育委員会の中の図書館というセクションではなくて、そこから抜け出るということを視野に入れていました。それは先ほど本中さんの話にもありましたけれども、創造都市という考えがあります。文化創造都市は、世界的にやっている取り組みです。その中で今日本の中においても遠野の事例もそうです。平成３年に当時の文部省が公民館の役割に地域活動というのを加えたのですが、そうした公民館が担うべきまちづくりを、教育委員会から生涯学習も全て首長部局に持って行くケースもありました。そうする時にまさに文化政策として、これまで京都がやってきたのがそうだと思うんですが、教育委員会の文化財保護ではなくて、町がこれから復興に向かう時の一つの文化政策としてそういった核になるものがきっと必要だろうなと思います。そこに箱モノとしてのMLAを用い、それを装置として活用し、システムの手段として条例化することによって、それが住民の誇りにもなるだろうと考えました。外に向かっても地域情報の発信ができ、かつそこに人を呼び込める文化政策的なものも、これからの町の復興には必要になっていくのかなという思いがあります。以上です。

●**大石**　ありがとうございます。今、文化政策という話がありましたけども、そういうような考え方というのは遠野とか京都ではどうなんでしょうか？京都はだいぶ進んでいるということなんでしょうか？

●**宮本**　京都の私どものセクションというのは、文化市民局それから文化芸術都市推進室というところにありまして、文化芸術企画課というのが同じビルの隣のフロアにあるんです。文化政策それから文化財の政策が、同じセクションでやっているというところになっております。僕は文化芸術基本計画、そういった中にも文化財の活用なり、文化財の修繕というのが入っておりますので、文化財が文化セクションの仕事だという位置づけでは進んでおります。

●**大石**　ありがとうございます。遠野も遠野文化センターがあって、そのあたりどうなんでしょう？

●**佐藤**　遠野もまだ歩き始めたばかりではありますけれども、文化政策を行う部局として遠野文化研究センター部を新たに立ち上げました。そこに調査研究課と文化課と図書館・博物館という部署が配置されています。そして、先に触れましたように教育委員会部局と兼任辞令で文化財担当というふうな形です。遠野には「『遠野物語』発刊百周年」という年が最近あったんですけれども、その時に後々の100年に繋げるこれからの遠野で残していくもの、育てなければいけないものというようなものを地域づくりに役立てようということで、新しく発足した部でした。一体どういうことをやるのかということで、担当者も手探りな部分はあるんですけれども、「語り部1000人プロジェクト」とか「遠野文化フォーラム」とか、そのような取り組みを通じて基礎的な調査の部分を担保するとともに、将来これを継続していってくれる、文化財を担ってくれる人材育成を考えています。そして、これは行政マンだけではなくて広く市民の方々の中にもそういう人材を育てましょうということで、現在行政としては取り組みを行っているというような状況です。

●**大石**　ありがとうございました。やはりそういう話を聞いていると、独自の取り組みを進められる背景には、従来の教育委員会生涯学習課というような枠組みではないところで行うということが影響しているような気もします。全国の市町村の教育委員会ではないところが、多く取り組みを行っているというような傾向があるんでしょうか？

●**本中**　文化財行政を教育委員会から首長部局など他の部局に移したという事例は京都が老舗ですけれども、他のところでも結構増えてきましたよね。私はそのような動向自体を否定しませんし、各自治体の施策の中でありうる選択だろうと思います。しかし、それがすべてを解決する方法だとも言えないと思います。教育委員会が一元的に所掌することのメリットや、他の行政部局から独立した形で教育委員会が責任をもって担当するということの意義もあります。どちらを選ぶかのかは各自治体の判断です。ただし、文化政策や文化観光政策において文化財が重要なソースになっている、大きな役割を果たしているということは事実であり、今日の参加者の大半はそのことを否定してはいないと思います。文化財の管理部局が、観光や地域振興の部局といかに議論し、連携できるのかが大切ですね。観光と文化財は名所・旧跡の遊覧を通じて歴史的に一体のものとして捉えられてきたはずなんですけども、観光や地域振興の部局では文化財そのものをひとつの材料・道具として捉えてしまうような傾向もあるわけですね。そのような部局は予算規模も大きく、場所を活かすためのさまざまなノウハウを持っています。教育委員会サイドにいた文化財部局は、そういうことにはあまり慣れていないという傾向がある。だから、そちらに引っ張られてしまって、ある意味文化的価値の一番大事な部分を失いかけてしまうようなことも起こり得るわけですね。先ほど松本さんが仰っていたコンテンツの一番大事な部分をしっかりと押さえながら、それをうまく活かして行くという視点を観光部局や他の部局と十分に共有しながら、お互いに持っているものを出し合って、共同して創り上げてゆくという視点が大事なのかなと思います。

●**大石**　ありがとうございました。25年前になりましょうか、「お祭り法」なるものが出来た時に、民俗芸能の研究をしているお年寄りたちが、「文化庁がやらないで他の省庁がやるんだったら、民俗芸能が食い物にされる。観光のたしになってしまう」と言って、ずいぶん反発をしました。私はその批判を批判する論文を書いて、お年寄りに嫌われて今日に至っています。しかし、その時はそういう考えが非常に強かったのですけれども、もはやそんな考えはなくなってきていますし、そういうようにしないと先行きが心配な状態になってきています。今、市町村での独自の取り組みということで話を進めてきましたが、今度は市町村を取りまとめる県の立場ということで、熊谷さんからお話を頂きたいと思います。例えば文化財というものをストーリーで描くとか、それから広域の地域のものと考えた時に、町村合併を含めていろんな形で枠組みがしばしば変わっていますので、市町村の枠組みで捉えるということはわかりにくくなっているというか、限界が来ていると思うんです。そうした時に、それをどう評価していくのかということがあって、市町村の上の段階というと県になるのでしょうが、今日のような話を聞いていてどういうふうにお考えになったかお話を伺えればと思います。

●**熊谷**　市町村を越えてという話の前に、新たな取り組みの一つのきっかけとなったのは、やはり町づくり法と景観法とをにらんだかたちでの歴史文化基本構想が実際的にスタートしてきたということがあります。そして、東北地方では秋田県北秋田市と福島県三島町と岩手県盛岡市が選ばれて、歴史文化基本構想を作ったという経緯があります。その時に、地方公共団体というか市町村がそれを受けたという形になりましたので、奄美のような市町村の枠を超えてということは基本的にはその中にはなかったわけです。いくつかの文化財を関連付けて、関連文化財という新たなストーリーづくりをする中で、一つコアになる指定文化財、その範囲というのは歴史文化基本構想の中では市町村の枠の中に終わっておりました。しかし、関連文化財ということでいくつかのキーワードに触れるような文化財をピックアップしていけば、市町村の範囲から外れることがあってもそれが当たり前なのかもしれない。そうした枠組みを作ることは可能だろうと思います。ただ、先ほどの「シマ遺産」についても、ボランティアのようなかたちでしか活動できない。盛岡市とか、具体的なバックアップしてくれる資金、事業計画そのものが具体的にはなかったために、現実には活用することに着手できないでおります。ただ、広域で考える

ことの、きっかけにはなったのではないかと思います。例えば、先ほど松本さんの話の中で出てきた津波記念碑は沿岸各地に、古いところだと江戸時代のものからありますが、そうしたものを共通のチェックポイントでチェックしながらデータを把握してゆくなどということがあれば、地域を超えて一括して、ということがビジョンとしては出てくるのかなと思います。

ただ、残念ながら岩手県の文化財の指定状況からいえば、指定行為しかないんですね。遠野がやっている遠野遺産は、登録制度に近いもののようだと思うんですが、登録制度とか認定制度というものは国も持っている。遠野のような市町村も持っている。しかし、県にはないんですよ。ですから、現状として対応するのはきついかなと思います。市町村ごとに指定してもらって、そのデータをどこかに集積するみたいな方法しかとれないのかなというのが現状だと思います。

●**大石**　はい、ありがとうございます。津波被災地の市町村で多くのものが失われたという状況になって、改めて市町村が文化財を増やすことが非常に難しい状況にあります。先ほど松本さんがお話になって、今熊谷さんの話にも出てきました津波海嘯碑ですが、私も同じことを考えてこのシンポジウムのポスター・チラシも大槌庁舎前にあったこれを取り上げました。それを用いたのは、このようなものをこれからどうするかということを考えたかったからです。大槌町だけであれを指定するというようなあり方でいいのか、そういうものを一括して県で調査しようじゃないか、そして一括して指定する。というようなことが、今回の震災から立ち上がっていく文化財保護の動きとして考えられないかと思うんです。スタンプラリーを作らなくてもいいですけれども、観光客が津波記念碑をどこにあるか探しながら見ていくという行動をすれば、津波の記憶をある意味ではずっと絶えることなく伝えて行くことにもなるのではないかと思うんですが、どうですか？

●**熊谷**　具体的に指定してゆく行為というのは、やっぱり所有者の承諾が必要になってくるんですね。石碑の所有者というのは誰なのかというのが、具体的にやっていくと微妙な場合が出てくるんですね。そうするともっとフレキシブルな対応とかができる方法が必要で、指定というふうにはちょっとできないのかなと思います。

●**大石**　ですから、京都の時にその問題を質問したわけです。大切なのは、津波の記念碑について、震災を経験して被災地以外の人もみんな重要なものと認識したと思うんですよね。ですから、そこのところを乗り越えていかないと、今後被災地からどういうものを自分たちの文化として認定してゆくのかというところが、従来と変わらないままでは何も進まず、そのうち工事のためにどこかに移し、所在場所がわからなくなって失われていく、ということになってゆくのではないかと、とても心配しているのですが。

●**熊谷**　先ほど本中さんが言われたように、文化財担当部署が教育委員会にあるというメリットもある。やはり、厳然と文化財である、観光資源ではない、という基本的な立場ですね。もちろん、文化財というのは昔から言われているのは保護しなければなくなってしまうという性格のものですので、文化財をどう守ってゆくかという立場に立っての制度設計をしてゆくのは、どこが担当しようとできるのではないかと思います。問題はちゃんとしたバックボーンというか、登録しただけでなく次のステップに持っていくには、今の制度上ではちょっとやっぱり厳しいかなと思います。

●**本中**　私の個人的な考え方なのですが、海嘯碑は文化的な価値、歴史的な価値が高いと思われますので、最終的に指定に持って行くべきではないかと思います。指定にする時に、所有者と管理者の同意の問題があると仰っていましたが、技術的にどのような手法で範囲を特定し、所有者・管理者等の関係者の同意がとれたこととできるのかについて、別途検討しなければならないと思います。そこにはいくつかのバリエーションがあり得ると思いますから、それらを整理する中で、技術的な課題を解決していくことが可能なのではないかと思います。少なくとも国の登録記念物の制度は個別のものしか対象とできないわけで、一群の記念物の一括登録ということはあり得ません。しかし、指定制度の場合には、ひとつひとつの場所を個別に評価し指定するのが基本ではあるものの、「名勝イーハトーブの風景地」や最近の「名勝おくのほそ道の風景地」のように、ひとつのテーマの下に相互に繋がりを持つ場所を一括し

て指定した事例もありますので、海嘯碑が「線」としての繋がりを持ち、津波が到達した境界線を示す重要な意義に注目する必要があると思います。まずは各地点の意義を周知するとともに、それらの繋がりを注目して一群のものとして価値評価することが望ましいのではないかという気がします。

●**松本**　文化財としてのお話を伺っていて、私が今調査している石碑のことで申し上げれば、津波海嘯碑については昭和・明治津波、それからそれ以前のものも含めて文化財的価値も歴史的価値もあると申し上げたい。さらに津波に対する警鐘として、社会的な価値もある。加えて、実は既に今回の津波の海嘯碑もすこしずつ建ち始めています。つまり、そういうものを含めた形で考えることも必要になった。建っている位置の語るものを考えますと、前のものは別のところに動いたりしているんですが、今回の津波のものは津波と関わった位置に建てられています。今回の震災の津波に関する海嘯碑にかかわって、どうするかという側面がありそうに思いました。

●**佐々木**　ポスターの写真に映っている場所は、御社地（おしゃち）という大槌ではものすごく重要な場所で、元々は東梅社（とうばいしゃ）という名前なんですが、地域の方が敬う意味で、御（おん）、社の地（やしろのち）、ということで御社地と呼んでいる場所です。そこに明治29年の津波記念碑が残されていて、それも今回の津波で流されて、最近になって瓦礫の中から見つかったんです。ポスターに載っているのは昭和8年のもので、朝日新聞が寄付を元に岩手県の沿岸のあちらこちらに建立したものです。こういうものを含めて、それが存在している土地がどういうところかということが重要だと思うんです。この御社地は、町の指定文化財になっているところなんですけれども、今回被災地の復興計画の中に文化財だとか文化がなかなか盛り込まれていないということがありまして、非常に言いづらいんですけども、今後のまちづくりにどのように文化・文化財を使おうかという視点が欠落していると感じることがものすごくありました。私は文化庁の文化芸術による復興推進コンソーシアムのメンバーに入らせてもらっているんですが、そのコンソは被災地の、8割の復興計画に文化・文化財の言葉が載っているよと言っていました。ということは、逆に残りの2割には、復興のまちづくりに文化・文化財の意識が欠如している、と言った方が実態として合っているんです。なので、今後文化財をどうするのか、まちづくりにどう活かせるかという視点をぜひ入れるべきだと思います。実際に、またどこかでこういう災害が起きなとも限らないですから、私たち特に文化財に関わっている人間が、声高にメッセージを外に発信していくことが、間違いなく次に繋がることだと思います。

今回の震災にも、プラスの部分はあります。失敗している事例もたくさんありますが、成功した一つの例を挙げます。大槌の歴史の道が復興工事で全部消えてしまうことになります。広域ということをいいますと、大槌に代官所があって山田も釜石も実は大槌の代官所のエリアだった。その大槌の代官所の前の通りには町家があって、東西に水路があるような町だった。そこのかさ上げ工事をするにあたって、文化財保護法的には近世は発掘調査の対象にならないけれども、自治体の考え方によっては可能だということがあったものですから、ぜひ町家の発掘をしましょうと主張することによって、発掘調査ができました。いくつかの成果があります。岩手県での近世の発掘調査は極めて稀でしたし、加えて、近世の町並みに「水の文化」があることが、すなわち水路がきちんと切ってあることなどが明らかになりました。もしも何もしないでかさ上げ工事をしてしまったならば、未来永劫そういった江戸時代の町並みを伝えることが何も出来なかったのかなと思います。そういったことを、後世に伝えるということに、私たちが取り組んだことは一つの架け橋、足がかりになったのではないかなという思いもありますので、そういうところもぜひ留めて欲しいかなと思います。

最後に、岩手県の方はみんなご存じだと思いますが、大槌にはイトヨという魚がいます。淡水型のイトヨというのは日本全国で数カ所しかいないといわれているんですが、そのイトヨたちが生息している場所まで、源水というところですが、そこまで津波が到達して、さらには津波の引き波で、その淡水型イトヨたちが、町方という町中心部に運ばれました。幸いなことに、そこに湧水があったものだからその中でイトヨたちが生きることができました。一方、遡河型といって、春になると川を上ってくるタイプのイトヨがいます。この二つはまったく種類が違うんですが、この二種類のイトヨたちが湧水のところで出会ったことによって交雑をしてしまいました。要するに、交雑することでDNAが混じったんです。失った文化財が一方ではあるけども、このイトヨの

ようにそこに新しいものが誕生しているということもあるんです。そして、それは私たちのこれからの新しいまちづくりに活かせる可能性があるのだ、ということもぜひ申し上げたいと思います。新しい文化、新しい文化財がそこからまた発展する可能性があるということでマイクを置きます。

●**大石**　ありがとうございました。時間が残り10分を切りました。会場から質問用紙を寄せていただきました。議論の中で、大体の方の質問は取り上げたのですけれども、お一人福島県いわき市からお見えの方から頂いた質問にここでお答えしたいと思います。まず一つは、集団移転地区での衣食住、年中行事などの無形文化財に指定されそうにもないものについてはどうしていますか？という質問なんですけども、集団移転地区の問題については、佐々木さんにお願いします。

●**佐々木**　私は大槌町の安渡（あんど）地区というところに住んでいまして、今回すっかり流されてしまいました。江戸時代から漁業が栄えていたというところで、屋号がたくさん残っているんです。この屋号が、人々が集団移転することによって、屋号もなくなり隣近所のつきあいも別のものになってしまう。そこで、元の町並みから、Ａ地区・Ｂ地区、ＡさんＢさんのところの、というような屋号を残そうという取り組みが行われています。

しかし、今回集団移転することによって、地域の今までの習俗、いわゆる習慣として行われたものが消えてしまうということの危惧はぬぐい去れません。幸いなことに神社が残ったことで、神社を通した祭りというものが地域の大きな核になっている。こういうことから、地域の神社を中心にしたものは残る可能性ある。けれども、地域の隣近所で伝承されてきたものが消えてゆく可能性は非常に高い。大槌の場合、先人の方々が心血を注いで記録したものが残っているものもあり、せめて活字で残せるかなと思います。あるいはそれを何らかの形で復元することができるかなと思います。さっき申し上げたMLAの中にそういうことを盛り込むことができたらいいかな、という夢を持っていたんですが、ちょっと頓挫しているようなところもあって、これからまだまだ被災地における課題だと言うことができると思います。

●**大石**　もう一つは、津波によって植生とか生態系とかについてはどうなっていますかという質問です。一つはイトヨの話題がありましたけれど、県ではどうですか？天然記念物などの指定解除を含めてどうでしょう？

●**熊谷**　県の天然記念物に指定していたものも被災しましたが、まだ手続き的には遅れています。もしかすると息絶えたものもあるかもしれません。それ以上に怖いのは、松食い虫が沿岸部に発生しまして、遠野より北のあたりまで北上してきているんです。これが沿岸部に影響してくるのではないかと危惧しています。植生そのものについては、直接樹木についての被災はありましたが、全体的に植生そのものが変わるというようなことはないのではないかと思います。

●**大石**　時間があと５分を切りました。そろそろまとめに入らなければならなりません。

今日、いろいろなお話を伺って明らかになったのは、今文化財をどう考えるかということについては、従来通りピンポイントで一つのものを考えていくということもあるのですが、以前にも増して文化財についてのストーリーが重視されてきているということです。そして、文化財保護法の枠組みでない取り組みの実践をそれぞれ見ていくと、教育委員会の中ではない取り組みのあり方を考えることも出てきているということも、はっきりしたのではないかと思います。

また、もう一つ考えなければならないのが、今日は残念ながら奄美の中山さんにおいでいただけなくて、そこに話を繋いでいけなかったのですけれども、奄美の基本はシマ遺産、つまり市町村どころか一つの集落の中でストーリーを描いていくのですが、それを集合的に考えて、奄美群島全体の中での文化を考えるというような試みがあるわけです。そういうことを考えた時に、今後被災地域の文化財を考える時に、今日話題になったのは津波海嘯碑ですよね。そういうものを一つのきっかけにして、広域の沿岸地域全体としての文化財が考えられないかというようなことがあるのではないかと思います。

その出発点として、今被災した文化財を確認してデーターベース化することによって、今後の新しい展開も見えてくるかもしれないということが、石碑の悉皆調査ということからも確認されたのではない

かというように思います。

また、コメンテーターの佐々木さんからは、新しい生命、種の誕生というような視点で、津波被害というマイナス面ばかりではなく、このことによる新しい文化財の創出もあるというように捉えることもできるというお話もありました。

ちょっと話はずれるですが、今NHKのBSプレミアムで「あまちゃん」が再放送されていています。「北限の海女」を扱うということで、久慈市の小袖の海女がモデルになっています。そこで思ったのが、このドラマでは海女はウニばかりを捕ることになっていますが、アワビを採るということもあります。これは潜水漁の技術です。捕ったアワビを、次には保存のために加工して干しアワビを作るという食品加工の技術が生まれます。そして、盛岡藩の廻船業で財をなした大槌吉里吉里の前川善兵衛は、徳川幕府にいじめられる藩の財政を助けて巨額の資金援助をし、そのための収入を上げるために海外貿易された「長崎俵物」に三陸の乾物を持ち込みます。その干しアワビが中国に伝わって、中国の高級食材として三陸のアワビを用いることが現在でも伝えられています。このような津波被災地をめぐる一つの文化のストーリー、ものすごい広域のストーリーですけれども、決して孤例ではありません。シルクロードがあるわけです。

私どもの奄美シマ遺産の調査の中で、倉木崎海底遺跡というのに行き当たりました。中山さんはアクアラングを背負い、潜って調査されたそうです。海底から、中国南宋時代の陶器が大量に発見されたんです。難破船が落としていったようなのですが。今、岩手大学の平泉文化研究センターは、平泉に伝わる青磁・白磁の陶磁器を東アジア全体の問題として捉えようとして、同時代の各地の陶磁器との比較研究を行っています。中尊寺金色堂の螺鈿（らでん）に使われる夜光貝は奄美のものです。中山さんが館長をされていた博物館でも、平泉との関係は展示に記されていたと思います。そういうことも含めて、文化とか文化財というものを従来の市町村の枠組みで考えるのではなく、もっと広大なストーリーを描くことで、私たちの新しい文化財が創出できるような気がするんですけど、いかがでしょうか？

このような嘯（うそぶ）き話でまとめさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

〈編集・発行〉
いわて高等教育コンソーシアム事務局
（岩手大学総務企画部総務広報課内）
〒 020-8550　岩手県盛岡市上田三丁目 18－8

〈印刷・製本〉
山口北州印刷株式会社